

『源平盛衰記』全釈（一六—卷五—3）

早川厚一  
曾我良成  
近藤泉  
村井宏栄  
橋本正俊  
志立正知  
森田貴之

其中ニ西光法師<sup>1</sup>ヲ召取テ大庭<sup>2</sup>ニ引居タリ。相国ハ素絹ノ衣ヲ着、尻切ハキ、長念珠後手ニ取テ、聖柄<sup>3</sup>ノ刀サシ、中門ノ縁<sup>4</sup>ニ立テ、西光法師<sup>7</sup>一時<sup>8</sup>睨テ、噴声<sup>9</sup>ニテ、「無<sup>10</sup>ニ云甲斐<sup>11</sup>下藨ノ過分ニ成上、朝恩<sup>12</sup>ニ誇ル余、無誤天台座主奉流罪<sup>13</sup>、剩<sup>14</sup>入道ヲ亡サント申行ケル条ハイカニ。アラ希怪ヤ希怪ヤ、凶也<sup>15</sup>々々、スハ、ヤ山王之冥罰ハ蒙ヌルハ」ト宣ケリ。西光ハ天性死生不<sup>16</sup>知ノ不当仁<sup>17</sup>ニテ、入道ヲハタト睨返シテ、「西光全ク謀叛ノ企ヲ不<sup>18</sup>存。此<sup>19</sup>恥ニアフ事、運<sup>20</sup>ノ窮ニアリ。但耳<sup>21</sup>ニ留事アリ。侍程ノ者ガ<sup>22</sup>勒負尉ニモナリ、受領、檢非違使ニ至ラン事、何カ過分ナルベキ。始タル事ニ非ズ。去テカク宣<sup>23</sup>和入道ハイカニ。王孫トコソ名乗給ヘドモ、昔ノ事ハ見ネバ知ズ、御辺ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌<sup>24</sup>レシ人ゾカシ。其嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ叙爵ヲタニモ不<sup>25</sup>賜。シカモ<sup>26</sup>繼母ニハ<sup>27</sup>値タリ。難<sup>28</sup>過カリケレバコソ、中御門<sup>29</sup>藤中納言<sup>30</sup>家成卿ノ<sup>31</sup>幡磨守ニテオハセシ時、<sup>32</sup>受領ノ鞭ヲ取、<sup>33</sup>朝夕ニ<sup>34</sup>費ノ直垂ニ<sup>35</sup>纏<sup>36</sup>ノ足駄ハキテ通給シカバ、<sup>37</sup>京童部ハ『高平太』ト云テ<sup>38</sup>咲<sup>39</sup>シゾカシ。其ヲ恥シトヤ思給ケン、扇ニテ顔ヲ隠シ、骨ノ中ヨリ鼻ヲ出シテ<sup>40</sup>閑道ヲ通給シカバ、又<sup>41</sup>童部ガ先ヲ<sup>42</sup>切テ、『高平太殿ガ扇ニテ鼻ヲ挟タルゾヤ』トテ、後ニハ『鼻平太々々』トコソイハレ給シカ。去ドモ<sup>43</sup>故刑部卿殿、近江国水海船木ノ<sup>44</sup>奥ニ<sup>45</sup>テ、海賊甘人ヲ被<sup>46</sup>擲進<sup>47</sup>タリシ勲功ノ賞ニ依テ、保延ノ比カトヨ、御辺十八歟九歟ニテ四位ノ兵衛佐ニ成給タリシヲコソ、人々『トシ』ト申シカ。其ガ<sup>48</sup>今太政大臣ニ成タルヲコソ、下藨ノ過分トハ申ベキ。此条ハ争カ<sup>49</sup>諍給ベキ」ト、<sup>50</sup>高声ニ<sup>51</sup>門外マデ聞エヨト云タリケレバ、入道余ニ腹ヲ<sup>52</sup>立テ<sup>53</sup>為<sup>54</sup>方

ナカリケレバ、縁ノ上ニテ三踊四躍々々給フ。

【校異】1〈蓬〉「ヲ」なし。2〈近〉「めしとつて」、〈蓬〉「めしとりて」。3〈近〉「ひつすへたり」、〈蓬〉「引すへたり」。4〈近〉「しきれ」、〈蓬〉「尻切」。5〈近〉「とつて」、〈蓬〉「取て」。6〈近〉「たつて」、〈蓬〉「たちて」。7〈近〉「しはし」。8〈近蓬〉「にらまへて」。9〈近〉「いかりこゑにて」、〈蓬〉「嘖声にて」。10〈近〉「いひかひなき」、〈蓬〉「いひ無甲斐」。11〈近〉「なるうへ」、〈蓬〉「成上り」。12〈蓬〉「縛る」。13〈蓬〉「滅さんと」。14〈近〉「ぞんぜず」、〈蓬〉「不存知」。15〈蓬〉「恥を」。16〈近〉「きはめに」、〈蓬〉「窮に」。17〈近〉「ゆげいのせうにも」とし、「げい」の右に「きゑイ」を傍記。〈蓬〉「靱負尉にも」。18〈近〉「しゆりやう」、〈蓬〉「受領」。19〈近〉「わにうたうどのは」、〈蓬〉「和入道殿は」。20〈近〉「わうぞんとこそ」。21〈近〉「まゝは、には」、〈蓬〉「継母には」。22〈近〉「かせいのきやうの」、〈蓬〉「家成卿の」。23〈近〉「はりまのかみにて」、〈蓬〉「播磨守にて」。24〈近〉「じゆりやうの」、〈蓬〉「受領の」。25〈近〉「あさゆふに」、〈蓬〉「朝夕に」。26〈近〉「かきの」、〈蓬〉「貫の」。27〈近〉「きやうわらはへは」、〈蓬〉「京童部は」。28〈近〉「たかへいだと」、〈蓬〉「高平太と」。29〈近〉「かんだうを」、〈蓬〉「閑道を」。30〈近〉「わらはへか」、〈蓬〉「童部か」。31〈近〉「きつて」、〈蓬〉「切て」。32〈近〉「たかへいだとのか」、〈蓬〉「高平太殿か」。33〈近〉「はなへいだとこそ」、〈蓬〉「鼻平太く」とこそ。34〈蓬〉「故形部卿殿」。35〈近〉「おくにて」、〈蓬〉「沖にて」。36〈近〉「今」なし。37〈蓬〉「門外までも」。38〈近〉「三おどり四おどり」、〈蓬〉「三おとり四躍」。39〈近〉「おとり給ふ」、〈蓬〉「おとらせ給」。

【注解】○其中二西光法師ヲ召取テ大庭ニ引居タリ 鹿谷の謀議発覚後の展開は、成親の捕縛から語り始める〈鬪・延・屋・覚・中〉と、西光の捕縛から語り始める〈長・盛〉に分かれる。まずは、六月一日から二日にかけての事件展開について、『玉葉』『顕広王記』によって確認しておきたい。『玉葉』は「人伝云、昨日禅門相国参院、有御対面云々、大略堅東西之坂、可責台山之儀、一定了云々、然而入道内心不悦云々」（安元三年五月二十九日条）、「人伝云、今晝、入道相国坐八条亭、召取師光法師、〈法名西光、法皇第一近臣也、加賀守師高父、禁固之、被問年来之間所積之凶悪事、并今度配流明雲、及讒邪万人於法皇、如此之間、非常不敵事等云々、又今旦招寄成親卿、同以禁錮、殆及三面縛云々、武士充満洛中、雲集禁裏、但院中寂寞云々、緯絶常篇、不違記録、猶院近臣等、

悉以可擲取云々」（六月一日条）、「去夜半刎西光鎖了、又成親卿流遣備前国、相副武士両三人云々、或云、西光被尋問之間、可危入道相国之由、法皇及近臣等、令謀議之由承伏、又注申預其議定之人々交名云々、随彼状可捕擲之輩太多云々。或云、成親於路可失之由云々、又云、左大将重盛平に申請云々、此間説縦横也、難取実説歟」（同二日条）と記す。また『顕広王記』は、「夜半被擲取西光云々、可有故、自申刻軍兵等宛満洛中、馳散上下」（五月二十九日条。傍線部ミセケチ）、「入道相国八条亭被召籠新大納言成親卿并西光法師等、軍兵満路頭、奇異事歟、大納言面縛籠楼、西光交足拷問、凡院近習者十二人、可及刑罰云々、凡可処答者七人云々」（六月一日条）、「納言配流、西光今晝斬云々、按察・頭中将光能・法執行俊（寛カ）被召籠云々」（同二日条）。

傍線部ミセケチ」と記している。これらによると、五月二十九日に清盛が院參、東西の坂を固めての叡山攻撃についての議定が行われ、清盛は不満を持ちながらも了承させられた。この二十九日の申刻ころから洛中には平家の軍勢が充満する状態となっていた。その夜半に西光は捕縛・拘禁され、年来重なってきた「凶悪事」、および明雲の配流のこと、さらには万人を法皇に「讒邪」したことが糾問された。この間「玉葉」は「非常不敵事等」があったと記す。この不敵を現代的な「大胆で恐れないことや乱暴で無法なこと」という意味で理解し、『顕広王記』にある「西光交足拷問」などの清盛の西光に対する扱いが正規の手続きに則って行われない過酷な私刑であったことなどを指していると解釈されがちであった。しかし、この時期の記録類には現代的な意味での「不敵」の用例は見られない。例えば、『玉葉』には「不敵」のより強調表現としての「不敵不敵」の用例が数例確認できる。「資賢卿応召參入、而称打梨之由」遂電退出云々、尤不敵々々（安元二年二月十四日条）とありこれは源資賢が參入したものの打梨の衣を理由に逐電したことへの批判、「去一日梅宮祭忌却不由被、尤不敵々々」（養和元年十一月十二日条）とありこれは由被が行われなかったことへの批判、「母儀寺益供不持来直送了云々、尤不敵々々」（元暦元年七月十四日条）とあり、これは益具を持ってこなかったことへの批判、「奉行職事光綱遲參之故也云々、尤不敵々々」（文治五年十二月十一日条）、「藏人不候、不敵々々」（建久二年五月七日条）とあり奉行職事や藏人の遅参に対する批判、などである。以上のように、この時代の「不敵」は現代的な意味で用いられることは少なく、むしろ「不適」の語で表現されるべき「かなわざる事」、すなわち通常事態とは違

混乱状態を意味する言葉であった。『玉葉』当該記事は、西光の「年来之間所積之凶悪事」「今度配流明雲」「讒邪万人於法皇」という行いが、正規の手続きから外れた非常に望ましくない行為「非常不敵」と（入道相国≡清盛）により判断されたということだ、という意味である。翌一朝には成親が捕縛され、面縛の状態で監禁され、洛中、ことに高倉天皇の禁裏周辺には武士たちが充満している状態であった。一方、後白河院周辺は「寂寞」たる有様で、院の近臣等が次々に捕らえられた。その夜半に早くも西光は処刑され、二日には成親も備前国へ配流された。また、西光の白状の結果、中将光能、俊寛他名の挙がった人々が六月二日に捕縛された。早川厚一は、『玉葉』六月一日条に見る「今晝」と「今日」の用例を検証した上で、今晝は、夜明け方、今日、今朝に近い意味で使われていると考える。「西光の捕縛は成親の捕縛より先に行われたらしい。『顕広王記』の五月二十九日条に、「夜半西光を搦め取らると云々」とあるように、西光の捕縛は、五月二十九日から六月一日の夜半にかけてのことかと考えられる。山門攻めを余儀なくされた清盛は、この窮地を脱するため、先ず、院の寵臣であり、山門事件に深く関わる西光を、「年来の間積む所の凶悪の事」「明雲を配流し、及び万人を法皇に讒邪す」という容疑で逮捕し、厳しく拷問にかけたところ、意外にも鹿谷事件の謀議を白状したというような可能性はなからうか（五七頁）と述べる。重ねて、西光の罪状が、捕縛時点では「被問年来之間所積之凶悪事」、并今度配流明雲、及讒邪万人於法皇」（『玉葉』六月一日条）となっていたのが、処刑に際しては「可危入道相国之由、法皇及近臣等、令謀議之由承伏」（同二日条）と変更されているのも、「平

家は、西光の白状以前に、謀議の輪郭すら捉え得ていなかった可能性があるのではなからうか（五八頁）と指摘する。付け加えるならば、『玉葉』五月二十九日条の五月二十七日に福原から上落した清盛が（玉葉）二十七日条）、翌二十八日には参院、そこで叡山に対する武力行使を無理無理承知させられたが、清盛としては内心大きな不満を抱えていたという状況も、早川の指摘を補強するものであろう。加えて、『顕広王記』六月五日条に「法勝寺執行俊寛解官解官、尋事発者、寄事於大衆謀、欲誅禅定相国云々」（傍線部ミセケチ）とあり、「鹿谷の謀議の際、事を例の山攻めに寄せて、清盛を討とうとする動きもあったようである」（早川厚一、五八頁）とする。この点については、元木泰雄①も「ここで注目されるのは、西光が法皇、近臣とともに清盛を「危め」と謀議したことを承伏した（『玉葉』六月二日条）点、そして『顕広王記』六月五日条にも、俊寛が解官された原因として、「ことを大衆の謀に寄せて、禅定相国を誅せんと欲す」とある点である。後白河・俊寛も交えて、清盛暗殺の謀議があったことは疑いない。（中略）最大の問題は謀議に後白河も加わっていたことである。西光に拷問を加えて、関係者を聞き出したのは、後白河が関係したか否かを確認したのではないだろうか。（中略）後白河までもが清盛攻撃に加担していたからこそ、清盛は成親・西光の殺害という非常手段を講じなければならなかったのである」（二五九頁）と述べる。なお、西光の白状について、『玉葉』は「或人云、西光白状事実事云々」（六月一〇日条）と記しており、貴族の間でも信憑性をもって認識されていた事がうかがえる。なお、事件発覚後の展開については、諸本でかなりの異同が見られる。まずは〈延〉によって事件の展開を示しつつ、

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	延
	成親を西八条へ呼び出し、一間に幽閉	謀反に加担した人々の捕縛 * 謀議参加の連浄、俊寛、康頼等を捕縛	西光のもとへ松浦重俊を派遣	院御所へ参内途中の西光を捕縛	西八条殿の門外で糺問、拷問、白状を清盛に提出	清盛、邸内で西光と対面	清盛による西光への糺問 * 答で打つ	西光の「過分」非難への反論	清盛、西光への拷問を命ずる	西光の白状を書き付ける	西光の口を割く	清盛による成親の糺問、拷問	
11	×	10	9	8	7	×	6	5	4	3	×	7	1
7	×	6	5	4	3	×	2	×	×	×	×	1	1
11	×	×	9	7	6	8	5	4	3	2	1	10	長
10	9	8	7	6	5	×	4	×	3	×	1	2	屋
12	11	10	9	8	7	6	5	×	4	×	3 <sup>*</sup> 8	2	2
12	11	10	9	7	6	5 <sup>*</sup> 8	4	×	3	×	2	1	中
10	8	7	6	4	3	5	2	×	×	×	1	9	盛

各本の記事配列を確認しておく（なお、〈四・南〉は当該箇所が欠巻）。

〈長〉はiの後に「知盛の懇願」、〈屋・覚・中〉はkの後に「西光の斬首」「師高の誅殺」が入る。〈盛〉はaの後に成経の捕縛や西光の斬首など多くの逸話が続き、巻八中程で1に至る。次々節「小松ノ内府ハ見エ給ハヌヤラン。去トモ思捨給フ事ハアラジ者ヲト被思ケレ共、誰シテ云ベキ使モ無レバ、唯悲ノ涙ニノミソ咽給ケル」項も参照。

〈鬪・延・屋・覚・中〉は、最初に謀議の首謀者である成親の捕縛を語り、ついで西光の捕縛へと進む。謀議の主導者を成親としてきた物語の文脈に従っての配列と考えられる。これに対して〈長・盛〉は最初に西光の捕縛を語り、ついで成親の捕縛へと進む。こうした〈長〉の記事配列について、松尾葦江は「延慶本の配列によれば、まず首謀者を押えておいて、それから一味逮捕の下知を出したという点、成親が我身の上のこととも知らずに出かけたという点では迫真性に富むが、西光の白状のことが、清盛と西光の間答の前後に重出しているという未整理の点がある。この白状は、後に清盛が成親を面罵するときのきめ手になるものであるから、西光逮捕は成親面罵以前になければならない。そこで、成親逮捕から書きはじめようとすれば、どうしても成親の話を一旦打ち切って、西光のことを書かねばならなくなる。しかし長門本は、延慶本、源平闘諍録や、覚一本などはひとり異って、まず西光逮捕を書いてしまい、成親の話はひとまとめにしているのである」(二五〇頁)と指摘する。〈延〉の、西光の白状に続く清盛による成親糾問場面の始まりの一節、「良久アリテ、内ノ方ヨリ人ノ足音高ラカニシテ来ケレバ、大納言ハ口今失ワレナムズルヤラムト……」(巻一一二一オ)は、西光捕縛記事が始まる直前の捕縛された成親の様子「一間ナル所ニコメラレテ……涙ヲコボシ、汗ヲ流シテゾオハシ

ケル」(巻一一七ウ～一八オ)を受けての表現と考えられる。〈延〉は、成親糾問の前に、西光の白状を記す必要から、この箇所以西光捕縛の逸話を挿入したものであろう。〈鬪・屋・覚・中〉も基本的には同様の記事配列となっている。なお、〈屋・覚・中〉がここで西光・師高等の処刑までをまとめて記すのに対し、〈鬪・延・長・盛〉では、西光捕縛記事が自白までで一旦終わり、西光等の処刑記事はこれとは別に成親配流記事等の前後に改めて記している。この西光捕縛の場面については、〈延・長・屋・覚・中〉が、成親等捕縛の報を受けた西光が院御所へ向かう途中で、西八条からの武士に捕縛されたと語る。ただし、『玉葉』『顕広王記』などによれば、関係者で最初に捕縛されたのは西光であり、史実とは齟齬をきたしている。これに対し〈盛〉は捕縛場面が省略され、大庭に引き据えられた西光に対する清盛の糾問場面から語り始められるという特徴を有する。なお〈鬪〉も〈盛〉と同様に西光捕縛の場面を持たない。また、〈延・長〉では、西八条に連行された西光は、まず邸外で重俊等による尋問を受け、白状が清盛に届けられた上で、邸内に引き入れられ清盛自身による糾問を受けたとする。その結果、〈延〉では門外での白状(白状カ、セテ判セサセテ入道ニ奉ル」一九オ)に加えて、この後、面道のまがきの前に引き据えられ、清盛による糾問・拷問の結果作成された「白状四五枚」(二一オ)とが重複することになるが、〈長〉の場合は後者の白状を省略して記事の重複を整理している。これに対して〈屋・覚・中〉には門外での糾問場面はなく、西八条に連行後すぐに邸内で清盛の糾問を受けたとする。〈盛〉ではこのような一連の場面が大幅に省略されている。なお、上杉和彦によれば、「身柄の拘禁を含む刑罰行為の執行

がなされる場として、特に選ばれた場の一つに、門の周辺があげられる（二五二—二五三頁）という。具体的な事例として、『長秋記』大治四年（一一二九）十一月十八日条に見える、「此晝真実（山階寺主）自関白御許被<sub>レ</sub>進院、盛通預<sub>レ</sub>之云々、未刻於院門前被<sub>レ</sub>問信実、放免付<sub>レ</sub>左右手於徒跣問<sub>レ</sub>之云々」という事例は、院御所の門前が、被疑者の身柄を拘束する場として用いられたものとする。あるいは、永久二年（一一一四）を中心とする『中右記』の檢非違使庁関連記事には、別当宗忠の邸の門前で、被疑者の尋問が行われた事例が多く見受けられる。また、『山槐記』治承三年（一一七九）五月十九日条には、使庁別当平時忠邸の門前で、強盗十二人の手首切断が行われている事例を紹介する（二五〇—二五一頁）。〈延・長〉に見る門前での西光の糾問や拷問は、こうした光景の再現であると言えよう。○相国ハ素絹ノ衣ヲ着、尻切ハキ、長念珠後手ニ取テ、聖柄ノ刀サシ この場面は清盛の装束について記すのは、〈盛〉の他は〈延・長〉「長絹ノ直垂ニ、黒糸威ノ腹巻ニ、金作ノ大刀、カモメ尻ニハキナシテ、上ウラナシフミチギリテ」（〈延〉巻二一九オ。傍線部、〈長〉「尻きればきて」（二三四頁）。〈鬮・屋・覚・中〉は装束の描写がない。〈延・長〉の「長絹ノ直垂」は、織丈の長い絹で仕立てた直垂。清盛はこの上に黒糸織の腹巻を着て、黄金造の太刀を帯びた武装姿で、西光に対面したとする。これに対し、〈盛〉の「素絹ノ衣」は「垂領に仕立てた入欄の僧服で、略服」（日国大）。〈延全注釈〉は『海人藻芥』を引き「袈裟などでも最も粗末なものは籠絹で作られると記されている」（二一〇—二一〇一頁）と指摘する。ちなみに、この後の重盛教訓場面では、清盛は「腹巻ノ上ニ素絹ノ衣ヲ引懸テ」（〈延〉巻二一四二オ）対面したと

する。「尻切」は「尻切草履」の略で、「わら草履の類で爪先の部分の幅が広くかかとに当たる後ろの部分の部分をせまく編んだはきもの」（日国大）。明応五年本『節用集』には「尻切「草履」（シ財宝・二〇四）とあるが、天正十八年本（シ財宝・下三二ウ）や易林本（シ器財・二〇九）、『日葡辞書』（七七六頁）の読みには「シキレ」とあり、両語形があったとみられる。「長念珠」は「丈の長い念珠。長さがきわめて長いじゅず」（日国大）。〈盛〉には、この後、重盛が兵を召す場面で、清盛が重盛と仲違いしたことを、「腹巻脱テ、素絹ノ衣ニ長念珠後手ニクリテ縁行道シテ、『ア、内府ニ中違タランモヨキ大事ヤ』（巻八。一—四〇〇頁）と悔いる場面がある。念珠を後ろ手に持つ・繰るところに、清盛のいらだちや不安が示されているか。「聖柄ノ刀」は「法体の者が持つ刀で、柄を三鉗の形状にこしらえたもの。三鉗柄。一説に、柄に鮫皮を付けず木地のままのものともいう」（日国大）。つまり、〈盛〉では清盛は、法体姿に数珠を手に短い刀を差して西光に対峙していることになる。ちなみに〈延・長・屋・覚・中〉は、西光糾問場面が続く成親糾問場面における清盛の装束を、「籠絹ノ衣ノ短ラカナルニ、白大口フミク、ミテ、聖柄ノ刀ヲシツクツロゲテ」（〈延〉巻二二二オ）と記す。〈延・長〉において西光糾問場面と成親糾問場面では清盛の装束が異なることについて、〈延全注釈〉は、「西光と成親では接する態度が異なると読むこともできようが、わざわざ直垂から衣に着替えたとするのも不自然であり、両者は本来一つながりの記事ではなかったことの表れと考えられようか」（二一〇—二一〇二頁）と指摘する。〈盛〉は、他本の成親糾問場面に準じた装束を記していることになる。この後の成親糾問場面における注解「入道ハ帽子

甲二、萌黄ノ腹卷ノ袖付タルヲ著テ……参照。○中門ノ縁ニ立テ  
 〈延〉「スノコノ辺ニタ、レタリ」(一九オ)、〈長〉「中門の簀の辺にたゝ  
 れたり」(二三四頁)、〈覺〉「大床に立ッテ」(上七七九頁)。簀子は、  
 中門廊の外側の縁。「中門」は「寢殿造りで、表門と寢殿との間に設  
 けた門。東西の対の屋から、泉殿・釣殿に通じる長い廊下の中ほどを  
 切り通したものだ」(日国大)。取り次ぎや会見の場となった。本全釈  
 一五四八頁「中門ノ廊ニ出合レタリ」項参照。清盛による西光糾問  
 の場所は、〈延〉「面道ノマガキノ前ニ引スヘタリ」(卷一一一九オ)、  
 〈長〉「めんだうの唐かきの前に引すへたる」(上七七九頁)、〈中〉「にし八でうのつぼのう  
 の内にぞひッすへたる」(上七七九頁)、〈中〉「にし八でうのつぼのう  
 ちにひきすゑたり。入道中門に出給て」(上八二頁)など、若干の  
 異同がある。○無云甲斐下臈ノ過分ニ成上、朝恩ニ誇ル余、無誤天  
 台座主奉流罪、刺入道ヲ亡サント申行ケル条ハイカニ。アラ希怪ヤ希  
 怪ヤ、凶也々々、スハ、ヤ山王之冥罰ハ蒙ヌルハ 西光を糾問する  
 清盛の主張は諸本によって若干異なる。〈闘〉「給<sup>アリ</sup>奴原程の者を被召<sup>シ</sup>」  
 仕院の近習(一)給<sup>シ</sup>過分の官職(二)之間誇朝恩(三)余与此謀叛(四) (給<sup>アリ</sup>奴原  
 程の者を院の近習に召し仕はれて、過分の官職を給ふ間、朝恩に誇る  
 余りに此<sup>カ</sup>かる謀叛に与<sup>ル</sup>するぞ。一下一二三ウ)。〈延〉「イカニ己程ノ  
 ヤツハ入道ヲバ傾ケムトハスルゾ。元ヨリ下臈ノ過分シツルハカ、ル  
 ゾトヨ。アレ程ノ奴原ヲ召上テ、ナサルマジキ官職ヲナシタビテ召仕  
 ハセ給之間、ヲヤコ共ニ過分ノ振舞スル者哉トミシニ合セテ、罪モオ  
 ハセヌ天台座主讓シ奉テ、遠流ニ申行テ、天下ノ大事引出シテ、剩ヘ  
 此事ニ根元与力ノ者ト聞置タリ。其子細具ニ申セ」(卷一一一九ウ)。〈長  
 もほば同文〉。〈屋〉「天性<sup>ヒ</sup>己レガ様ナル下臈ノ終ヲ、君ノ召仕ハセ給テ、

成ルマジキ官職ヲナサレ、父子共ニ過分ノ振舞シテ、誤タヌ天台座主  
 ヲ流罪ニ申行ヒ、剩ヘ入道ヲ傾ントスル奴原ノナレル姿ヨ。有ノマ、  
 ニ申セ」(二二〇〜二二二頁)。〈覺〉「本よりのれらがやうなる下臈<sup>ゲラ</sup>  
 のはてを、君の召しつかはせ給ひて、なざるまじき官職<sup>クワンシヨク</sup>をなしたび、  
 父子共に過分のふるまひすると見しにあはせて、あやまたぬ天台の  
 座主流罪<sup>ザスルザイ</sup>に申おこなひ、天下の大事ひき出いて、剩<sup>アツサヘ</sup>此一門ほろぼ  
 すべき謀反<sup>ムホン</sup>にくみしてンげるやつなり。ありのまゝに申せ」(〈中〉も  
 ほば同文)。〈延・長〉では、①西光が清盛を倒そうとしたこと、②下  
 臈の身分でありながら院の籠によって地位を得たこと、③父子ともに  
 過分の振舞をしたこと、④罪なき天台座主を讓奏して流罪とし、⑤山  
 門との対立という大事を引き起こしたこと、⑥あげくのはてに平氏一  
 門を討たんとする謀叛に加担したこと、の順に清盛の主張が展開され  
 ており、清盛の憤り、西光捕縛の理由として①が最初に置かれている。  
 〈闘〉は②③⑥のみの内容で、西光と明雲・山門の問題に触れない。〈屋・  
 覺・中〉は②③④⑥の内容で、⑤山門の対立という点には触れない。  
 〈盛〉は②④⑥として①へと展開しているが、これに加えて「スハ、  
 ヤ山王之冥罰ハ蒙ヌルハ」と、謀議の発覚・捕縛が山王の冥罰である  
 ことを強調する独自の文言を加えている。〈盛〉は卷四「山王垂迹」や、  
 卷五で落書についての評語「是偏医王山王ノ御利生也トゾ」(三二五頁)  
 など、白山事件からの一連の流れの中で山王の靈験がしばしば強調さ  
 れている。〈盛〉が、謀議発覚後の捕縛者の最初に西光を挙げている  
 のも、白山事件において繰り返されてきた、明雲・大衆対西光・師高  
 という構図に基づく山王の冥罰を強調する意図があったか。○西光  
 ハ天性<sup>ヒ</sup>死生不知ノ不当仁ニテ 「西光は生まれながらに命知らずの無

法を行う者で」の意。「不当仁」は「不当人」。「人の道にそむいた行ないをする者。乱暴を働く者。不道者。不当者。不当人（『日国大』）。「不当」は「正当でないこと。間違っていること。無道であること」（『角古大』）。「国八国司ノ御進止ナリ、誰人カ可奉<sub>レ</sub>背御目代」トテ、在俗不当ノ輩、散々ノ悪口ニ及テ更ニ承引セザリケレバ」（『盛』巻四「涌泉寺喧嘩」 1—2〇八頁）などの用例がみられる（本全釈 1—3—三頁参照）。〈覺〉「教訓状」には清盛の発言として、「西光と云下賤の不当人めが申事につかせ給ひて」（上—九四頁）とある。糺問場面での西光評としては、〈延〉「西光モトヨリサルゲノ者ナリケレバ」（巻二—一九ウ）、〈長〉「西光、もとよりさるものなりければ」（1—1—三五頁）、〈覺〉「西光もとよりすぐれたる大剛<sub>カウ</sub>の者なりければ」（上—七九頁）（〈鬪・屋・中〉はなし）と、西光の剛胆さを評しているのに対し、「不当仁」とした〈盛〉の評はやや異質。〈盛〉で繰り返されてきた西光による明雲讒奏を踏まえての評か。○西光全ク謀叛ノ企ヲ不存 清盛の糺問に対して、謀議への関与を否定するのは〈盛〉のみ。〈延・長〉は、邸内に引き入れられる前に松浦重俊によって拷問され白状に及んでおり、その白状を受けて清盛による糺問場面となっている。したがって、この場面では「院中ニ被召仕ニ身ニテ候ヘバ、執事別当、新大納言殿ノ院宣トテ被催候シ事ニ与セズトハ、争カ申候ベキ。与シテ候キ」（〈延〉巻二—一九ウ—二〇オ）と、関与自体を認めながらも、それは院近臣として当然の行為であるとの主張となっている。以下〈延・長〉は、次の様に続く。「但耳ニ止ル御詞ヲモツカハセ給者哉。他人ノ前ハシラズ、西光ガ前ニテハ、過分ノ御詞ヲバ、エコソツカハセ給マジケレ。見ザリシ事カ、殿ハ故刑部卿殿ノ嫡子ニ

テ渡ラセ給シカドモ、十四五才マデハ叙爵ヲダニモシ給ハズ、冠ヲダニモ給ラセ給ハデ、継母ノ池ノ尼公ノアハレミテ、藤中納言家成卿ノ許ヘ時々申ヨリ給シ時ハ、「アハ、六波羅ノフカスミノ高平太ノ通ルハ」トコソ京童部ハ指ヲ指シテ申シカ。其後、故卿殿、海賊張本卅余人擲メ出レタリシ勲功ノ賞ニ、去ジ保延ノ比カトヨ、御年十七カ八カノ程ニテ四位シテ、四位ノ兵衛佐ニ成給タリシヲコソ、ユ、シキ事哉ト、世以テ傾キ申シカ。同王孫ト云ナガラ、数代久成下テ、殿上ノ交リヲダニモ嫌レテ、鬪討ニセラレムトシ給シ人ノ子ニテ、今忝モ即鬪ノ官ヲ奪取リテ、大政大臣ニ成上リテ、剩ヘ天下ヲ我マ、ニ思給ヘリ。是ヲコソ過分トハ申ベケレ。侍品ノ者ノ受領、檢非違使、朝負尉ニナル事ハ傍例ナキニ非ズ。ナニカハ過分ナルベキ。入道コソ過分ヨ、ノ」〈延〉巻二—二〇オ—二〇ウ。門外での糺問場面を持たない〈屋・覺・中〉も、関与そのものを認めながら、自己の正当性を主張する〈延〉と同様の発言となっている。〈屋〉「サモサウズ。院中ニ召仕ハル、身ナレバ、執事ノ別当、新大納言ノ院宣トテ催サレシ事ニ不<sub>レ</sub>与トハ可<sub>キ</sub>申様モナシ。其ハ与シタリ。但耳ニ留事ヲモ宣物哉。他人之事ヲバ不<sub>レ</sub>知、西光ガ前ニテ過分ノ事ヲバエコソ宣ウマジケレ。見候ハザツシ事カ、御辺ハ故刑部卿之嫡子ニテ御坐セシカ共、十四五マデハ出仕モセズ。家成卿ノ辺ニ立寄給シカバ、童部ハ高平太トコソ咲ヒシカ。其後保延ノ比刑部卿殿、海賊之張本ノ廿余人被<sub>レ</sub>擲進シ勲功ノ賞ニ、御辺ハ十八カ九カニテ四位シテ兵衛佐ト申シヲダニモ過分トコソ、時ノ人ハ申合レシカ。殿上ノ交ヲダニモ嫌ハレシ人ノ子孫ノ、大政大臣マデ成アガルヤ過分ナラン。侍品ノ者ノ受領・檢非違使ニ成事ハ、非<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>先例傍例」。サレバナジカハ過分成ベキ」（二—二—二二頁）。



〈延〉とほぼ同文の部分に傍線を付した。海賊の人数や任官の年齢に若干の異同はあるものの、〈屋〉の叙述は、〈延〉の本文とほぼ重なる。これは〈覚・中〉にも共通する。〈闘〉は「和入道見」過分者。自先祖「至父忠盛に敢不被赦昇殿」成「上大政大臣」希代未曾有。次第也然侍程。者成受領檢非違使「努々非過分」(和入道こそ過分の者とは見ゆれ。先祖より父忠盛に至るまで、敢へて昇殿を赦されざりに、大政大臣に成り上がるは、希代未曾有の次第なり。然るに、侍程の者の、受領・檢非違使に成るは、努々過分に非ず。一下一三ウ)と、謀議への加担については言及せず、「過分」をめぐる言い争いに終始する。これに対し〈盛〉のみは、謀議の存在を知らない、と関与否定の主張から始まっている。そして「此恥ニアフ事、運ノ窮ニアリ」と捕縛の恥辱を受けたのは、ただ「運ノ窮」したためであるとする。○侍程ノ者ガ勸負尉ニモナリ、受領、檢非違使ニ至ラン事、何力過分ナルベキ。始タル事ニ非ズ。侍身分の者が、受領、檢非違使の地位に至る先例を挙げる台詞は、他本では西光の発言の末尾に置かれる。〈延〉「侍品ノ者ノ受領、檢非違使、勸負尉ニナル事ハ傍例ナキニ非ズ。ナニカハ過分ナルベキ」(二〇ウ)。こうした先例については、ここまでも「昔ヨリ今ニ至ルマデ朝敵ヲ平ル者ノ多ケレドモ、カ、ル事ヤハアリシ。貞盛・秀郷ガ将門ヲ討テ、頼義ガ貞任、宗任ヲ滅シタリシ、義家が武衡ヲ攻タリシモ、勸賞行ハル、事、受領ニハ不過」(〈延〉卷一—五四ウ)のような叙述があり、諸本に共通している。ただし、〈盛〉のみがこれに該当する叙述で「受領」の語を使わず、「貞盛・秀郷、将門ヲ討ゼシモ、勸賞ニハ秀郷從四位下、貞盛從五位上ニ被叙。康平ニ頼義ガ宗任ヲ誅セシモ、勸賞ニハ頼義伊予守ニ任ジ、

息男義家叙從五位下、上古已ニ如此」(1—二五頁)とより具体的に記す。なお、「受領、檢非違使」に加えて「勸負」をも含めるのは〈延・長・盛〉。〈屋・覚・中〉は、「侍品の者の受領・檢非違使になる事、先例・傍例なきにあらず」(〈覚〉八〇頁)。「勸負尉」=衛門尉は「顯官拳」(『西宮記』卷二除目)で任じられる「外記・史・式部丞・民部丞・左右衛門尉」の一つであり、地方の卑姓出身者が中央で就くことが出来る最上級の官職であった。「顯官拳」以外でも功績のあった武士に与えられることが多く、『官職秘抄』(左右衛門府少尉)に「依勳功別功二任之輩古今連綿」とある。武士が通常望みうる最高の地位は、左右衛門尉・檢非違使さらにその労や勳功で任じられる受領であった。なお檢非違使尉は衛門尉から選ばれて兼務した。中原俊章は、『古今著聞集』二二五話を例に、侍身分の場合は、普通六位、判官クラスが一般的であったが、中には五位に出世する者、檢非違使や受領の官を得る者があったことを指摘する(二三五—三三八頁)。○王孫トコソ名乗給ヘドモ、昔ノ事ハ見ネバ知ズ「祇園精舎」にある「忽ニ王氏ヲ出テ、人臣ニ連ル……正盛ニ至マデ六代ハ、諸国ノ受領タリトイヘ共、未殿上ノ仙藉ヲバユリズ」(〈盛〉1—八頁)を受けた表現。次項にも見るように、この辺りは、「祇園精舎」から「殿上闇討」にかけての物語を受けた表現(生形貴重一三〇頁)。これに類する表現を有するのは、〈延・長〉「同王孫ト云ナガラ数代久成下テ」(〈延〉卷二—二〇ウ)のみ。日下方は、〈盛〉のこの直前「去テカク宣和入道ハイカニ」の「イカニ」を、〈延〉「同王孫ト云ナガラ」の「同」を「何」と誤写したものである可能性を指摘する。そして、この〈延〉の表現が『保元物語』で為朝が平氏の郎等伊藤景綱に向かって言う言葉「平

家モ王孫ト云へ共、葛原天皇ノ末ニテ皇孫遥ニ隔タリ、時代久ク成リ下レリ」（半井本）」を「源氏でもない西光の言葉としては不適當であるにもかかわらず、「同王孫」という表現で誤って流用したのでないかと思われるのである」（四六三頁）と指摘する。さらに、これらが王から何代も隔たっているという理屈で批判するのに対して、〈盛〉の「昔ノ事ハ見ネバ知ズ」は、より突き放した冷淡な批判と言える。

○御辺ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ 「殿上ノ交ヲ嫌レシ人」の子孫という表現は、〈盛〉巻一「平家一門繁昌」でも「況昔ハ殿上ノ交ヲダニ嫌レシ人ノ子孫ゾカシ」（一―五二頁）のように用いられてきた（本全釈四―三二頁参照）。同様の表現は〈延〉「同王孫ト云ナガラ、数代久成下テ、殿上ノ交リヲダニモ嫌レテ、鬨打ニセラレムトシ給シ人ノ子ニテ」（巻二―二〇ウ）〈長〉もほぼ同文。〈屋〉「殿上ノ交リヲダニモ嫌ハレシ人ノ子孫ノ」（二―三頁）〈覚〉もほぼ同文。〈中〉「日ごろはてんじやうのまじはりをだにきはられ給し人のしそんの」（上―八三頁）など、諸本にはほぼ共通して見られる。ただし、その配置は〈盛〉のみ大きく異なる（後述）。○其嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ叙爵ヲダニモ不賜 〈延〉「殿ハ故刑部卿殿ノ嫡子ニテ渡ラセ給シカドモ、十四五歳マデハ叙爵ヲダニモシ給ハズ、冠ヲダニモ給ラセ給ハデ」（巻一―二〇オ）〈長〉「わ入道殿も、たゞもりのちやく子といひしかども、十四五までは、叙爵をだにもし給はず」（上―一八〇頁）〈屋〉「御辺ハ故刑部卿ノ嫡子ニテ御坐セシカ共、十四五マデハ出仕モセズ」（二―二頁）〈覚・中〉もほぼ同文。「叙爵」は、「令制で、五位に叙されること。正六位上から従五位下に昇進すること。律令官制では五位と六位の差は大きく、下級官人を脱

する意味があった」（『日国大』）。王孫といいながら家格が低かったために、清盛がいつまでも叙爵が受けられなかったことを揶揄した発言であるが、これは事実には反する。〈補任〉によれば、清盛は十二歳になった大治四年（一一二九）正月六日に白河院皇女恂子内親王の御給により従五位下に叙せられ、同月二十四日に左兵衛佐に任じられている。

この時、父忠盛は従四位上（清盛と同じ正月六日の除目で従四位上に昇進している）備前守、白河院の判官代に過ぎず、貴族たちには驚きを以て迎えられた。『中右記』大治四年一月二十四日条には、「左兵衛佐清盛〈此春給爵、十年、備前守忠盛男、人驚耳目、歟、不足言〉と記され、若干十歳程度で叙爵されたことへの驚きを記している。高橋昌明は、「兵衛佐は「公達これに任ず、諸大夫においては規模（名譽）也」（『官職秘抄』）といわれるように、主に親王・摂関家・清華家など上流貴族の子弟が任ぜられる職で、侍従とならんで殿上人となるための最短コースである。ここにも、清盛の武門の子弟らしからぬ昇進の様相が、くっきりと現れている。世人の驚きは当然のように大きかった。さらに清盛はその二ヵ月後、石清水八幡宮の臨時祭の新舞人に起用された。人びとは彼にしたがう雑色の装束の美麗さと、三宮輔仁親王の子で白河法皇の養子内大臣源有仁の隨身が馬の口取を勤める異例さに、二度仰天した（『中右記』『長秋記』三月一六日条）（一八五頁）と指摘する。「石清水臨時祭也、使左中弁実光朝臣、舞人中備前守忠盛（朝臣）子新兵衛佐初勤任、雑色装束美麗過差不可勝計、内府々生隨身為籠、人驚耳目」（『中右記』大治四年三月十八日条）。また、この二年後の大治六年（一一三一）正月五日の除目で従五位上に昇進している（〈補任〉）。さらに十六歳の時には、鳥羽院の殿上人になっ

ている(『中右記』長承二年(一一三三)二月九日条)。それを、『平家物語』では、西光は、忠盛・清盛雌伏の時代としてけなしているのである。○シカモ継母ニハ値タリ、難過カリケレバコソ「値タリ」は「会タリ(出会った)」の意。三卷本『色葉字類抄』も「アフ」に「値」を宛てている(ア辞字・下三四オ)。『法花直談私類聚抄』「目シイタル亀浮木ニ値也」(渡辺守邦二〇八頁)。「十四五まで叙爵されなかつた上に) 継母に出会い、継子として肩身の狭い思いをしたからこそ。これに近い内容は、〈長〉「継母の池の尼の上に、小目見せられてありしときは」(上一一八〇頁)か。「小目」は「苦しいめ。つらい思い」(『日国大』)で、「小目を見せる」で「つらいめ、みじめな思いをさせる」(『日国大』)の意。金刀本『保元物語』他人は誰か助たてまつるべき。明くれ小目をみせ給ひつる事はいかに。こり給はぬや」(一一二、一一三頁)。これに対し〈延〉「継母ノ池ノ尼公ノアハレミテ」(巻二一一二〇オ)の場合は、継母である池の禪尼が清盛の境遇を哀れんで、家成との関係を仲介したという文脈が読み取れる。しかし、清盛への悪口を専らにする西光の口ぶりからすれば、〈長・盛〉的本文に一貫性を見ることができよう。なお〈鬨・屋・覚・中〉にはこの一節はない。清盛の実母は不明であるが、『中右記』に保安元年(一一二〇)七月十二日条に「夕方伯耆守忠盛妻俄卒去云、是仙院之辺也」と記されている女性である可能性が高い(高橋昌明一七四頁)。忠盛の後妻として清盛の継母となったのは、藤原宗兼の女宗子(池の禪尼)であった。角田文衛によれば、「宗子は、保安二年頃、十八歳位で忠盛の後妻になったものと推断される」(三二二頁)という。宗子の父は白河院近習のひとりである修理権大夫藤原宗兼で、宗兼の同母の姉妹が同

じく白河院の近習で鳥羽院別当も勤めた藤原家保の妻で家成の母に当たる。「家保と鳥羽院政期に絶大な威勢をふるった家保の子家成は、宗子にとってそれぞれ伯父(伯母の夫)・従兄弟の關係にあった。…(中略)：顕季一家保一家成・成親の家系との連携は、正盛流平氏の政界遊泳と発展の重要な前提条件であったのであり、家保一家成家と平氏を結ぶ媒介環の位置に宗子がいた」(高橋昌明一七八頁)。続く「中御門藤中納言家成卿」云々とはこうした文脈でつながっている。○中御門藤中納言家成卿ノ幡磨守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ貫ノ直垂ニ繩絃ノ足駄ハキテ通給シカバ、京重部ハ『高平太』ト云テ咲シゾカシ「受領ノ鞭ヲ取」は、高橋昌明が、『中右記』天永二年(一一二二)正月二十一日条の「凡外記史叙爵之後、為受領執鞭赴遠国、巡年之時參上関其賞、近代之作法也」を引いて説明するよう(六五頁)、清盛が、家成が幡磨守であった時に、受領の「執鞭(使用人)」として仕えたことを言うか。高橋は、当時の外記や史などの太政官の職員たちが、叙爵の後に受領への任命の順を待つ間に、「卓越した事務・行政・軍事能力をもって地方政治の実際を請負う、受領の代理人的なパートナー」であったこと、正盛の時代には、平氏がそのような存在であったことを指摘する。黒田彰は、「南都牒状」にある一節について、『尾張国解文』等の用例から、「人民を鞭打ち苛酷に扱うことを言う」(二四八頁)と解する。正盛が、受領郎等としてその手先を勤め、辣腕を振るったその様をどのように解するのであろう。清盛が、家成が幡磨守であった時に、「受領ノ鞭ヲ取」ったするのは〈盛〉の独自異文だが、この記事は、〈盛〉卷十四「興福寺返牒」に見える、大夫房覚明が書いたとされる一文、「爰清盛入道者、平氏

之糟糠、武家之塵芥也。祖父正盛仕藏人五位之家、把諸国受領之鞭」(一一三八頁)を模して作られたものである可能性がある。ただし、高橋が指摘したのは正盛時代の問題で、清盛が家成の任国播磨に赴いていたとは考えにくく、家成の許に足繁く通っていたことを揶揄したのか。〈延〉「藤中納言家成卿ノ許へ時々申ヨリ給シ時ハ、「アハ、「六波羅ノフカスミノ高平太ノ通ルハ」トコソ京童部ハ指ヲ指シテ申シカ」(巻二二〇オ)。「家成卿ノ辺ニ立寄給シカバ、童部ハ高平太トコソ咲ヒシカ」(二二一〜二二三頁)、「覚」「故中御門藤中納言家成卿の辺に立ち入給しをば、京童部は高平太とこそ言ひしか」(上一七九頁)など、諸本ほぼ同様の内容を伝える。ところが〈長〉のみはこれと大きく異なる内容となっている。「入道殿の父たゞ盛は、中御門のとう中納言家成卿の辺に、朝夕ひらあしだはきて、閑道よりとをり給ひしをば、人、「高平太」と申てわらひしか。わ入道殿も、たゞもりのちやく子といひしかども、十四五までは、叙爵だにもし給はず。かぶりをだにも給はらせ給はで、継母の池の尼上に、小目見せられてありしときは、『あは、六はらの高平太がとをるは』とて、京童が、ゆびをさして申しか」(上一八〇頁)。家成の元に人目を忍んで出入りをして「高平太」と最初に呼ばれたのは忠盛であり、清盛もまた「高平太」と呼ばれたと、文脈が大きく書き換えられている。なお、清盛(または忠盛)が家成の許に出入りをしてきた期間を「播磨守ニテオハセシ時」と限定するのは〈盛〉のみ。家成が正四位下で播磨守に任ぜられるのは大治五年(一一三〇)十月、保延二年(一一三六)十月に従三位に叙され、十一月に右兵衛督に任ぜられている。白河院政期の播磨国守は、伊予国守と並んで「四位上臈の任国」として、受領の

最上位に位置づけられており、「受領の官歴の最後に位置づけられ」、「両国守の任を終えた者の多くは非参議のまま従三位に叙せられて公卿となっていた」(元木泰雄②二六一頁)と指摘されている。大治四年(一一二九)当時、平忠盛は従四位上備前守で白河院院司の判官代主席にあり、大治五年正月には正四位下に昇進、さらに天承二年(一一三三)には内昇殿を果たし、長承四年(一一三五)中務大輔、保延二年(一一三六)には美作守に任じられている。一方、清盛は大治六年正月に従五位下左兵衛佐から従五位上に昇進(十四歳)、長承四年(一一三五)正月には正五位下、同年八月には従四位下となり(十八歳)、保延二年(一一三六)には忠盛の譲りによって中務大輔まで昇進している。角田文衛は、「若い頃の清盛が藤原家成(一一〇七〜一一五四)の邸宅(中御門大路北・東洞院大路西)に絶えず出入していたことは確かであろう。家成は、大治四年(一一二九)十月まで左兵衛権佐兼加賀守―但し、主務は院司―に在任し、当然、役目の上でも左兵衛佐の清盛とは交渉が多かった筈である。更に池禪尼・宗子と家成とはイトコ同士であり、忠盛や清盛が宗子を媒介として家保(一一〇八〜一一三六)・家成親子に一段と接近したことは疑いない。家保の一家は、家格としては忠盛より上にあつたにしても、かの頼長が指摘した通り、要するに『諸大夫』層に属していた。家成が鳥羽法皇の寵臣として大きな勢力を振ったのは、後々のことであつて、大治年間においては、家成の一家は、清盛が御機嫌伺いに辞を低くして頻々と祇候するほどの権門ではなかった」(三二四〜三二五頁)と指摘する。こうした事実を西光が知らないはずはなく、この場面における西光の清盛に対する嘲笑の言葉には、先の「十四五マデハ叙爵ヲダニモ不賜」

「シカモ継母ニハ値タリ。難過カリケレバコン」の注解にも見るように、虚構が加えられていると考えられよう。ただし、高橋昌明は、「年少の清盛が家成の家に足繁く出入していたという証言は、家成と忠盛・清盛の親密な関係を語るものとして、かなりの程度に史実を反映しているであろう」（二一八頁）と指摘し、角田文衛も「京童部が嘲ったのは、貧相な姿で追従のため家成第へ出入する清盛のことではなく、身は従五位下左兵衛佐、院殿上でありながら、公務以外の時は、山法師のように高足駄をはいて大路を歩く、清盛の風采を構わない態度についてであったに相違ない」（三二五頁）と述べる。ただし、先に指摘したように、『玉葉』の「非常不敵事等」が清盛に反抗する西光の様子を伝えたものでない以上、西光による清盛批判の場面そのものが、虚構である可能性もあり、西光の発言内容の扱いは慎重さが求められるよう。○朝夕ニ貫ノ直垂ニ繩絃ノ足駄ハキテ通給シカバ、京童部ハ「高平太」ト云テ咲シゾカシ「貫」は「細い麻糸で織った布」（校注盛）一一一七六頁。〈名義抄〉「貫 サイミ<sub>布</sub>」（仏下本一五）、「貫布 サヨミノヌノ」（法中一一〇）。〈盛〉「其ヨリ屋島へ打程ニ、中山路ノ道ノ末ニ、貫ノ直垂ニ立烏帽子、立文持テ足バヤニ行下種男アリ」（六一八四頁）。「貫ノ直垂」は『武家名目抄』「細き縷にて精く織れる布」で作られた直垂とある。〈近〉かきのひたゝれ。柿の直垂。〈延〉「物具不持程ノ物ハ、妹尾ニ留テアリケルガ、是ヲ聞テ、或ハ柿直垂小袴ニツメヒボユイタル者モアリ」（巻八一四三才）。貫の直垂・柿の直垂、共に粗末な布地で作られた直垂のことであろう。「繩絃ノ足駄」は、鼻緒が縄で作られた下駄のこと。〈盛〉には、流罪先の成親を訪れた信俊が見た光景として、「傍ニハ竹ノ杖ヲ立テ、前ニハ繩緒ノ足

駄ヲ置リ」（一四四〇頁）と記される。このように「高平太」という綽名の由来を清盛の装束で説明するのは〈盛〉のみ。なお、〈集成〉は「高平太」について「足駄・平足駄ともに下駄のことで、僧や庶民がはいた。（現在の足駄に当るのは高足駄といった）。普通は草履をはくところ、武士の下駄ばきは異風で、丈高く見えたのである。「平太」は平家の長男の意の一般的な名」（上―三二頁）と注する。ただし、当時異例の昇進を果たして貴族社会の注目を集め、鳥羽院の昇殿も果たしていた清盛が、人から揶揄されるような粗末な風体で京中を歩いていたかについては疑問が残る。○其ヲ恥シトヤ思給ケン、扇ニテ顔ヲ隠シ… 若き清盛が、扇で顔を隠して閑道（裏道・抜け道の意。〈蓬〉「閑道<sub>クケチ</sub>」も同意）を通ったという逸話は〈盛〉の独自本文。他本にはこの逸話はない。〈長〉では人目を避けて「閑道」によって家成の許へ通ったのは忠盛とされている。前述のように、この時期の清盛は、追従のために人目を避けて家成の許へ通うという状況はなく、扇で顔を隠してという必然性もない。○去ドモ故刑部卿殿、近江国水海船木ノ奥ニテ、海賊廿人ヲ被擲進タリシ勲功ノ賞ニ依テ、保延ノ比カトヨ、御辺十八敷九敷ニテ四位ノ兵衛佐ニ成給タリシヲコソ、人々『トシ』ト申シカ 保延元年（一一三五）、瀬戸内での海賊活動が活発化し四月八日に陣定が行われ、忠盛の派遣が決まった（『中右記』四月八日条「殿下被<sub>レ</sub>仰云、近日海賊競発、上下船不<sub>レ</sub>通、仍可<sub>レ</sub>追討之由…予申云、備前守忠盛朝臣、檢非違使為義等、可<sub>レ</sub>追討<sub>レ</sub>由被<sub>レ</sub>仰下…仰云、遣<sub>レ</sub>為義者、路次国々自滅亡敷、忠盛朝臣且為<sub>レ</sub>備前国司<sub>レ</sub>可有<sub>レ</sub>便宜也、早可<sub>レ</sub>追討<sub>レ</sub>由被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>忠盛朝臣<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>宜者、仍被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>件<sub>レ</sub>旨旨了」。その結果海賊の首僧源智を捕縛（同六月八日条「海

賊首僧源智、備前守忠盛所「擄取」也、此旨只今所聞也）、八月には捕縛した二十六名の海賊を検非違使に引き渡し（同八月十九日条「備前守忠盛朝臣擄進海賊廿六人、検非違使等於河原受取云々）、その恩賞として二十一日には清盛が従四位下に叙せられている（同二十一日条「備前守忠盛朝臣追捕海賊賞被行……従四位下平清盛元元兵衛佐如元云々」）。このとき、清盛は十八歳であった。故に、「御辺十八歟九歟ニテ四位ノ兵衛佐ニ成給タリシ」という説明に合致する。なお、『長秋記』八月十九日条によれば、捕らえた海賊は七十人、そのうち三十人を検非違使が河原で受け取ったとされる（忠盛朝臣虜海賊七十人、渡検非違使、盛道、資遠、季則、近安、元方、於河原請取三十人也。於残自閑路渡是）。捉えられたのは瀬戸内の海賊であり（だから備前守であった忠盛が追捕を任せられた）、〈盛〉が「近江国水海船木ノ奥」云々とするのは未詳。〈校注盛〉は「近江国蒲生郡。船木郷。「奥」は同大島郡の奥の島をさす（一一一七八頁）とするが、こうした事件は記録上確認できない。「奥」は、〈蓬〉「沖」にて「見るように、「おき（沖・澳）」と読んで良かろう。〈延〉「西寂ババ船バリニシバリ付、奥ヲ指テ漕出ル」（巻六―三四オ）。『伊京集』には「瀛」〔海／エイ〕奥〔同〕」（ヲ天地・二六）とある。また、他の諸本は「海賊張本」（〈延〉二〇オ）とするのみで（後掲）、追討の場所を示すのは〈盛〉のみ。なお、清盛の昇進が異例のものであったことは、高橋昌明が次のように指摘する。「清盛のその後の立身を見てゆくと、常識では理解しがたい現象にゆきあたるのである。……（中略）……清盛の位階昇進のスピードがどの程度のものかを考えるため、ほぼ同世代の二人の上流貴族の子弟と比較してみよう。藤原経宗は正

二位大納言経実の四男であり、藤原公通は正三位権中納言兼左衛門督通季の長男である。清盛は経宗には及ばないけれども、公通とはよい勝負で、むしろ従四位下までは上まわっている。清盛の昇進のスピードは従四位上以後にぶりはじめるが、それまでは大・中納言の公達なみの昇進といっても過言ではない。家格が絶対的な意味を持っていた貴族社会で、これを合理的に説明する理屈は、清盛落胤説以外にはちょっと見あたらない」（二七四―一七八頁）。なお、〈延〉「其後、故卿殿、海賊張本卅余人擄メ出レタリシ勲功ノ賞ニ、去ジ保延ノ比カトヨ、御年十七カ八カノ程ニテ四位シテ、四位ノ兵衛佐ニ成給タリシヲコソ、ユ、シキ事哉ト、世以テ傾キ申シカ」（巻二―二〇オ―二〇ウ。〈長〉もほぼ同文。但し年齢を「十八九」とする）。〈屋〉「其後、保延ノ比、刑部卿殿、海賊之張本廿余人被擄進シ勲功ノ賞ニ、御辺ハ十八カ九カニテ四位シテ、兵衛佐ト申シヲダニモ過分トコソ、時ノ人ハ申合レシカ」（二三頁）、〈中〉「御へんのちゝたゞもりの朝臣、はかりこといみじうして、さんぬるほうえんのころかとよ、かいぞくのちやうばん三十よ人からめ、しんぜらるゝけんじやうに、御へん十八九にて四ほんして、四位のひやうへのすけといはれしをこそ、時の人くわぶんのつかさと申あひたりしか」（上一八三頁）とほぼ同様の内容となっている。これに対して、〈覚〉は「保延の比、大將軍承り、海賊の張本卅余人からめ進ぜられし勲賞に四品して四位の兵衛佐と申ししをだに、過分とこそ時の人々は申あはれしか」（上一七九―八〇頁）と、海賊を捕らえたのが清盛自身であるかに読み取れるような叙述となっている。○其ガ今太政大臣ニ成タルヲコソ、下藤ノ過分トハ申ベキ。此条ハ争力諍給ベキ（〈延〉同土孫ト云ナガラ、

数代久成下テ、殿上ノ交リヲダニモ嫌レテ、闇打ニセラレムトシ給シ人ノ子ニテ、今忝モ即闕ノ官ヲ奪取リテ、大政大臣ニ成上リテ、剩ヘ天下ヲ我マ、ニ思給ヘリ。是ヲコソ過分トハ申ベケレ。侍品ノ者ノ受領、檢非違使、朝負尉ニナル事ハ傍例ナキニ非ズ。ナニカハ過分ナルベキ。入道コソ過分ヨ、〳〵〔卷一〇一〇ウ。〕〈長〉もほぼ同文。〔屋〕殿上ノ交リヲダニモ嫌ハレシ人ノ子孫ノ、大政大臣マデ成アガルヤ過分ナラン。侍品ノ者ノ受領、檢非違使ニ成事ハ非無先例・傍例。サレバナジカハ過分成ベキ。〔二二三頁。〕〈覺〉もほぼ同文。〔中〕「日ごろはてんじやうのまじはりをだにきはれ給し人のしそんの、太政大臣をきはめ、君をも君ともせず、臣をも臣共せぬをこそ、くわぶんとはいへ。さぶらひ程のものゝじゆりやうけびいしになる事、せんれい、ばうれい、なきにあらず。されば、何事かくわぶんなるべき。入道どの」〔上―八三頁〕。こうした諸本に対して、〔闕〕は「自先祖〇至父忠盛敢不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>赦昇殿<sub>成</sub>」〔上天政大臣<sub>成</sub>〕希代未曾有<sub>次第也</sub>」〔先祖より父忠盛に至るまで、敢へて昇殿を赦されざりに、大政大臣に成り上がるは、希代未曾有の次第なり。一下―一三ウ〕と、大幅に内容を省略した形となっている。なお、内容的には共通する面も多量のもの、〔盛〕と他本では西光の主張の展開の順序には違いが見られる。〔延・長・屋・覺・中〕では清盛の糺問に対し、まず、院に仕える身であるので院宣とされた謀議に参加をしたことを認めた上で、「過分」という非難に対しては、まず清盛の身こそが過分であること

## 【引用研究文献】

\* 上杉和彦「京中獄所の構造と特質」〔石井進編『都と雛の中世史』吉川弘文館一九九二・3。『日本中世法体系成立史論』校倉書房一九九六・5再録。引用は後者による〕

を主張し、自分のような侍身分が受領・檢非違使等になることは先例・傍例にしたがったもので、過分との批判には当たらないことを主張する。〔延・長〕は最後に改めて清盛こそ過分と非難する。〔闕〕の場合も、最初の認否は欠くが、それ以降は清盛への非難、侍身分の昇進の先例と主張が展開されている。これに対して、〔盛〕の場合は、謀議を否認した後、まず自分のような侍身分についての弁明を述べ、ついで清盛の昇進こそが過分であるとの非難を展開していることになる。大幅に略述される〔闕〕を除き、〔長・屋・覺・中〕が〔延〕のような本文をベースに全体が構成されているのに対し、〔盛〕のみは全体を大幅に整理・改編しているものと思われる。○高声二門外マデ聞エヨト云タリケレバ〔延〕「居丈高ニナリテ、詞モタガワズ散々ニ申ケレバ」〔卷一〇一〇ウ。〕〈長〉も同、〔屋〕「無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>申ケレバ」〔二二三頁。〕〈覺・中〉も同。後述する、清盛に顔を蹴られてもなお、言葉による反撃を止めない姿とともに、〔盛〕における西光の性格を活写している。○入道余ニ腹ヲ立テ為方ナカリケレバ、縁ノ上ニテ三踊四躍々給フ「縁ノ上ニテ三踊四躍々給フ」という清盛の様子は、他本には見られない描写。西光の反論に対して、憤りをもって行く所がなく、地団駄を踏むようにしている様子を描写したものか。〔延〕「入道余ニ怒テ物モ宣ハズ」〔卷一〇一〇ウ。〕〈長・屋・覺〉も同。〔闕〕「入道弥腹立」〔二三ウ。〕〔中〕「入道あまりにはらをすへかねて」〔上―八三頁〕。

\* 生形貴重「成親と西光―『平家物語』諸本文対照の方法的試論―」（同志社国文学六二号、二〇〇四・11）

\* 黒田彰「源平盛衰記難語考―正盛藏人五位の家に仕え―」（講座平安文学論究 第一〇輯）風間書房一九九四・12）

\* 日下力『平家物語』と『保元物語』『平治物語』―成親事件話群の考察―（国文学研究七九号、一九八二・10。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・六再録。引用は後者による）

\* 高橋昌明『増補改訂』清盛以前 伊勢平氏の興隆』（平凡社一九八四・5。増補改訂版平凡社二〇一一・12。引用は後者による）

\* 角田文衛「池禪尼」（古代文化第二六卷第一〇号、一九七四・10。『王朝の明暗』東京堂出版一九七七・3再録。引用は後者による）

\* 中原俊章「侍」考」（ヒストリア八三号、一九七九・6。『中世公家と地下官人』吉川弘文館一九八七・2再録。引用は後者による）

\* 早川厚一『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』（和泉書院二〇〇〇・3）

\* 松尾葦江「長門本平家物語の鹿谷事件話群について―長門本の方法・その序説―」（軍記と語り物六号、一九六八・12。『平家物語論究』明治書院一九八五・3再録。引用は後者による）

\* 元木泰雄①『平清盛と後白河院』（角川学芸出版二〇一一・3）

\* 元木泰雄②「院政期における播磨守」（兵庫県の歴史三二号、一九八六・3。『院政期政治史研究』思文閣出版一九九六・2再録。引用は後者による）

\* 渡辺守邦「法花直談私類聚抄―解説と翻刻―」（国文学研究資料館紀要七号、一九八一・3）

猶腹<sup>1</sup>ヲ居兼テ、大庭ニ飛下、西光ガ<sup>2</sup>類ヲ蹴タリ踏タリシ給ケレ共、西光ハ口ハ<sup>3</sup>少モ減ズ、「去テ其ハ左<sup>4</sup>無リシ事カ。彼ハ有シ事ゾカシ。

哀足手<sup>5</sup>ダニモ安穩ナラバ、報答申シテン」ト云ケレバ、入道「何如様ニモ謀叛ノ次第委ク相尋テ後、シヤ口<sup>6</sup>割テ誠ヨ」ト宣ケレバ、<sup>5</sup>松浦太郎

<sup>7</sup>高俊、<sup>6</sup>拷木ニ懸テ<sup>7</sup>打セタメ、事ノ興ヲ尋ケリ。始ハ大ニ「不知」ト云ケレ共、悪口ハ吐ヌ、不<sup>8</sup>落トテモ、非<sup>9</sup>可<sup>10</sup>宥。人ガ云タレバコソ、

入道殿モ是程ハ知給タルラメ、去<sup>11</sup>バイハント思ツ、「休ヨ。語ラン」ト云ケレバ、<sup>10</sup>拷木ヨリ下シテ、硯・紙取寄テ<sup>11</sup>聞<sup>12</sup>之。西光有ノ儘ニゾ云ケル。「<sup>12</sup>執事別当新大納言殿、院宣トテ<sup>13</sup>催レシカバ、院中<sup>14</sup>ニ被<sup>15</sup>召仕身トシテ、<sup>14</sup>不<sup>15</sup>叶ト申ベキニアラネバ、<sup>15</sup>平家一門<sup>16</sup>打失テ、西光モ世ニアラント思テ、与シテ侍キ。院宣ノ趣キ、誰カ可<sup>17</sup>奉<sup>18</sup>背」トテ、始ヨリ終マデ白状四五枚ニ<sup>17</sup>記シテ、<sup>18</sup>判形セサセテ後、高俊、西光法師ガ<sup>19</sup>頭ヲ<sup>20</sup>踏テロコ割キ、重テ誠置テケリ。

【校異】1〈蓬〉「ヲ」なし。2〈近・蓬〉「つらを」。3〈近〉「すこしも」、〈蓬〉「ちとも」。4〈近〉「さいて」、〈蓬〉「割て」。5〈近〉「まつらの太郎たかとし」、〈蓬〉「松浦太郎高俊」。6〈近〉「がうもくに」、〈蓬〉「拷木に」。7〈近〉「うちせめ」。8〈近〉「なだむべきにあらず」、〈蓬〉「ゆるすへきにあらず」。9〈蓬〉「入道殿は」。10〈近〉「がうもくより」、〈蓬〉「拷木より」。11〈近〉「これをかく」。12〈近〉「しっしのべつたう」、〈蓬〉「執事



別当<sup>ワツクガ</sup>。13〈蓬〉「催<sup>フセ</sup>されしかは」。14〈近〉「かなはじと」、〈蓬〉「かなはしと」。15〈近〉「へいけ一もん」、〈蓬〉「平家の一門<sup>イヘイモリ</sup>」。16〈近〉「うちうせて」、〈蓬〉「うち失<sup>シ</sup>ひて」。17〈近〉「しるして」、〈蓬〉「記<sup>キ</sup>して」。18〈蓬〉「判<sup>ハン</sup>刑<sup>キヤウ</sup>せさせて」。19〈近〉「くひを」、〈蓬〉「頭<sup>カウ</sup>を」。20〈近〉「ふみて」、〈蓬〉「ふまへて」。

【注解】○猶腹ヲ居兼テ、大庭ニ飛下、西光方類ヲ蹴<sup>キ</sup>タリ踏<sup>フミ</sup>タリシ給ケレ共 清盛が履き物で西光の顔を踏みつける（蹴りつける）という描写をもつのは〈長・覚・中〉。〈長〉「しばらくありて、はらをすへかねて、つとあゆみよりて、尻<sup>シ</sup>きはきながら、西光がつらを、ひたくとけて」（上―三六頁）、〈中〉「入道あまりにはらをすへかねて、しやつこゝにひきふせよとてひきふせさせて、ものはきながら、しやつらをむずくとふみて」（上―八三頁）。これに対して〈覚〉は糺問の最初の場面で「入道相国<sup>ヲホホカ</sup>大床に立ッて、「入道かたぶけうどするやつがなれるすがたよ、しやつこゝへひきよせよ」とて、縁のきはにひきよせさせ、物はきながら、しやつつらをむずくとぞ踏<sup>フミ</sup>まれける」（上―七九頁）とする。○西光ハ口ハ少モ減ス、「去テ其ハ左ハ無リシ事力。彼ハ有シ事ゾカシ。哀足<sup>アハシ</sup>手<sup>テ</sup>ダニモ安穩<sup>アマン</sup>ナラバ、報<sup>ウ</sup>答<sup>コ</sup>申<sup>マウ</sup>シテン」ト云ケレバ 他本にはみられない描写。校異3「少<sup>チ</sup>も」の読みを〈蓬〉が「ちとも」とする例は、『書言字考節用集』に「些<sup>チト</sup> 少<sup>チト</sup>」（第九冊言辭・四五）とある。西光の発言は、「では、それ（今私の言ったこと）はそうではなかったというのか。いや、それはたしかにあったことなのだぞ。ああ、手足を縛<sup>シ</sup>られていなければ、反撃<sup>ハンキウ</sup>をしてやるところなのだ」との意か。他本では、西光の反論・嘲笑に激怒した清盛が、すぐに武士に拷問を命じているのに対し、〈盛〉では清盛に顔を蹴<sup>キ</sup>られてもなお嘲笑を続ける西光を描き出し、前述の「高<sup>タカ</sup>声<sup>コエ</sup>ニ門外<sup>カドノ</sup>マデ聞エヨト云<sup>イ</sup>タリケレバ」とも呼応して、〈盛〉における西光像を特徴付

けている。〈盛〉では、白山事件を描く中で、釈迦<sup>シヤカ</sup>対提婆<sup>テイバ</sup>達多<sup>タツタ</sup>、一行阿闍梨<sup>アツリ</sup>対賢鑿<sup>ケンソク</sup>、明雲<sup>メイウン</sup>対西光のような対比の構図を用いながら傲岸不遜な西光の態度を強調していた（本全釈の注解「一行ノ弟子ニ賢鑿阿闍梨ト云者アリ」（二五―七頁）参照）。この場面にも、そうした西光像が踏襲されているか。○入道何如様ニモ謀叛ノ次第<sup>シヤク</sup>ク相尋<sup>アヒ</sup>テ後、シヤ口割<sup>シヤク</sup>テ誠ヨ」ト宣<sup>イ</sup>ケレバ 〈延・長〉では、西八条に連行されてきた最初に門外で糺問・拷問がなされ、既に謀議への加担を白状したとされ、〈屋・覚・中〉でも、清盛による糺問の最初に、執事別当成親<sup>ナリノ</sup>が院宣として招集した謀議であるから、院臣として参加するのは当然、と謀議への参加を認めていた。したがって、西光の主張は、謀議への加担を認めた上で、清盛の「過分」という非難に対する反論、同じ理屈による清盛批判に終始していた。〈盛〉の場合も、西光の論の展開そのものは他本と大きな違いはなく、「鼻平太」云々のように、より嘲笑を強めた口調で展開されていた。しかしながら、根本のところでは謀議については、初めに「西光全ク謀叛ノ企<sup>チ</sup>ヲ不<sup>フ</sup>存<sup>ゾ</sup>」と関与を否定しているために、ここであらためて、「謀叛ノ次第」についての糾明が命じられていることになる。○松浦太郎高俊、拷木ニ懸<sup>ケ</sup>テ打セタメ、事ノ興<sup>キ</sup>ヲ尋<sup>ヒ</sup>ケリ 「松浦太郎高俊」は伝未詳。〈闕・延・長・覚・中〉では「松浦太郎重俊」として、西光捕縛や拷問の場面に登場。〈延全注釈〉は「肥前国松浦郡出身の侍か」（一―九〇頁）とする。松浦党は都落ち後も平氏勢力の主力を構成していた（西村隆、一七―三頁）。

また〈鬪・延・盛〉（〈盛〉の場合は「高俊」）では、西光の処刑役としても登場している。「拷木」は「拷問に用いる道具の一つ。拷問をうける人をしばりつける木（日国大）」。『顕広王記』八月二日条の「西光交足拷問」（「交足」は、この後に引く〈屋〉「足手ヲハサミ」等に該当するか）は、このように西光が拷問された事実を記したもののか。拷問の様子については諸本により異なる。〈延〉「重俊ガ郎等ツトヨリテ、フトキシモトラ以テ七十五度ノ考訊ヲ加タリ」（巻二二一オ）、〈長〉「重としがらう等、つとよりて、大しもとを持って、七十五ヶ度の拷問を、ほうにまかせてくはへてけり」（上一三三六頁）。〈屋〉「足手ヲハサミ、様々ニイタシメ問」（一二二一―一二三三頁）。「七十五度」というのは、本来犯罪を白状させるためにくわえられた杖の数を言うのであろう。『兵範記』「今日盛憲法師、於左衛門府庁、拷訊覆問（杖七十五度）」（保元元年七月二十一日条）。それが、舞曲では、「七十余度の拷問は、目もあてられぬ次第なり」（舞曲「信田」毛利家本「靡常盤」文禄本）という類型句として使われるようになっていく（服部幸造「二六八―二七〇頁」。〈延全釈〉は、〈延・長〉の「七十五度」云々という描写が、当時の法令によって「一回に続けて打つことが許される限界の数か」と指摘する（一―九六頁）。〈覚〉「松浦太郎重俊承つて、足手アシテをささみ、さまかくにいためとふ」（上一八〇頁）、〈中〉「うけたまはりて松うらの太郎しげとし、ちうにくゝりて出にけり、あしををささみがうきにかけ、さんくゝにいためとふ」（上一八三頁）。『愚管抄』巻五には「安元三年六月二日カトヨ、西光法師ヲヨビトリテ、八条ノ堂ニテヤ行ニカケテヒシノクト問ケレバ、皆オチニケリ。白状カ、セテ判セサセテ、ヤガテ朱雀ノ大路ニ引イデ、類切テケリ」（旧

大系二四五頁）とある。先述したように、〈延・長〉では、清盛の糺問を受ける前に、西八条殿の門前で松浦太郎重俊によって「乱形ニカケテ打セタメテ問ケレバ、有事無事落ニケリ」（〈延〉巻二一九オ）と、拷問され白状に及んでいたが、ここで再び拷問され、「残ナク落ニケリ。白状四、五枚ニ被記タリ」（巻二二一オ）と改めて白状が作られたとして、拷問・白状が重複して記される。〈長〉ではこの重複を避けてか、二度目の拷問場面では白状はない。○始ハ大二「不知」ト云ケレ共、悪口ハ吐又、不落トテモ非可宥。人ガ云タレバコソ入道殿モ是程ハ知給タルラメ、去バイハント思ツ、休ヨ。語ラン」ト云ケレバ 〈延〉「西光心ハ武カリケレドモ、本ヨリ問損ゼラレタル上、枳身ニシミテ術ナカリケレバ、残ナク落ニケリ」（巻二二一オ）、〈長〉「心たけく西光おもひけれども、もとより問そんぜられたりけるうへ、しもの身にしみて術なかりければ、声をあげてぞさげびける」（上一八一頁）。〈延〉の場合は、最初に門外での糺問で白状していることが前提となっており、「残ナク落ニケリ」と新たな拷問によってさらなる自白をすることになったとするか。〈長〉の場合は、二度目の拷問での自白は記されない。〈屋〉「自元アラガヒ申サヌ上、糺問ハキビシ、残ナウゾ申ケル」（一二三三頁、〈覚・中〉もほぼ同）の場合は、謀議への関与を既に認めていた西光が、この拷問によってその詳細を白状したという事になる。繰り返しになるが、これに対して〈盛〉の場合には関与を否定しているのを前提として、拷問によって白状を求めるといふ設定となっている。したがって、「知らないとは言ったものの、清盛に対して悪口を開陳した以上、白状をしなくても許される」ということはないであろう。また、清盛がこれほど詳しく知って

いるのは、誰かが謀議について洩らしたからであろう（「人ガ云タレバコソ…」）と考え、**「白を決意したという展開になっている。」** ○**「執事別当新大納言殿、院宣トテ催レシカバ、院中ニ被召仕身トシテ、不叶ト申ベキニアラネバ、平家一門打失テ、西光モ世ニアラント思テ、与シテ侍キ。院宣ノ趣キ、誰力可奉背。〈延〉「院中ニ被召仕身ニテ候ヘバ、執事別当新大納言殿ノ院宣トテ被催候シ事ニ、与セズトハ、争カ申候ベキ。与シテ候キ」**（巻二一九ウ二〇オ）。〈長・屋・覚・中〉ともほぼ同様の発言を載せる。ただし、いずれの諸本においても、この発言は清盛による糺問への回答の最初に置かれる。これに対し、〈盛〉の場合は糺問の最初においては謀議があったことを「知らない」としらを切っており、拷問をうけてはじめて**「白したとされる。」**なお、**「平家一門打失テ、西光モ世ニアラント思テ」と、西光自身の野心が動機にあったことを語るのは〈盛〉の独自本文。「執事別当」は複数いる院の別当の中の「院中諸務執行の実質的な責任者」（橋本義彦七〇頁）で、ここでは成親を意味する。執事別当は院務を総理し、伝奏として諸人の奏事を取り次ぎ、院の意向、指示を伝達し、院中の評定にあずかったとされる。院司はそれぞれ複数名いる公卿別当、四位別当、判官代から構成されるが、執事別当には「原則として公卿別当一人、四位別当一人（年預）」が当てられた（高橋昌明二七二頁）。なお、鹿谷事件当時の執事別当を成親とする資料は『平家物語』のみで、他の記録類からは確認できない。他方、下郡剛は、院庁発給文書に記された公卿別当の署名などから、永万二年正月以降は、鹿谷事件のあった治承元年も含め、藤原隆季が執事別当を勤めていたこと、仁安二年**

から治承四年ころまでの『玉葉』、『山槐記』、『後白河院御落飾記』などから、当該期の執事が隆季であって、『平家物語』が成親としているのは誤りであることを指摘する（一九二〜一九四頁）。藤原隆季（一二二七〜一一八五）は家成の嫡男で、成親より十一歳年上の兄にあたる。治承元年当時、五十一歳で正二位権大納言の地位にあった。親平氏派の公卿。○始ヨリ終マデ白状四五枚ニ記シテ、判形セサセテ後「白状」は「刑事被告人がみずからの犯行について口頭で自供した内容を糺問者が筆録した供述書の中世・近世における呼称。のちには転じて、**「白」という行為自体を意味する言葉としても用いられた。**糺問者との問答形式をとるものなど、形式は一定しないが、末尾に必ず自供者の署名を必要とした」（『国史大辞典』）。「判形セサセテ」というのは、〈延〉「白状カ、セテ判セサセテ」（巻二一九オ）、〈長〉「ある事なき事、みなおちにけり。か、せて判せさせて」（上二三四頁）とあるのと同様に、こうした様式を踏まえての表現か。〈闘〉「白状書付（紙）三杖（杖）」（下二一三ウ。「杖」は「枚」の誤りか）、〈屋〉「白状四五枚ニ記セラレタリ」（二二三頁、〈覚・中〉もほぼ同）。○高俊、西光法師ガ頭ヲ踏テロ割キ、重テ誠置テケリ（〈盛〉は松浦高俊が清盛の「シヤ口割テ誠ヨ」という指示に従って、西光の口を割いて、改めて誠めたとする。〈屋・覚〉は「シヤツガ口サケトテ、西光口サカレテ」（〈屋〉一二三頁、〈覚〉もほぼ同文）と、清盛の命によって割かれたとする。〈中〉は「其後五条にしのしゆしやかにて、したをぬきくちをさき」（上二八三頁）と、加えて舌を抜かれたと描写をエスカレートさせる。他方、〈闘・延・長〉は口を割く描写はない。

## 【引用研究文献】

\* 下郡剛「院政期の院執事に関する基礎的考察」（明月記研究四号、一九九・11）

\* 高橋昌明『増補改訂』清盛以前 伊勢平氏の興隆』（平凡社一九八四・5。増補改訂版平凡社二〇一一・12。引用は後者による）

\* 西村隆「平氏「家人」表—平氏家人研究への基礎作業—」（『日本史論叢』一〇号、一九八三・5）

\* 橋本義彦「院評定制について」（日本歴史、二六一、一九七〇・2、『論集日本歴史4鎌倉政権』有精堂一九七六・2再録。『平安貴族社会の研究』

吉川弘文館一九七六・9再録。引用は後者による）

\* 服部幸造「幸若舞曲のことは」（北陸古典研究五号、一九九〇・9。『語り物文学叢説—聞く語り・読む語り—』三弥井書店二〇〇一・5再録。

引用は後者による）

新大納言ノ許ヘハ、「大切ニ可奉申合事侍。時ノ程立<sup>11</sup>ハヨリ給ヘ」トテ、使者ヲ遣レタリ。大納言ハ我身ノ上トハ露知給ハズ、「例ノ<sup>1</sup>山ノ大衆ノ事ヲ院ヘ被<sup>12</sup>申ズルニコソ。此事ハユ、シク御憤深キ御事也。可叶トハ覚ネドモ、<sup>2</sup>何様ニモ<sup>3</sup>参テコソ申サメ」トテ、急ギ被<sup>13</sup>出ケリ。<sup>4</sup>安元二年七月ニ、<sup>5</sup>建春門女院隠サセ給テ、其<sup>6</sup>御一周モ果ザレバ、諒闇ノ直衣コトニ<sup>7</sup>内淨<sup>8</sup>ハヤカニシテ、<sup>9</sup>諸大夫一人、侍三人、花ヤカニ。装束セサセテ、入道ノ宿所西八条ヘオハシケリ。近ク成儘ニ其辺ヲ見給ヘバ、<sup>10</sup>軍兵四五町ニ充満タリ。「穴恐シ、コハ何事ゾヤ」ト胸打騒給ヘリ。門ノ前近ク<sup>11</sup>遣奇<sup>12</sup>、車ヨリ下テ門ノ内ヘ入給ケレバ、内ニモ兵所モナク並居タリ。只今事ノ出来タル体也。中門ノ<sup>13</sup>外ニ<sup>14</sup>恐シゲナル者二人<sup>15</sup>立向テ、大納言ノ左右ノ手ヲ取、天ニモ揚ズ地ニモツケズ引持テユキ、モトヅリヲ<sup>16</sup>取テ<sup>17</sup>打臥<sup>18</sup>ケル儘ニ、「是ハ<sup>19</sup>可奉<sup>20</sup>誠ヤラン」ト申ケレバ、入道ハ大床ニ<sup>21</sup>立レタリケルガ、サスガ昨日マデモ<sup>22</sup>面ヲ向ヘ肩ヲ並シ<sup>23</sup>卿相也。眼前ニ<sup>24</sup>繩<sup>25</sup>付事ハカハユクヤ被<sup>26</sup>思ケン、「去ズ共<sup>27</sup>有ナン」トイハレケレバ、中門ノ廊ヘ入ラレテ、繩ヲ<sup>28</sup>不<sup>29</sup>奉<sup>30</sup>付ケリ。只一間ナル所ニ、大ナル木ヲ以テ蜘蛛手ヲ<sup>31</sup>結、其中ニ<sup>32</sup>ゾ<sup>33</sup>奉<sup>34</sup>押籠<sup>35</sup>ケル。糸惜ナンドハ云計ナシ。「<sup>36</sup>蕭樊囚執、韓彭趙醜、晁錯受<sup>37</sup>戮、周魏見<sup>38</sup>辜。其余佐<sup>39</sup>命立<sup>40</sup>功之士、賈誼<sup>41</sup><sup>42</sup><sup>43</sup><sup>44</sup><sup>45</sup><sup>46</sup><sup>47</sup><sup>48</sup><sup>49</sup><sup>50</sup><sup>51</sup><sup>52</sup><sup>53</sup><sup>54</sup><sup>55</sup><sup>56</sup><sup>57</sup><sup>58</sup><sup>59</sup><sup>60</sup><sup>61</sup><sup>62</sup><sup>63</sup><sup>64</sup><sup>65</sup><sup>66</sup><sup>67</sup><sup>68</sup><sup>69</sup><sup>70</sup><sup>71</sup><sup>72</sup><sup>73</sup><sup>74</sup><sup>75</sup><sup>76</sup><sup>77</sup><sup>78</sup><sup>79</sup><sup>80</sup><sup>81</sup><sup>82</sup><sup>83</sup><sup>84</sup><sup>85</sup><sup>86</sup><sup>87</sup><sup>88</sup><sup>89</sup><sup>90</sup><sup>91</sup><sup>92</sup><sup>93</sup><sup>94</sup><sup>95</sup><sup>96</sup><sup>97</sup><sup>98</sup><sup>99</sup><sup>100</sup><sup>101</sup><sup>102</sup><sup>103</sup><sup>104</sup><sup>105</sup><sup>106</sup><sup>107</sup><sup>108</sup><sup>109</sup><sup>110</sup><sup>111</sup><sup>112</sup><sup>113</sup><sup>114</sup><sup>115</sup><sup>116</sup><sup>117</sup><sup>118</sup><sup>119</sup><sup>120</sup><sup>121</sup><sup>122</sup><sup>123</sup><sup>124</sup><sup>125</sup><sup>126</sup><sup>127</sup><sup>128</sup><sup>129</sup><sup>130</sup><sup>131</sup><sup>132</sup><sup>133</sup><sup>134</sup><sup>135</sup><sup>136</sup><sup>137</sup><sup>138</sup><sup>139</sup><sup>140</sup><sup>141</sup><sup>142</sup><sup>143</sup><sup>144</sup><sup>145</sup><sup>146</sup><sup>147</sup><sup>148</sup><sup>149</sup><sup>150</sup><sup>151</sup><sup>152</sup><sup>153</sup><sup>154</sup><sup>155</sup><sup>156</sup><sup>157</sup><sup>158</sup><sup>159</sup><sup>160</sup><sup>161</sup><sup>162</sup><sup>163</sup><sup>164</sup><sup>165</sup><sup>166</sup><sup>167</sup><sup>168</sup><sup>169</sup><sup>170</sup><sup>171</sup><sup>172</sup><sup>173</sup><sup>174</sup><sup>175</sup><sup>176</sup><sup>177</sup><sup>178</sup><sup>179</sup><sup>180</sup><sup>181</sup><sup>182</sup><sup>183</sup><sup>184</sup><sup>185</sup><sup>186</sup><sup>187</sup><sup>188</sup><sup>189</sup><sup>190</sup><sup>191</sup><sup>192</sup><sup>193</sup><sup>194</sup><sup>195</sup><sup>196</sup><sup>197</sup><sup>198</sup><sup>199</sup><sup>200</sup><sup>201</sup><sup>202</sup><sup>203</sup><sup>204</sup><sup>205</sup><sup>206</sup><sup>207</sup><sup>208</sup><sup>209</sup><sup>210</sup><sup>211</sup><sup>212</sup><sup>213</sup><sup>214</sup><sup>215</sup><sup>216</sup><sup>217</sup><sup>218</sup><sup>219</sup><sup>220</sup><sup>221</sup><sup>222</sup><sup>223</sup><sup>224</sup><sup>225</sup><sup>226</sup><sup>227</sup><sup>228</sup><sup>229</sup><sup>230</sup><sup>231</sup><sup>232</sup><sup>233</sup><sup>234</sup><sup>235</sup><sup>236</sup><sup>237</sup><sup>238</sup><sup>239</sup><sup>240</sup><sup>241</sup><sup>242</sup><sup>243</sup><sup>244</sup><sup>245</sup><sup>246</sup><sup>247</sup><sup>248</sup><sup>249</sup><sup>250</sup><sup>251</sup><sup>252</sup><sup>253</sup><sup>254</sup><sup>255</sup><sup>256</sup><sup>257</sup><sup>258</sup><sup>259</sup><sup>260</sup><sup>261</sup><sup>262</sup><sup>263</sup><sup>264</sup><sup>265</sup><sup>266</sup><sup>267</sup><sup>268</sup><sup>269</sup><sup>270</sup><sup>271</sup><sup>272</sup><sup>273</sup><sup>274</sup><sup>275</sup><sup>276</sup><sup>277</sup><sup>278</sup><sup>279</sup><sup>280</sup><sup>281</sup><sup>282</sup><sup>283</sup><sup>284</sup><sup>285</sup><sup>286</sup><sup>287</sup><sup>288</sup><sup>289</sup><sup>290</sup><sup>291</sup><sup>292</sup><sup>293</sup><sup>294</sup><sup>295</sup><sup>296</sup><sup>297</sup><sup>298</sup><sup>299</sup><sup>300</sup><sup>301</sup><sup>302</sup><sup>303</sup><sup>304</sup><sup>305</sup><sup>306</sup><sup>307</sup><sup>308</sup><sup>309</sup><sup>310</sup><sup>311</sup><sup>312</sup><sup>313</sup><sup>314</sup><sup>315</sup><sup>316</sup><sup>317</sup><sup>318</sup><sup>319</sup><sup>320</sup><sup>321</sup><sup>322</sup><sup>323</sup><sup>324</sup><sup>325</sup><sup>326</sup><sup>327</sup><sup>328</sup><sup>329</sup><sup>330</sup><sup>331</sup><sup>332</sup><sup>333</sup><sup>334</sup><sup>335</sup><sup>336</sup><sup>337</sup><sup>338</sup><sup>339</sup><sup>340</sup><sup>341</sup><sup>342</sup><sup>343</sup><sup>344</sup><sup>345</sup><sup>346</sup><sup>347</sup><sup>348</sup><sup>349</sup><sup>350</sup><sup>351</sup><sup>352</sup><sup>353</sup><sup>354</sup><sup>355</sup><sup>356</sup><sup>357</sup><sup>358</sup><sup>359</sup><sup>360</sup><sup>361</sup><sup>362</sup><sup>363</sup><sup>364</sup><sup>365</sup><sup>366</sup><sup>367</sup><sup>368</sup><sup>369</sup><sup>370</sup><sup>371</sup><sup>372</sup><sup>373</sup><sup>374</sup><sup>375</sup><sup>376</sup><sup>377</sup><sup>378</sup><sup>379</sup><sup>380</sup><sup>381</sup><sup>382</sup><sup>383</sup><sup>384</sup><sup>385</sup><sup>386</sup><sup>387</sup><sup>388</sup><sup>389</sup><sup>390</sup><sup>391</sup><sup>392</sup><sup>393</sup><sup>394</sup><sup>395</sup><sup>396</sup><sup>397</sup><sup>398</sup><sup>399</sup><sup>400</sup><sup>401</sup><sup>402</sup><sup>403</sup><sup>404</sup><sup>405</sup><sup>406</sup><sup>407</sup><sup>408</sup><sup>409</sup><sup>410</sup><sup>411</sup><sup>412</sup><sup>413</sup><sup>414</sup><sup>415</sup><sup>416</sup><sup>417</sup><sup>418</sup><sup>419</sup><sup>420</sup><sup>421</sup><sup>422</sup><sup>423</sup><sup>424</sup><sup>425</sup><sup>426</sup><sup>427</sup><sup>428</sup><sup>429</sup><sup>430</sup><sup>431</sup><sup>432</sup><sup>433</sup><sup>434</sup><sup>435</sup><sup>436</sup><sup>437</sup><sup>438</sup><sup>439</sup><sup>440</sup><sup>441</sup><sup>442</sup><sup>443</sup><sup>444</sup><sup>445</sup><sup>446</sup><sup>447</sup><sup>448</sup><sup>449</sup><sup>450</sup><sup>451</sup><sup>452</sup><sup>453</sup><sup>454</sup><sup>455</sup><sup>456</sup><sup>457</sup><sup>458</sup><sup>459</sup><sup>460</sup><sup>461</sup><sup>462</sup><sup>463</sup><sup>464</sup><sup>465</sup><sup>466</sup><sup>467</sup><sup>468</sup><sup>469</sup><sup>470</sup><sup>471</sup><sup>472</sup><sup>473</sup><sup>474</sup><sup>475</sup><sup>476</sup><sup>477</sup><sup>478</sup><sup>479</sup><sup>480</sup><sup>481</sup><sup>482</sup><sup>483</sup><sup>484</sup><sup>485</sup><sup>486</sup><sup>487</sup><sup>488</sup><sup>489</sup><sup>490</sup><sup>491</sup><sup>492</sup><sup>493</sup><sup>494</sup><sup>495</sup><sup>496</sup><sup>497</sup><sup>498</sup><sup>499</sup><sup>500</sup><sup>501</sup><sup>502</sup><sup>503</sup><sup>504</sup><sup>505</sup><sup>506</sup><sup>507</sup><sup>508</sup><sup>509</sup><sup>510</sup><sup>511</sup><sup>512</sup><sup>513</sup><sup>514</sup><sup>515</sup><sup>516</sup><sup>517</sup><sup>518</sup><sup>519</sup><sup>520</sup><sup>521</sup><sup>522</sup><sup>523</sup><sup>524</sup><sup>525</sup><sup>526</sup><sup>527</sup><sup>528</sup><sup>529</sup><sup>530</sup><sup>531</sup><sup>532</sup><sup>533</sup><sup>534</sup><sup>535</sup><sup>536</sup><sup>537</sup><sup>538</sup><sup>539</sup><sup>540</sup><sup>541</sup><sup>542</sup><sup>543</sup><sup>544</sup><sup>545</sup><sup>546</sup><sup>547</sup><sup>548</sup><sup>549</sup><sup>550</sup><sup>551</sup><sup>552</sup><sup>553</sup><sup>554</sup><sup>555</sup><sup>556</sup><sup>557</sup><sup>558</sup><sup>559</sup><sup>560</sup><sup>561</sup><sup>562</sup><sup>563</sup><sup>564</sup><sup>565</sup><sup>566</sup><sup>567</sup><sup>568</sup><sup>569</sup><sup>570</sup><sup>571</sup><sup>572</sup><sup>573</sup><sup>574</sup><sup>575</sup><sup>576</sup><sup>577</sup><sup>578</sup><sup>579</sup><sup>580</sup><sup>581</sup><sup>582</sup><sup>583</sup><sup>584</sup><sup>585</sup><sup>586</sup><sup>587</sup><sup>588</sup><sup>589</sup><sup>590</sup><sup>591</sup><sup>592</sup><sup>593</sup><sup>594</sup><sup>595</sup><sup>596</sup><sup>597</sup><sup>598</sup><sup>599</sup><sup>600</sup><sup>601</sup><sup>602</sup><sup>603</sup><sup>604</sup><sup>605</sup><sup>606</sup><sup>607</sup><sup>608</sup><sup>609</sup><sup>610</sup><sup>611</sup><sup>612</sup><sup>613</sup><sup>614</sup><sup>615</sup><sup>616</sup><sup>617</sup><sup>618</sup><sup>619</sup><sup>620</sup><sup>621</sup><sup>622</sup><sup>623</sup><sup>624</sup><sup>625</sup><sup>626</sup><sup>627</sup><sup>628</sup><sup>629</sup><sup>630</sup><sup>631</sup><sup>632</sup><sup>633</sup><sup>634</sup><sup>635</sup><sup>636</sup><sup>637</sup><sup>638</sup><sup>639</sup><sup>640</sup><sup>641</sup><sup>642</sup><sup>643</sup><sup>644</sup><sup>645</sup><sup>646</sup><sup>647</sup><sup>648</sup><sup>649</sup><sup>650</sup><sup>651</sup><sup>652</sup><sup>653</sup><sup>654</sup><sup>655</sup><sup>656</sup><sup>657</sup><sup>658</sup><sup>659</sup><sup>660</sup><sup>661</sup><sup>662</sup><sup>663</sup><sup>664</sup><sup>665</sup><sup>666</sup><sup>667</sup><sup>668</sup><sup>669</sup><sup>670</sup><sup>671</sup><sup>672</sup><sup>673</sup><sup>674</sup><sup>675</sup><sup>676</sup><sup>677</sup><sup>678</sup><sup>679</sup><sup>680</sup><sup>681</sup><sup>682</sup><sup>683</sup><sup>684</sup><sup>685</sup><sup>686</sup><sup>687</sup><sup>688</sup><sup>689</sup><sup>690</sup><sup>691</sup><sup>692</sup><sup>693</sup><sup>694</sup><sup>695</sup><sup>696</sup><sup>697</sup><sup>698</sup><sup>699</sup><sup>700</sup><sup>701</sup><sup>702</sup><sup>703</sup><sup>704</sup><sup>705</sup><sup>706</sup><sup>707</sup><sup>708</sup><sup>709</sup><sup>710</sup><sup>711</sup><sup>712</sup><sup>713</sup><sup>714</sup><sup>715</sup><sup>716</sup><sup>717</sup><sup>718</sup><sup>719</sup><sup>720</sup><sup>721</sup><sup>722</sup><sup>723</sup><sup>724</sup><sup>725</sup><sup>726</sup><sup>727</sup><sup>728</sup><sup>729</sup><sup>730</sup><sup>731</sup><sup>732</sup><sup>733</sup><sup>734</sup><sup>735</sup><sup>736</sup><sup>737</sup><sup>738</sup><sup>739</sup><sup>740</sup><sup>741</sup><sup>742</sup><sup>743</sup><sup>744</sup><sup>745</sup><sup>746</sup><sup>747</sup><sup>748</sup><sup>749</sup><sup>750</sup><sup>751</sup><sup>752</sup><sup>753</sup><sup>754</sup><sup>755</sup><sup>756</sup><sup>757</sup><sup>758</sup><sup>759</sup><sup>760</sup><sup>761</sup><sup>762</sup><sup>763</sup><sup>764</sup><sup>765</sup><sup>766</sup><sup>767</sup><sup>768</sup><sup>769</sup><sup>770</sup><sup>771</sup><sup>772</sup><sup>773</sup><sup>774</sup><sup>775</sup><sup>776</sup><sup>777</sup><sup>778</sup><sup>779</sup><sup>780</sup><sup>781</sup><sup>782</sup><sup>783</sup><sup>784</sup><sup>785</sup><sup>786</sup><sup>787</sup><sup>788</sup><sup>789</sup><sup>790</sup><sup>791</sup><sup>792</sup><sup>793</sup><sup>794</sup><sup>795</sup><sup>796</sup><sup>797</sup><sup>798</sup><sup>799</sup><sup>800</sup><sup>801</sup><sup>802</sup><sup>803</sup><sup>804</sup><sup>805</sup><sup>806</sup><sup>807</sup><sup>808</sup><sup>809</sup><sup>810</sup><sup>811</sup><sup>812</sup><sup>813</sup><sup>814</sup><sup>815</sup><sup>816</sup><sup>817</sup><sup>818</sup><sup>819</sup><sup>820</sup><sup>821</sup><sup>822</sup><sup>823</sup><sup>824</sup><sup>825</sup><sup>826</sup><sup>827</sup><sup>828</sup><sup>829</sup><sup>830</sup><sup>831</sup><sup>832</sup><sup>833</sup><sup>834</sup><sup>835</sup><sup>836</sup><sup>837</sup><sup>838</sup><sup>839</sup><sup>840</sup><sup>841</sup><sup>842</sup><sup>843</sup><sup>844</sup><sup>845</sup><sup>846</sup><sup>847</sup><sup>848</sup><sup>849</sup><sup>850</sup><sup>851</sup><sup>852</sup><sup>853</sup><sup>854</sup><sup>855</sup><sup>856</sup><sup>857</sup><sup>858</sup><sup>859</sup><sup>860</sup><sup>861</sup><sup>862</sup><sup>863</sup><sup>864</sup><sup>865</sup><sup>866</sup><sup>867</sup><sup>868</sup><sup>869</sup><sup>870</sup><sup>871</sup><sup>872</sup><sup>873</sup><sup>874</sup><sup>875</sup><sup>876</sup><sup>877</sup><sup>878</sup><sup>879</sup><sup>880</sup><sup>881</sup><sup>882</sup><sup>883</sup><sup>884</sup><sup>885</sup><sup>886</sup><sup>887</sup><sup>888</sup><sup>889</sup><sup>890</sup><sup>891</sup><sup>892</sup><sup>893</sup><sup>894</sup><sup>895</sup><sup>896</sup><sup>897</sup><sup>898</sup><sup>899</sup><sup>900</sup><sup>901</sup><sup>902</sup><sup>903</sup><sup>904</sup><sup>905</sup><sup>906</sup><sup>907</sup><sup>908</sup><sup>909</sup><sup>910</sup><sup>911</sup><sup>912</sup><sup>913</sup><sup>914</sup><sup>915</sup><sup>916</sup><sup>917</sup><sup>918</sup><sup>919</sup><sup>920</sup><sup>921</sup><sup>922</sup><sup>923</sup><sup>924</sup><sup>925</sup><sup>926</sup><sup>927</sup><sup>928</sup><sup>929</sup><sup>930</sup><sup>931</sup><sup>932</sup><sup>933</sup><sup>934</sup><sup>935</sup><sup>936</sup><sup>937</sup><sup>938</sup><sup>939</sup><sup>940</sup><sup>941</sup><sup>942</sup><sup>943</sup><sup>944</sup><sup>945</sup><sup>946</sup><sup>947</sup><sup>948</sup><sup>949</sup><sup>950</sup><sup>951</sup><sup>952</sup><sup>953</sup><sup>954</sup><sup>955</sup><sup>956</sup><sup>957</sup><sup>958</sup><sup>959</sup><sup>960</sup><sup>961</sup><sup>962</sup><sup>963</sup><sup>964</sup><sup>965</sup><sup>966</sup><sup>967</sup><sup>968</sup><sup>969</sup><sup>970</sup><sup>971</sup><sup>972</sup><sup>973</sup><sup>974</sup><sup>975</sup><sup>976</sup><sup>977</sup><sup>978</sup><sup>979</sup><sup>980</sup><sup>981</sup><sup>982</sup><sup>983</sup><sup>984</sup><sup>985</sup><sup>986</sup><sup>987</sup><sup>988</sup><sup>989</sup><sup>990</sup><sup>991</sup><sup>992</sup><sup>993</sup><sup>994</sup><sup>995</sup><sup>996</sup><sup>997</sup><sup>998</sup><sup>999</sup>1000

【校異】 1〈蓬〉「山大衆の」。2〈近〉「なにやうにも、〈蓬〉「何様にも」。3〈近〉「まいつてこそ、〈蓬〉「まいりてこそ」。4〈蓬〉「去年七月に」とし、「去」の右に「安元二」を傍記。5〈近〉「けんしゆんもんものによるん、〈蓬〉「建春門女院」。6〈近〉「御一しうも、〈蓬〉「御一周も」。7〈近〉「うちきよく、〈蓬〉「内浄」。8〈近〉「しよたいぶ」。9〈近〉「さうそかせて」。10〈近〉「さしよせ」。11〈近〉「そとに、〈蓬〉「外に」。12〈近〉「たちむかつて、〈蓬〉「たちむかひて」。13〈近〉「とつて、〈蓬〉「とりて」。14〈蓬〉「うち臥けるまゝに」。15〈蓬〉「誠奉るへきやらんと」。16〈近〉「たゝれけるが」。17〈近〉「つくとは、〈蓬〉「つけん事は」。18〈蓬〉「をしこめ奉る」として、「ケル」なし。19〈近〉「いとおしなとは」。20〈近〉以下「及禍敗之辱」まで白文。〈蓬〉の訓みを以下に示す。「蕭樊囚執、韓彭菹醢、晁錯受戮、周魏見辜。其余佐命立功之士、賈誼亞夫之徒、信命世之才、抱将相之具、而受少人之讒、並及禍敗之憂」。21〈近〉「蕭何」。22〈蓬〉「樊噲」。23〈蓬〉「我朝には」。24〈蓬〉「かなしひあひ給ける」。25〈近〉「しよ大ぶも」。26〈近〉「たちへたてられ、〈蓬〉「立へたてられ」。27〈近〉「いそきさはき、〈蓬〉「あきれ騒」。28〈近〉「身の」。29〈蓬〉「怖さに」。30〈近〉「いましめこめられつゝ、〈蓬〉「誠籠られて」。31〈蓬〉「ニ」なし。

【注解】○新大納言ノ許へハ、「大切ニ可奉申合事侍。時ノ程立ヨリ給へ」トテ、使者ヲ遣レタリ。〈闕・延・屋・覺・中〉ハ、謀議発覚後の展開において、成親の捕縛を最初に語る。これは『平家物語』が、謀議が成親によって主導されていたとしてきたことと関連していると思われる。一方〈長・盛〉が西光捕縛を最初に語るのは、西光捕縛が先に行なわれたという事実（前節「其中ニ西光法師ヲ召取テ大庭ニ引居タリ」項参照）に準じ、「根本よりきの者」（〈長〉一三三頁）であった西光を先に捕縛し、拷問により先ず西光の口を割らせ、その白状をもって成親を問い詰めようとしたという記事構成の意図によるものが考えられようか。なお、西光の捕縛が最初に行われたという事実は、早川厚一が指摘するとおり、清盛が鹿谷謀議については全く知らず、ただ院による山門攻撃を阻止しようとの意図から、山門との対立の中心にいた西光から捕縛をした可能性を示唆している（五七〜五八頁）。さらに〈盛〉の場合は、白山事件の展開で西光を前面に出してきたことをも考慮する必要がある。○例ノ山ノ大衆ノ事ヲ院へ被申ズルニ

コソ。此事ハユ、シク御憤深キ御事也。可叶トハ覺ネドモ、何様ニモ參テコソ申サメ」トテ 成親自身、清盛からの呼び出しが、院による山門攻撃の計画に関わる相談と認識していたことを示す一節。成親のこの認識は〈闕・延・長・屋・覺・中〉にも共通して記される。『玉葉』安元三年五月二十九日条に、「人伝云、昨日禪門相国參院、有御対面ニ云々、大略堅東西之坂、可責台山之議、一定了云々、然而入道内心不悦云々」とあり、院の計画に対して清盛が強い不満を持っていたことは、院の周辺でも周知の事実であったと思われる。同日条に「人伝云、大衆奪取明雲之後、近日有沙汰事等、京中帶兵器往還之輩、可絡取之」とあり、大衆が明雲を奪還した後の措置については、近日中に沙汰が下されること、それに先立って洛中で武器を帯びている輩を捕縛することが決定されており、それなりに緊迫感が増してきている状況にあった。○安元二年七月二、建春門女院隠サセ給テ、其御一周毛果ザレバ、諒闇ノ直衣コトニ内浄タハヤカニシテ、諸大夫一人、侍二三人、花ヤカニ装束セサセテ 何も知らない成

親は、建春門院の崩御からまだ一年経っていないので、諒闇の直衣を美しく着なして西八条にやって来たとする。諒闇のことを記すのは〈盛〉のみ。高倉天皇の母建春門院は、前年安元二年の七月八日になくなっているため『玉葉』同日条)、まだ一周忌を迎えていなかった。

〈盛〉にはここまで建春門院崩御のことは書かれていないが、巻二十五「鄭仁基女」では「去シ安元二年ノ七月ニ、御母儀建春門院隠サセ給ケリ。主上今年ハ十五ニゾナラセ給ケル。(中略) 母ノ御名残ノ色ノ御衣、今ヲ限ト召替ルト思召ケルニヤ、御涙ノ温タト落ケルガ、泰通ノ手ニ懸ケレバ、不堪シテ同ク涙ヲ流シケリ。是ヲ見進ラセケル卿上雲客、皆直垂ノ袖ヲ絞ル」(4—26—28頁)と、建春門院崩御の際、十二日の除服を過ぎても高倉天皇は服を替えようとせず、公卿たちも涙を流したという。同「前後相違無常」では高倉院の崩御を受けて「安元二年七月七日、比翼ノ鳥連理ノ枝ト、天ニ仰ギ星ヲ指テ御契深カリシ建春門女院モ、秋ノ霧ニヨカサレテ、朝ノ露ト消サセ給ニキ。会事希ナル織女モ、七月七日ヲ限トシテ、天河逢瀬ヲ渡ル習アリ」(4—55—58頁)と、建春門院の崩御の際の後白河院の悲哀を描く。〈盛〉に対して、他の伝本は、諒闇には触れず、成親の装束が華やかであったことだけを記す。〈延〉「八葉ノ車ノ鮮ナルニ、前駟<sup>ヘシ</sup>三人侍三四人召具シテ、上キヨゲナル布衣タヤカニキナシテ、雑色牛飼ニ至ルマデ、常ノ出仕ヨリハ少シ引ツクロヒタル体ニテゾ被出<sup>ヘ</sup>ケル。其モ最後ノアリキトハ、後ニコソ思合セ給ケメト哀也」(巻二—16ウ—17オ)、〈長〉もほぼ同じ。〈寛〉「ないきよげなる布衣<sup>ホウイ</sup>たをやかに着なし、あざやかなる車に乗り、侍<sup>サツライ</sup>三四人召し具して、雑色・牛飼に至るまで、常よりもひきつくりはれたり。そも最後<sup>サイゴ</sup>とは

後にこそ思ひ知られけれ」(上—77ウ—78頁)、〈中〉もほぼ同じ。〈闘〉は「急召<sup>ニ</sup>。具前駟一人侍三人<sup>ニ</sup>被行<sup>ニ</sup>。向入道之宿所<sup>ニ</sup>西八条<sup>ニ</sup>矣」(急ぎ前駟一人、侍三人を召し具して、入道の宿所西八条へ行き向かはれり。一—1—13オ)とするのみ。おそらく〈盛〉は、『愚管抄』の記事に拠ったのだろう。『愚管抄』では、鹿ヶ谷事件について、「カクテ建春門院ハ安元二年七月八日瘡ヤミテウセ給ヒヌ。ソノ、チ院中アレ行ヤウニテ過ル程ニ……」(旧大系二四四頁)と、建春門院の崩御に始まって成親の寵愛から鹿ヶ谷の謀議を描き、その後成親の捕縛の場面を次のように描く。「公卿ノ座ニ重盛ト頼盛ト居タリケル所へ、『何事ニカメシノ候ヘバ參テ候』トテ、諒闇ニテ建春門院母后ニテウセ給テ後ノ事ニテゾ、諒闇ノナラシニテ、ヨニヨクテキタリケリ」(二四五頁)。ここでも、建春門院の諒闇であったことが示され、さらに成親の装束が「諒闇ノナラシ」であったとするのも〈盛〉に一致する(〈延・長・屋・覚・中〉では「布衣」)。諒闇の装束については、『中右記』嘉承二年(一一〇八)十月三日に、堀河天皇の崩御を受けて、「二年之間」「重服也、但參内時可用諒闇」「とあるように、基本的には一年間は参内の場合には諒闇の服装であるべきであったか。ただし、『百練抄』文暦元年(一一三四)七月五日条に、四条天皇母后藤原璋子の崩御を受けて、「上皇御幸法勝寺、諒闇御直衣、公卿已下供奉人、皆着諒闇服、永万度用吉服、今度如此、人々不甘心」とあるように、法勝寺御幸の供奉に諒闇の装束を着したところ「人々甘心せず」ということであり、参内時のような制約はなかったようである。当該場面でも、必ずしも諒闇の装束を着る必要のない状況で、殊更に諒闇の直衣を美しく着ていた成親を描いている

のが『愚管抄』であり、〈盛〉もそれを参照したということになるだろう。次に、「内清」は、〈延〉「上キヨゲナル」、〈長〉「なゆきよげなる」、〈屋〉「内清ゲナル」、〈覚・中〉「ないきよげなる」とする。諸注釈が指摘するように「なえ清げなる」の意か。〈全注釈〉は「粘り気なくしなやかで綺麗なの意」（上―三五九頁）とする。〈蓬〉が「内<sup>キヨク</sup>浄」として「内」字を宛てるのは、こうした意が理解されていなかったゆえか。さらに「内」字の表記を通して〈屋〉や〈盛〉の異本〈近〉の「うちきよく」につながった可能性がある。「タハヤカニ」は、〈延・長・屋・覚・中〉「たほ（を）やかに」とする。しとやかで優美な様。卷四十四「時忠卿罪科」にも「清タハヤカニ手跡ウツクシク」（6―二三六頁）とある。ところで〈盛〉では、「其御一周モ果ザレバ、諒闇ノ直衣」としながらも、その後に「花ヤカニ装束セサセテ」とするのは繋がりが悪い。これは前述の通り、『愚管抄』のような記述を取り込んだためであろう。「花ヤカニ装束セサセテ」も〈盛〉のみの特徴だが、「常ノ出仕ヨリハ少シ引ツクロヒタル体ニテゾ」などと同様、この後に待ち受ける悲劇との対比を浮き上がらせている。なお、前駈の人数は、通常四〜八人程度であったようである（『中右記』承徳元年（一一〇九七）十二月十二日「今日新大納言被」申慶賀於所々云々々々〈前駈八人〉」、同康和五年（一一〇三）十二月九日「入」夜大納言被参内、前駈六人」など）。さて、落合博志①②によれば、青蓮院尊円親王『入木口伝抄』（文和元年（一一三五））に「絵詞事（行房朝臣説）」として次の記述がある。「愚筆見之（山上平家絵詞也）、「こそその秋建春門院」ト書所難ジテ云、訓ニ読所ヲバ仮名ニ書也。就中訓ニ読字ト音ニ読字ト相続ノ所可心得也。「こそそのあき建春門院」ト可書也云々」。

『平家物語』絵巻の詞書を染筆する際の仮名表記についての心得であるが、「こそその秋建春門院」とあるのは、現存『平家物語』諸本の中では〈盛〉に近く、その中でも、校異4に見るように〈蓬〉に近い。そうしたことから、〈盛〉との関係がまず注意される。さらに落合論文が書かれた頃には明らかではなかったことだが、〈盛〉本文と関係があると思われる長門切の料紙の一片を、炭素14年代測定法にかけた所、その年代が鎌倉末期にさかのぼる可能性が高いことが判明した（池田和臣（二四三頁））。そうした長門切との関係からしても、当該記事は大変興味深いのだが、『入木口伝抄』には、先の記事の後に、「又、罪科に被処キト書所難ジ云、絵詞カヘリ点不書之、処せられキト可書也云々」との記事が続く。こちらの本文の一致については、「罪科」「罪過」を含む本文を調べても、〈盛〉に近似する本文が見つからない（他本も同様）。したがって、「こそその秋建春門院」との近似のみを徴証として、『入木口伝抄』がまとめられた文和元年（一一三五）頃に〈盛〉的本文が存在していたとするには、さらに検証が必要である。○入道ノ宿所西八条へオハシケリ。近ク成儘ニ其辺ヲ見給へバ、軍兵四五町ニ充滿タリ。「穴恐シ、コハ何事ゾヤ」ト胸打騒給へリ。〈闕・延・長・屋・覚・中〉もほぼ同じ。但し、〈闕〉「然程近」西八条見回四方者五町計之間軍兵多充滿如雲霞見此。成親卿漏聞我等之支度耶と自思。胸打騒失。魂。然る程に、西八条に近づきて四方を見回せば、五町ばかりの間に軍兵多く充ち満ちて雲霞のごとし。此れを見て成親卿、「我等が支度の漏れ聞こえけるにや」と思ひしより、胸打ち騒ぎ、魂も失せぬ。一下―一三オ」と、傍線部に見るように、成親は、謀叛の支度が早くも漏れたのかと慌てふためいたとするのに

対し、〈延・長・屋・覺・中〉は、次に見るように、何事なのかと一向に気付いていない様子である。〈延〉「入道ノヲワスル西八条近クヤリヨセテ、其程ヲ見給へバ、四五丁ニ軍兵充滿セリ。穴ヲビタ、シ、何ナル事ゾト、胸打騒ギテ」（二七オ）、〈覺〉「西八条ちかうなッて見給へば、四五町に軍兵みちくたり。あなおびたし。何事やらんと、むねうちさはぎ」（七八頁）。清盛が西八条にいたことは、先にも「入道上落シテ西八条ノ宿所ニ著テ」（一—三二頁）とあった。実際このとき成親が西八条に呼び出され、禁錮されたことは、『玉葉』治承元年六月一日条「今曉入道相国坐八条亭」……又今日招奇成親卿、同以禁錮、殆及面縛云々」、『愚昧記』六月一日条「又云、成親卿同籠置八条云々」、『顕広王記』六月一日条「入道相国八条亭被召籠一新大納言成親卿并西光法師等」とある。また当日の京中の状況については、『玉葉』同日条「武士充滿洛中、雲集禁裏、但院中寂寞云々」、『緯絶常篇』、『顕広王記』同日条「軍兵滿路頭、奇異事歟」とあり、まさに「軍兵」が「充滿」した状態であった。○只今事ノ出来タル体也「たった今事件が起こった様子である」とするのは、〈延・長〉同。〈延〉「車ヨリ下リ給タレバ、門ノ内ニモ兵ノ所モナク立コミテ、只今事ノ出タル体也」（二七オ）。○中門ノ外ニ恐シゲナル者二人立向テ、大納言ノ左右ノ手ヲ取テ、天ニモ揚ス地ニモツケズ引持テユキ、モトヅリヲ取テ打臥ケル儘ニ、「是ハ可奉誠ヤラン」ト申ケレバ、清盛に呼び出され、何事かわからないまま西八条を訪れた成親は捕縛される。『玉葉』六月一日条に「又今日招奇成親卿、同以禁錮、殆及面縛云々」とあり、成親を「招奇」せ、禁錮したという。また、『愚昧記』同日条には「此間衆説区分難取信歟。又云、非捕取之儀、

只有可示事、只今可来之由示遣之処、則行向、仍捕取了。成親卿又同前云々」とあり、西光や成親に対して「可来之由」の呼び出しがあった「行向」ったところ捕らえられたとの噂があったようだ。『愚管抄』には「コノ西光ガ頸切ル前ノ日、成親ノ大納言ヲヨビテ、盛俊ト云チカラアル郎従、盛国ガ子ニテアリキ、ソレシテイダキテ打フセテ、ヒキシバリテ部屋ニ押籠テケリ」（二四五頁）とあり、呼び出されて赴いた成親は、平盛国の子盛俊に取り押さえられたとする。盛国・盛俊父子は平家の有力な家人。本全釈五—八九頁「母ノ内侍ハ、越中前司盛俊ガ賜テ具シタリケルガ、盛俊一谷ニテ討レテ後ハ」項参照。本項と次項では、成親を捕らえた侍が、清盛に成親の処遇を尋ね、清盛がそれに答えるやり取りが描かれる。〈闘・長〉にはこのやり取りがない。〈闘〉「自中門左右ノ脇如鬼神」兵共五六人計立出引張成親卿之手取入中門内」成親卿不」弁夢現」失」正念」不知東西」〔中門の左右の脇より鬼神のごとき兵共五六人ばかり立ち出でて、成親卿の手を引つ張りて、中門の内に取り入る。成親卿夢現とも弁へず、正念を失ひ、東西を知らざりけり。一三オ）、〈長〉「中門ノ戸に、こぐそくばかりつけたる者一人立むかひて、大納言の左右の手を取て、とぶがごとくにして内へ入れば、たゞ夢の心地して、あきれて物もおぼえ給はざりけるに、又つはもの七八人ばかりつとよりて、しやもとどりのを取れば、御烏帽子もおち布衣もやぶれにけり」（二三七頁）。〈延・屋・覺・中〉は〈盛〉に同じ。〈延〉「中門ノトニ怖シゲナル者二人立向テ、大納言ノ左右ノ手ヲ取テ、引張りテウツブサマニ投臥テ、『可警奉カ』ト申」（二七オ）、〈覺〉「中門ノ口におそろしげなる武士共あまた待うけて、大納言の左右の手をとってひッぱり、『いまし



むべう候哉覽」と申〔七八頁〕。ただしここでは成親の左右の手を取ったとするだけであり、〈盛〉と同様にもとどりを取り押さえたとするのは〈長・屋〉。〈長〉は右掲の通り「つはもの七八人ばかりつとよりて、しやもとどりを取れば、御烏帽子もおち」。〈屋〉は「中門ノ口ニ怖シゲナル者其ガ二人立向ヒ、大納言ノ左右ノ手ヲ取テヒバリ、タブサヲ取テ引伏セ奉ル。『誠ムベウ候ヤラム』ト申セバ」(一一九頁)とある(「タブサ」ももとどりに同じ)。〈長〉が記すように、もとどりを取られるということは烏帽子も外されるのであり、屈辱的な仕打ちであった。もとどりを取る場面は、卷三「殿下事云」(「郎等主ヲ助ントテ、高範ガ本ドリヲ取、引上タリ」(一―一三七頁))などにも見られる(本全釈八一七〇頁の当該注解参照)。なお、「天ニモ揚ズ地ニモツケズ」は〈盛〉の独自表現であるが、〈延〉は次々項、成親を監禁する場面でこの表現を用いる。「誠(いましむ)」は行動を抑制する、ここではこの後に「縄付事ハ」とあるように、縛り付けることをいうのであろう。なお〈蓬〉「誠」とするのは「誠」と字形を見誤ったものだろう。○入道ハ大床ニ立レタリケルガ、サスガ昨日マデモ面ヲ向ヘ肩ヲ並シ卿相也。眼前ニ縄付事ハカハユクヤ被思ケン、「去ズ共有ナン」トイハレケレバ、中門ノ廊ヘ入ラレテ、縄ヲバ不奉付ケリ

前述の通り、〈鬪・長〉には侍と清盛のやり取りがない。〈延〉「入道殿、昨日マデハ院ノ御所私所ニテモ肩ヲ比ベシ卿相也。今コソ敵トハナラムカラニトイカレル心ニモカハユクヤ思レケム。『シカラズトモ』トテツト入給ヌ」(一七〇)。〈屋・覚・中〉は、〈覚〉「入道相国、簾中より見出して、『あるべうもなし』との給へば、武士共十四五人、前後左右に立かこみ、縁の上にひきのぼせて、一間なる所におしこめ

てンげり」(七八頁)のように「あるべうもなし」と答えて監禁する。なお、〈長〉はここでは清盛の様子を描かないが、この後の清盛による成親の拷問の後に、「入道さすがに今日こそかたきならめ、昨日まで禁裏、仙洞にて肩をならべし卿相に、たちまちにはぢを見せん事、かはゆくやおもはれけん、音なしにておはしければ、又つはものよて引おこしてをしたて、もとの所にをしこめてけり」(一四〇頁)として、本項と同様の清盛の述懐が示される。〈盛〉で清盛が立つ「大床」は建物の縁の部分、寝殿造では広庇に当たる。ここでは中門廊の縁を意味するか。卷十三「高倉宮信連戦」(「前右大将ハ御簾ヲ半バ巻上テ、大口計ニ白衣ニテ、長押ニ尻懸、大床ニ足差出シテ」(二―三三八頁))。〈屋・覚〉では清盛が「簾中」にあったと対して、〈盛〉では縁側に立って、連行されてきた成親を見下ろしている構図になる。西光が捕縛された際に引き据えられたのが、中門に面した大庭であったこと、清盛が中門の縁に立ってこれに対峙したことを考えるならば、成親の場合も、まず中門の前に引き据えられ、中門廊の大床の清盛と対峙したと考えられよう。「中門ノ廊」については本全釈一五一―四八頁「中門ノ廊ニ出合レタリ」項参照。「去ズ共有ナン」は、〈延〉「シカラズトモ」、〈屋・覚〉「あるべうもなし」(〈覚〉)と同じで、「そうはしなくてよい(縛らなくてよい)」の意となる。○只一間ナル所ニ、大ナル木ヲ以テ蜘蛛手ヲ結、其中ニゾ奉押籠ケル。糸惜ナンドハ云計ナシ「大ナル木ヲ以テ蜘蛛手ヲ結」とは太い木材を交差させて打ち付け、部屋が牢獄のように封鎖されている様を言う。この表現は〈盛〉のみであるが、次節で「二間ノ障子ヲ、大ナル木ヲ打達テ蜘蛛手ヲ結タル所アリ。爰ニコソト哀ニ悲クオボシテ、立寄急ギ音ナヒ給へバ、

大納言蜘蛛手ノ間ヨリ幽ニ大臣ヲ見付給」（三三三頁）とあるので、これに対応する。〈延〉は「其後、兵ノ十余人来て前後左右ニ立カコミ、天ニモ上ズ地ニモツケズ、中ニ引ク、テ上ヘ引ノボセ奉リ、一間ナル所ニヲシコメツ。大納言夢ノ心地シテ、アキレテ物モ宣ハズ」（一七ウ）（闘）も近似）のように成親が連行される様子を描く。〈長〉は「つはもの前後にたちかこみて、中門のうへへ引のぼせて、侍のうへに一間なる所ををしこめつ」（二三七頁）、〈屋・覚・中〉は〈覚〉「一間なる所におしこめてンげり」とした後、「大納言夢の心地して、つや／＼物もおぼえ給はず」（七八頁）と成親の様子を語る。前項で、成親を縛る必要はないとしたため、庭での監禁ではなく、「一間ナル所」に監禁されることになる。しかし実際は、『玉葉』六月一日条「又今日招寄成親卿、同以禁錮、殆及面縛云々」、『顕広王記』同日条「入道相国八条亭被召籠新大納言成親卿并西光法師等」大納言面縛籠楼、西光交足拷問」、また『愚管抄』にも「ヒキシバリテ部屋ニ押籠テケリ」（二四五頁）とあり、『平家物語』とは異なり、成親は、縛られた状態で監禁されていたことになる。『玉葉』『顕広王記』に見える「面縛」は、「両手を後ろ手に縛り、顔を前にさし出しさらすこと」（日国大）。下向井龍彦によれば、「面縛」は、本来は投降者が自主的に行う降伏儀礼を指す語であったが、「保元・平治の乱ごろには、それまでも武家社会で広く行われていた縛り上げて辱める「いましめ（縛め）」行為が、「面縛」と表記されるようになっていた」（四九頁）という。また『顕広王記』の「籠楼」は、『平家物語』と異なり、敷地内の建物に監禁したということだろう。○『蕭樊囚執、韓彭菹醢、晁錯受戮、周魏見辜……蕭何、樊会、韓信、彭越ト云シハ、皆漢ノ高

祖ノ功臣タリシカ共、カクノミコソ有ケレ 後白河院の寵臣であった成親が転落する様子を、漢故事を引きながら表現する。〈闘〉は該当する記述なし。〈延・長・屋・覚・中〉では、この後の清盛による成親の拷問の場面でこの句が引かれる。成親が捕縛された場面で引くのは〈盛〉のみ。〈盛〉は尋問の場面に後に移し、西光処刑、成親尋問、院参企図という清盛の怒りの行動を巻六で連続的に描こうとしている。そのため成親の境遇を表す和漢の例（本項と次項）は、この成親監禁の場面に残したと考えられよう。〈延〉『蕭樊囚執、韓彭菹醢、晁錯受戮、周魏見辜』。其ノ余佐命立功之士賈誼、夫之徒、皆信ニ命世ノ之才ナリ、抱ニ将相之具。而受テ少人之讒、並ビニ受テ禍敗之憂』ト云ヘリ。『蕭何、樊会、韓信、彭越、皆高祖之功臣タリシカドモ、カクノミコソ有ケレ』（卷二二三ウ）。〈長〉『昔、蕭樊囚執韓彭、醢。晁錯受戮、周魏見辜。受小人之讒、受禍敗之辱』といへり。蕭何、樊会、韓信、彭越、皆高祖之功臣たりしかども、かくのみこそありけれ」（二四〇〜二四二頁）。〈屋〉『蕭樊囚捕、韓彭菹醢、晁錯受戮、周魏見辜。蕭何、樊会、韓信、彭越、是皆高祖ノ忠臣ナリシカドモ、少人ノ讒言ニヨテ禍敗之トカヲウクトモ云リ』（二二七頁）。〈覚〉「蕭樊とらはれ／＼して韓彭にらぎすされたり。兆措戮をうけて、周儀罪せらる。喩ば蕭何・樊会・韓信・彭越、是等は高祖の忠臣なりしか共、少人の讒によって過敗の恥をうく共、か様の事をや申べき」（八二〜八三頁）。〈中〉「せうはんとらはれ／＼て、かんはうにらぎすされけり、てうそりくをうけ、しうきつみせらる、たとへばかのせうか、はんくわい、かんしん、はうゑつ、これみなかうそのちうしんたりしか共、小人のざんげんによりて、く

わはいのはぢをかくとも、かやうの事をや申べき(八六頁)。まず前半の「蕭樊囚執、韓彭菹醢、晁錯受戮、周魏見辜」について見る。〈延・長・屋・覺・中〉いずれも漢子表記に小異はあるが、同じ。〈近〉は白文。〈蓬〉の振り仮名は校異20参照。典拠は『文選』卷四十一、李少卿「答蘇武書」の「昔蕭樊囚繫、韓彭菹醢、晁錯受戮、周魏見辜」(全釈漢文大系五・五二七頁)である。以下、①「蕭樊囚執」、②「韓彭菹醢」、③「晁錯受戮」、④「周魏見辜」に分けて注する。①「蕭樊囚執」は、蕭何と樊噲は前漢の高祖の功臣でありながら捕らえられたこと。蕭何は政策が高祖の怒りを招き投獄され(『史記』「蕭相国世家」、樊噲は讒言によって捕らえられた(同「樊鄴滕灌列伝」)。「執」も「繫」も、「つなぐ」「とらえる」の意。②「韓彭菹醢」は、同じく高祖の功臣の韓信と彭越が殺されて塩漬けにされたこと。韓信は反乱を起すも失敗に終わって斬られ(同「淮陰侯列伝」、彭越は讒言によって一族が捕らえられ処刑された(同「魏豹彭越列伝」)。「菹」も「醢」も、塩漬けの意。「菹醢」は殺して塩漬けにする刑をいう。「菹(菹の別字) ニラク」(〈名義抄〉僧上九)、「醢 シ、ヒシホ タヒ、シホ」(同僧下五八)。九条本『文選古訓集』に「韓彭菹醢」(六三三五頁)と見られる(〈延全注釈〉卷二一一〇頁)。凶書寮本『群書治要』卷十六「漢書四」にも「則莫若令如長沙王、欲臣子之勿<sup>ニラキナシレ</sup>菹醢」(古典研究会叢書『群書治要』二一四〇八頁)とある。ところで、『史記』「黥布列伝」に「十一年、高后誅淮陰侯」。布因心恐。夏、漢誅梁王彭越<sup>レ</sup>醢<sup>レ</sup>之、盛其醢<sup>レ</sup>徧賜諸侯」(新釈漢文大系十一九六頁)とあり、韓信(淮陰侯)と彭越の誅殺が並んで記される。ここに彭越が塩漬けにされたことは記されるが、韓信の場合、『史記』

淮陰侯列伝、『漢書』韓彭英盧呉伝第四(韓信伝・黥布伝)にも塩漬けにされたことは書かれてない。しかし、『漢書』卷二十三・刑法志第三に、以下の記載がある。「漢興之初、雖有約法三章、網漏吞舟之魚。雖然、其大辟尚有夷三族之令。令曰、当三族者、皆先黥、劓、斬左右趾、答殺之、梟其首、菹其骨肉於市、其誹謗詈詛者、又先斷舌。故謂之具五刑。彭越・韓信之屬、皆受此誅」(漢が興った当初、「漢は煩雜で苛酷な法令を除き削り、」法三章を約束したのだが、その網は舟を呑むような大魚をも漏らしてしまふようなものだった。しかしながら、その大辟(「辟」は刑の意)にはなお三族を滅ぼす法令があった。令に言う、「三族の刑に該当する者は、皆まず黥にし、劓りにし、左右の足を斬り、これを鞭打ちにして殺し、その首を曝しものにし、その骨や肉を市場で塩漬けにし、そのうち(天子を)誹謗し罵り詛う者は、また先ず舌を切る。故にこれを、五刑すべてを備えているという。彭越・韓信の輩は、みなこの誅刑を受けたのである)。傍線部のとおり、韓信も彭越も殺され塩漬けにされているが、おそらく彭越の場合は、その屍が塩漬けにされただけではなく、器に盛られてあまねく諸侯に下賜された(見せしめが行われた)ため、塩漬けにされたことが特に目立ったと考えられようか。③「晁錯受戮」は、前漢景帝の寵臣晁錯(李善注本『文選』は「晁錯」とするが、五臣注本は「晁錯」)、『史記』卷十一孝景本紀第十一・『史記』卷五十楚元王世家第二十・『漢書』卷五景帝紀第五も同)が死刑になったこと。晁錯は呉楚七国の乱の際に讒言によって斬刑に処せられた(『史記』「袁盎晁錯列伝」)。④「周魏見辜」は、前漢の功臣である周勃と(魏其侯)竇嬰が罪を着せられて投獄されたこと。漢の文帝

に仕えていた周勃は謀叛の讒言により投獄されたが、釈放された（同「絳侯周勃世家」）。また景帝・武帝に仕えていた魏其侯竇嬰は、家臣同士の争いから死罪となった（同「魏其武安侯列伝」）。これらはいずれも前漢の功臣・忠臣七名のお話によるもので、前半の四名が高祖のもとの罪を蒙った者、後半の三名が文帝以降に罪を蒙った者となっている。次に「其余佐命立功之士、賈誼亜夫之徒、信命世之才、抱将相之具、而受小人之讒、并及禍敗之辱」について見る。前掲の通り、〈延〉は、「小人」を「少人」、「及禍敗之辱」を「受禍敗之憂」とするのみではほぼ同じ。〈長・屋・覚・中〉は簡略に〈長〉「受少人之讒、受禍敗之辱」（一四〇頁）、〈覚〉「少人の讒によつて過敗の恥（屋）は「トガ」をうく共、か様の事をや申べき」（覚）八三頁）とする。典拠は同じく『文選』「答蘇武書」で、先の句に続き、「其余佐命立功之士、賈誼亜夫之徒、皆信命世之才、抱将相之具、而受小人之讒、並受禍敗之辱」（同前五二七頁）とあり、ほとんど同文である。君主を支えて功績を挙げた者、すなわち漢の賈誼や周亜夫のような者は、秀でた才能を持ち、將軍宰相の力量を有しているのに、つまらない人物の讒言により、不幸な目に遭い失敗することになる、の意。賈誼は前漢の文人で文帝に信任されたが、讒言により左遷された（『漢書』「賈誼伝」）。亜夫は周亜夫。前漢の武将で、前掲周勃の子。文帝・景帝に仕えて功績を挙げたが、景帝に疎んじられ罪に問われて没した（『史記』「絳侯周勃世家」）。正確には讒言にあったのは父の周勃（前述）で、周亜夫は讒言にあったとは言い難い。最後に、「蕭何、樊噲、韓信、彭越ト云シハ、皆漢ノ高祖ノ功臣タリシカ共、カクノミコソ有ケレ」は〈延・長・屋・覚・中〉同じ。先の「蕭樊」

「韓彭」の四名を挙げ、皆功臣であったがこのように処罰されたことを言う。○異国ニモ不限、我朝ニモ保元平治ノ比ヨリ打ツギキ、淺猿キ事ノミ有シニ、又此大納言ノ係ル目ニ合給フ事、イカバハセントゾ悲ミ合給ケル（闘・屋・覚・中）なし。〈延・長〉では、前項に続いて成親の尋問の場面に見られる。〈延〉「唐朝ニモ不限、我朝ニモ保元平治ノ比ハ淺猿カリシ事共モ有シゾカシ。新大納言一人ニモ限ルマジ。コハイカバハセムトスル」ト人歎アヘリ」（三三ウ）。保元・平治のことは、保元の乱では、死後墓を暴かれ掘り出された頼長が該当しよう。また、平治の乱では、隠れていた穴から掘り出され首を斬られた信西、捕らえられ、泣き叫びながら首を刎ねられた信頼が該当しよう。信西も信頼も、共に後白河院の近臣であった。○大納言ノ共ニ有ケル諸大夫モ侍モ被起隔、雑色・牛飼マデモ忙騒、身々ノ恐サニ、牛・車ヲ捨テ散々ニ逃失又「花ヤカニ装束セサセ」ていた諸大夫侍はもちろん、雑色・牛飼童に至るまで、皆その場を逃げていった。〈闘・延・長・屋・覚・中〉もほぼ同じ。〈闘〉「然間、成親卿伴者至諸大夫侍共被立隔、前駈雑色牛飼等散々皆逃失矣」（然る間、成親卿の伴の者、諸大夫侍共に至るまで立て隔てられ、前駈・雑色・牛飼等も散々に皆逃げ失せぬ。一三オ）。〈延〉「是ヲ見テ、共ニ有ツル諸大夫侍モ雑色牛飼童モ、牛、車ヲ捨テ四方ハ逃失ヌ」（一七ウ）。〈長・中〉は〈長〉「是を見て、ともにありつる諸大夫侍も雑色牛かひにげうせぬ」（二三七〜二三八頁）、〈中〉「御ともにめし具せられたるしよ大夫、さぶらひども、いくらもありけれ共、をしへだてられて、物をだに申さず。さうしきうしかひにいたるまで、うしくるまをすて、

にげちりぬ(八一頁)と雑色達は恐ろしさに何も言えなかったとする。「被起隔」は〈近〉「たちへたてられ」(逢)「立へたてられ」。「闘」被立隔(二)。「覚・中」「おしへだてられて」(覚)七八頁)と同じく、成親が捕縛されたことで、その場から押し分けられたことをいう。「忙騒」は〈近〉「いそぎさはき」(逢)「あきれ騒」(名義抄)「忙」ウレフ、カナシフ、イタム、ウラム、イソク(法中七〇)、天文本「字鏡鈔」「忙」イタム、ヨソル、イソク、ウレフ、イソカシ、ヨツ、ウラム、カナシフ(八一二)。状況が理解できずに慌て騒いでいる様子。

○大納言ハカバカリ熱ク難堪比、一間ナル所ニ被禁籠、汗モ涙モ諍ツ、肝心モ消ハテ、「コハイカニシツル事ゾヤ。日比ノアラマシ事ノ聞エケルニコソ。何者ノ漏シヌルヤラン。北面ノ者ノ中ニゾ有ラン」トゾ被思ケル 監禁された成親は、なぜ計画が発覚したのかと想像を巡らす。〈盛〉と同様に〈闘・延・長〉は、六月の熱い中閉鎖された二室に閉じこめられたことを強調する。〈闘〉「大納言此程熱難堪(二) 堪(一) 一間所被<sub>レ</sub>楹(二) 汗涙諍流矣然間<sub>レ</sub>捨此事成(二) 夢念<sub>レ</sub>覚成(二) 撰被<sub>レ</sub>待抑我等日來支度何者<sub>レ</sub>応(一) 泄有北面<sub>レ</sub>者其<sub>レ</sub>中(二) 耶乍<sub>レ</sub>思」(大納言は此の程の熱さ堪へ難きに、一間なる所に楹<sub>レ</sub>められ、汗も涙も諍ひてぞ流れける。然る間、捨<sub>レ</sub>れ此の事夢成らば念<sub>レ</sub>ぎ覚めよとて、撰<sub>レ</sub>を成して待たれけり。抑も我等が日來の支度を何<sub>レ</sub>なる者<sub>レ</sub>の泄<sub>レ</sub>らしつらん。北面の者其の中にや有るらんと思ひながら。傍線部未詳。一三オ(一三ウ)。

〈延・長〉「大納言ハ、六月ノサシモ熱キ比、一間ナル所ニコメラレテ、装束モクツロゲズオハシケレバ、アツサタヘガタシ。涙モ汗モアラソヒテゾ流ケル。我日來ノアラマシ事ノ聞ヘニケルニコソ、何ナル者ノ漏シツラム、北面ノ輩ノ中ニゾ有ラム」(延)一七ウ)。これに対して、

〈屋・覚・中〉も監禁された成親の様子を描くが、暑さよりも恐怖のために汗を流しているように読める。「新大納言は一間なる所におしこめられ、汗水になりつゝ、『あはれ、是は日比のあらまし事の洩れ聞えけるにこそ。誰洩らしつらん、定て北面の者共が中にこそあるらむ』など、思はじ事なうあんじつゞけておはしけるに」(覚)八一頁)。さらに〈屋・覚・中〉は尋問を受けた後にも、「さばかりあつき六月に、装束だにもくつろげず、あつさもたへがたければ、むねせきあぐる心地して、汗も涙もあらしめてぞ流れける」(覚)八三頁)と、〈闘・延・長・盛〉に類似した描写が見られる。また、〈延・長・盛〉は、この後に重盛が訪問する場面でも、「身ノ悲サ、跡ノイブセサ、思ツツケ給ヘバ、熱サニ難堪ウヘ胸塞テ、晩ヲ待ズシテ可消入コソオボシケレ」(盛)三三四頁)と、再び暑さと不安に苦しむ成親を描く(次々節参照)。なお、〈闘・延・長・盛・屋・覚・中〉では、いずれも、北面の誰かが今回の企みを漏らしたのであるうと成親は思ったとする。先の注解「入道ノ宿所西八条へオハシケリ。…」に見るように、〈延・長・屋・覚・中〉では、今回の事態において、成親は事の重大さに全く気付いていなかったように、事ここに至っても、行綱の密告によるとは全く気付いていないのである。○「小松ノ内府ハ見エ給ハヌヤラン。去トモ思捨給フ事ハアラジ者ヲ」ト被思ケレ共、誰シテ云ベキ便モ無レバ、唯悲ノ涙ニノミゾ咽給ケル 〈闘・延・長・覚・中〉とも、前項の叙述に同様に続ける。〈闘〉「捨御(一) 坐重盛脚(二) 雖<sub>レ</sub>然不思議(三) 雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思(四) 可<sub>レ</sub>伝<sub>レ</sub>語人(五) 者云涙(二) 云汗(三) 袖(杖)可<sub>レ</sub>朽(三) (捨れ重盛脚の御坐せかし。然りと雖も、思ひ離れたまはじと思はれると) 雖も、語り伝ふべき人も(無ければ)、涙と

云ひ汗と云ひ、袖も〔袂〕も朽ちぬべし。一三ウ。〈延〉『小松大臣ハ見へ給ハヌヤラム。サリトモ思放給ハジ物ヲ』ト被思ケレドモ、誰シテ宣ベシトモナケレバ、涙ヲコボシ汗ヲ流シテゾオハシケル」（二七ウ—一八オ）。〈覚〉「さり共小松殿は、思食はなたじ物をと思はれけれども、誰して申べし共おぼえ給はず」（八三頁）。〈屋〉は該当する記述なし。『玉葉』六月二日条に、「成親卿流遣備前国」と配流のことが記されるが、「或云、成親於路可失之由云々、又云、左大將重盛平に申請云々、此間説縦横也、難取実説歟」とあり、重盛が許しを願ひ出ることも含めて、多くの説が飛び交う混乱状態にあったようである。『愚管抄』では、成親は「公卿ノ座ニ重盛ト頼盛ト居タリケル所へ、『何事ニカメシノ候ヘバ参テ候』トテ、諒闇ニテ建春門院母后ニテウセ給テ後ノ事ニテゾ、諒闇ノナラシニテ、ヨニヨクテキタリケリ」（二四五頁）とあり、成親が西八条邸に呼び出されてきたときには、すでに重盛らの姿があったとする。次節「小松殿へハ人参

テ……」項参照。ところで、〈盛〉ではこの後、次節で重盛の慰問へと繋がるが、諸本によって西光と成親の捕縛・尋問の順序が異なるため（諸本のうち、成親捕縛から西光捕縛と記すのが、〈鬪・延・屋・覚・中〉、西光捕縛から成親捕縛を記すのが、〈長・盛〉）、この後の展開にも異同が大きい。〈鬪・延〉はこの後に、西光の捕縛と尋問、さらに西光の白状を受けての成親の尋問と続き、その後に重盛の慰問と教訓となる。〈長〉はすでに西光の捕縛と尋問は描いているので、このまま西光の白状を受けての成親の尋問へと続き、その後に重盛の慰問と教訓となる。〈屋・覚・中〉はこの後に、西光の捕縛と尋問、処刑までを描き、さらに西光の白状を受けての成親の尋問と続き、その後に重盛の慰問と教訓となる。これに対し、〈盛〉はすでに西光の捕縛と尋問は語っている上に、成親の尋問はしばらく後、巻六で西光の処刑の後で扱うことになり、次節ではすぐに重盛の慰問へと続くという、独自の展開をたどる。

## 【引用研究文献】

- \* 池田和臣「長門切の加速器分析法による14C年代測定」（松尾葦江編『文化現象としての源平盛衰記』笠間書院二〇一五・5）
- \* 落合博志①『「入木口伝抄」について—国文学資料としての考察—」（法政大学教養部紀要七八号、一九九一・2）
- \* 落合博志②「鎌倉末期における『平家物語』享受資料の二、三について—比叡山・書写山・興福寺その他—」（軍記と語り物二七号、一九九一・3）
- \* 下向井龍彦「腰繩と面縛」補遺」（史人第三号、二〇一一・5）
- \* 早川厚一『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』（和泉書院二〇〇〇・3）

小松殿へハ人<sup>1</sup>参テ、「<sup>2</sup>叛謀ノ者トテ、人々<sup>3</sup>被<sup>レ</sup>召禁侍。大納言殿モ被<sup>レ</sup>食籠<sup>4</sup>。オハシツルガ、此<sup>5</sup>晚ニ<sup>6</sup>可奉<sup>レ</sup>失ナンド聞エ候」ト申ケレバ、内大臣ハ良<sup>7</sup>久有テ、子息ノ中将車ノ尻ニ乗セテ、衛府四五人、隨身<sup>8</sup>三人被<sup>レ</sup>食具<sup>9</sup>タリ。各<sup>8</sup>布衣ニテ、物具シタル者ハ一人モ不<sup>レ</sup>具<sup>10</sup>給、最ノ

ドヤカニテ西八条へ被<sub>レ</sub>入ケリ。入道ヲ奉<sub>レ</sub>始、一門ノ人々思ハズニ思給ヘリ。10 弟ノ殿原、「何ニ係ル大事ノ出来テ侍ニ」ト口々ニ宣ヘバ、内府ハ、「只今何条事カ有ベキ。物騒キ者カナ」12 ト被<sub>レ</sub>静ケレバ、兵杖ヲ帯給ヘル人々モ、ソゴロキテゾ見ケル。入道ハ帽子申ニ、萌黄ノ腹巻ノ袖付タル13 ヲ著テ、小長刀計ニテ立給タリケルガ、大臣ノ14 挙動ヲ遥ニ見テ、急ギ内ニ入、素絹ノ衣ニ脱替テ、サラヌ体ニテ17 御坐ケリ。内府ハ、サテモ大納言ハイカニ成給ヌルヤラン、唯今ノ程ニハ失フマデノ事ハヨモアラジトテ18 見廻給フニ、一問ノ障子ヲ、大ナル木ヲ打違テ蜘蛛手ヲ結タル所アリ。爰ニコソト哀ニ悲クオボシテ立寄、急ギ音ナヒ給ヘバ、大納言蜘蛛手ノ20 問ヨリ、幽ニ大臣ヲ見付給、地獄ニテ罪人ノ地藏菩薩ヲ奉<sub>レ</sub>見ランモ、是ニハ21 争カ可<sub>レ</sub>過ト、嬉サ不<sub>レ</sub>斜。泣々宣ケルハ、「成親身ニ誤アリト23 不<sub>レ</sub>存、今カ、ル憂目ニ逢テ侍リ。サテ御渡アレバ、去トモト憑<sub>レ</sub>思奉」トテ、ハラ／＼ト涙ヲ流シ給<sub>レ</sub>フモ無<sub>レ</sub>軋也。

【校異】 1 〈近〉「まいて」へ「蓬」。「まいりて」。2 〈近〉「むほんの」へ「蓬」。「謀叛」の。3 〈近〉「めしいましめられさふらふ」へ「蓬」。「召誠<sub>シ</sub>られて侍」。4 〈蓬〉「召<sub>シ</sub>籠<sub>コ</sub>て」。5 〈近〉「くれに」へ「蓬」。「晩<sub>シ</sub>に」。6 〈近〉「うしなひたてまつるへしなと」へ「蓬」。「うしなひ奉るへきなんと」。7 〈近〉「ひさしう」へ「蓬」。「久しく」。8 〈近〉「ほいにて」へ「蓬」。「布衣<sub>イ</sub>にて」。9 〈近〉「はしめたてまつり」へ「蓬」。「はしめ奉て」。10 〈近〉「おとうとの」へ「蓬」。「弟<sub>ヲ</sub>の」。11 〈近〉「いてきてさふらふにと」へ「蓬」。「出来侍るにと」。12 〈蓬〉「ト」なし。13 〈近〉「つきたるを」へ「蓬」。「ヲ」なし。なお、「付<sub>ツ</sub>たる」。14 〈近〉「よそほひを」とし、右に「ふるまひイ」を傍記。〈蓬〉「挙動<sub>キョウドウ</sub>を」。15 〈蓬〉「忤<sub>イツ</sub>き」。16 〈蓬〉「ノ」なし。17 〈近・蓬〉「おほしけり」。18 〈近〉「見まはし給ふに」へ「蓬」。「見廻<sub>ミマ</sub>り給に」。19 〈蓬〉「きと」。20 〈近〉「あひたより」へ「蓬」。「問<sub>イ</sub>より」。21 〈蓬〉「いかて」。22 〈蓬〉「うれしき」。23 〈近〉「ぞんせざるに」へ「蓬」。「存せず」。24 〈蓬〉「フモ」なし。

【注解】 ○小松殿へハ人參テ、「叛謀ノ者トテ、人々被<sub>レ</sub>召禁侍。大納言殿モ被<sub>レ</sub>食籠オハシツルガ、此晚ニ可奉失ナンド間工候」ト申ケレバ

本節は重盛が慰問に訪れる場面だが、前節の最後に述べたように、成親の尋問（巻六「大納言音立」に記される）の前に重盛の慰問と父清盛への教訓を描くのは〈盛〉のみ。それにも関わらず、清盛は成親を尋問、拷問することになる。先に行綱の密告を受けて、「又一門ノ人々、侍共ニ可<sub>レ</sub>相触」トテ、使ヲ方々へ遣ケレバ、右大将宗盛、三位中将知盛、左馬頭重衡已下ノ一門ノ人々、甲冑ヲ著シ弓箭ヲ帶シテ馳集ル（三三三頁）とあったように、重盛は召集に応じなかったように描かれるが（諸本も同様）、ここに至って重盛が動き出すことになる。た

だし、成親捕縛の一報が重盛に届いたとするこの一節は、〈盛〉の独自異文。これは、巻六「入道院参企」で、清盛による後白河院幽閉の一報を受けて重盛が西八条邸に駆け付ける場面に倣ったものか。なお、この後の「成親妻子歎」にも、成親に同道していた者が、成親の宿所に戻り、「上ニハ西八条殿ニ召籠ラレサセ給ヌ。今夕可奉失トテ、晚ヲ待トコソ承ツレ」（三三八頁）と報告する場面がある。六月一日、成親が捕縛された当日の重盛の動向については、古記録では確認できない。『愚管抄』には次のように記される。「コノ西光ガ頸切ル前ノ日、成親ノ大納言ヲバヨビテ、盛俊ト云チカラアル郎従、盛国ガ子ニテアリキ、ソレシテイダキテ打フセテ、ヒキシバリテ部屋ニ押籠テケリ。

公卿ノ座ニ重盛ト頼盛ト居タリケル所へ、「何事ニカメシノ候へバ参テ候」トテ、諒闇ニテ建春門院母后ニテウセ給テ後ノ事ニテゾ、諒闇ノナヲシニテ、ヨニヨクテキタリケリ。『出候ハンニコマカニ見参ハセン』トテアリケルヲ、ヤガテカクシテケレバ、重盛モ思モヨラデアキレナガラ、コメタル部屋ノモトニユキテ、コシウトノムツビニヤ、『コノタビモ御命バカリノ事ハ申候ハンズルゾ』ト云ケリ（二四五頁）。これによれば、公卿の座に重盛・頼盛がいたところに、成親が「何事かお召しがあったので参りました」と訪れ、「退出いたしますときにゆっくりと御挨拶申し上げます」と言っていたところを、このように捕縛されてしまったので、驚いた重盛が成親を監禁する部屋を訪れ慰めたという。この「公卿ノ座」は、『後押小路内府抄』に「客亭の座（公卿座と称する是なり）」（川本重雄二二頁）と記されるもので、「平安時代には後述する対の南庇や南広庇が公卿・殿上人の溜まりになっていた」（同二三頁）とし、「対は主人や家族の御座所として、さらには接客や儀式の舞台として頻繁に利用された」空間で、「出居とも呼ばれた対南庇には、寝殿に一番近い柱間奥に主人の座が敷かれ、それと向い合せとなる形で客の公卿や殿上人の座が敷かれた」（同二〇頁）とする。さらに平安時代末以降、上流の貴族住宅であっても寝殿の東西の対を欠くものが普通となってくると、「渡殿などが転用されて、対南庇に代る空間となった。そして、この日常接客用の建物や部屋を、そこに設けられていた座の名称から鎌倉時代以降一般に「公卿座」あるいは「公卿間」と呼ぶようになった」（同二〇頁）とする。また、『中右記』天永元年（一一一〇）正月六日条に「法勝寺阿弥陀堂修止（公卿座仏面以）北」。「予先参尊勝寺阿弥陀堂、仏面以南為公卿座」

などであるように、公卿の身分のものたちが、内裏以外で催される行事などに参列したりするときに指定されたエリアも「公卿座」として設定されていた。したがって、ここでも、西八条邸の対ないしは渡殿に設けられた公卿が伺候する場所を指していると考えられる。そこにいた重盛が「思モヨラデ」というのは、重盛は成親が捕縛・監禁されることになるとは思っても見なかったことだろう。この『愚管抄』の記述は、他の資料には確認できず注目される。しかし、一族に召集が掛かり、「今晚」に西光が捕縛されていた状況（『玉葉』）で、重盛・頼盛ともに武装せずに公卿座に座していたというのは信じがたく、しかも、それが清盛を批判する立場となる重盛と、後に一門から離脱することになる頼盛であるという点にも意図的なものが感じられる。また、「武士充満洛中」（『玉葉』）の状況で成親が何の不審も抱かずに西八条邸を訪れていることから、史実を描いているとは考えがたい。さて、『愚管抄』とは異なり、『平家物語』では重盛は悠然と登場するように描くのであるが、目下力は、ここで重盛が「西八条邸にあふれた大軍陣の中へ従容として入って行く様」は、『平治物語』で藤原光頼が「同じく内裏の大軍陣の中に分けいって行く様と、形の上で共通している」とし、『平治物語』に做った可能性があるとすると（四六八頁）。○内大臣ハ良久有テ、子息ノ中将軍ノ尻ニ乗セテ、衛府四五人、隨身三二人被食具タリ。各布衣ニテ、物具シタル者ハ一人モ不具給、最ノドヤカニテ西八条へ被入ケリ。諸本同様だが、それぞれに重盛の鷹揚さを描く。〈盛〉が「良久有テ」とするのは重盛が慌てずに構えていたことを示し、〈闕・延・長〉も同様、〈中〉は「こまつどのははるかに日たけて後」（上―八六頁）とし、〈屋〉は「小松殿



ハ善悪ニ騷<sup>ス</sup>給ハヌ人ニテ、遙ニアテ」(二七〇―二八頁)、〈覺〉も「其後遙に程へて」(上―八三頁)からとする。〈盛〉と同様に「のどやかに」とするのが〈延・長・中〉。〈鬪〉は「謚々被参<sup>ニ</sup>西八条殿<sup>ニ</sup>」(謚々と西八条殿に参られけり。一四ウ)。〈屋〉「誠<sup>ト</sup>大様ゲニテゾ御坐タル」(二八頁)、〈覺〉「殊<sup>ト</sup>大様げでおはしたり」(八三頁)とする。「子息ノ中将」は維盛。維盛はこの時権少将(権中将となるのは治承五年)で、中宮権亮(補任)―一四九八頁。〈鬪・延〉「子息少将」、また〈屋・覺〉「権亮少将」とするのが正しい。〈延〉では、維盛を「車ノ尻」に乗せて六波羅を訪問する重盛の姿が後白河院幽閉を諫める場面でも繰り返される(巻二「重盛父教訓之事」)。〈長〉も同様。このことについて、武久堅は、「物語の叙述は「子息維盛」を、「父重盛」と「祖父清盛」の対面と論争の一部始終を目的あたりにする立場に立たせているのである」とし、「父重盛」の対「清盛」教訓は、「子」であり「孫」であった「維盛」が、その生涯で初めて、恩愛の重圧を肌で感じ、恩愛に踏み留まるという生涯の選択を決した、まことに運命的な出来事であったと言えるであろう」と論じている(二〇一―二〇三頁)。なお、〈鬪・延・長・盛・屋・覺〉では、維盛は、車の尻に乗っていたとすると、牛車は四人乗りで、先に車に乗り込むのは上座に座る人で、後から乗り込む人が下座に座る。座席は、前列右側が一番上席、その左側が二番目、後列左側が三番目、後列右側が四番目という序列になる(京樂真帆子二二頁)。重盛は車の前列に座り、維盛は下座の後列に座ったことになる。また、「各布衣ニテ」とあるが、装束を記す〈鬪・延・長・中〉によれば、重盛は「烏帽子直垂」で、衛府や随身の者が皆布衣であったとする。「物具シタル者

ハ一人モノ不<sup>ニ</sup>真給」とは、〈覺〉「兵一人も召しぐせられず」(屋も同)のこと。前項で引用したように、日下力は、この場面を『平治物語』における光頼参内の場面に倣った可能性を指摘するが、『平治物語』にも「侍一人もめしぐせず、尋常なる雑色四五人」(新大系一七〇頁)とある。ここまでの重盛評としては、巻二の清水寺炎上で、清盛を諫める重盛に対して清盛が、「ユ、シク大様ノ者カナ」(本全釈七一―四三頁)、巻三「殿下事会」で家臣を諫める重盛を評して清盛が「重盛ハユ、シク大様ノ者ニテ」(本全釈八一―〇〇頁)とする(後者は〈盛〉のみの記述)。清盛との対比の場面で、重盛の「のどやかに」で「大様」な性格が強調される。「大様」はプラス方向の「悠揚せまらぬ」とマイナス方向の「大ざっぱな」の意味があり(池田敬子三九頁)、ここでも重盛が今回の件を「大事」としない鷹揚な態度が強調されている。○入道ヲ奉始、一門ノ人々思ハズニ思給ヘリ。弟ノ殿原、「何ニ係ル大事ノ出来テ侍ニ」ト口々ニ宣ヘバ、内府ハ、「只今何条事力有ベキ。物騒キ者カナ」ト被静ケレバ、兵杖ヲ帯給ヘル人々モ、ソノキテゾ見エケル 緊急事態に兵を一人も連れず、牛車に乗ってゆったりとやってきた重盛を批判するものの、重盛に何を騒ぐことがあるかと制され、あきれてしまう。諸本とも同様だが、重盛を批判するのは、〈鬪〉では「(入道殿)為<sup>シ</sup>始上下諸人」、〈延・長〉では「人々」、〈屋・覺・中〉では「貞能」とする。貞能は今回平家一門を召集するべく清盛に命じられた平家家人(本全釈一五一―六〇頁「肥後守・飛驒守ヲ召テ、「貞能・景家慥ニ承レ」項参照)。〈盛〉は「弟ノ殿原」とし、清盛の子息の中での行動の違いを際立たせている。やり取りの内容は諸本似通うが、〈長〉「天下の御大事をぞ大事とはいふ。何ほどの

事かあるべきぞ」（二四一頁）、〈屋・覚・中〉「大事とは天下の大事をこそ言へ。かやうの私事を、大事と云様やある」（〈覚〉八三頁）のように、重盛はこれは平家に関わる私事であって天下の大事ではないと反駁する。「ソゞロキテゾ見エケル」は〈延・長・屋・覚・中〉同じ。

ここでの「そぞろく」とは「思慮・分別・自信などを失ったさまになる」（日国大）意。重盛の反論に白けてしまっている様子。〈闘〉「白氣還不レ音（白氣還りて音もせず。一四ウ）。さらに〈闘〉は、「重盛睡（中略）重盛奉見（此有様）世浅猿被（宗盛卿、纈纈鎧直垂押）立烏帽子卿居（所）矣（重盛四方を睡み回して並み居たる武士共を見られれば、宗盛卿は纈纈の鎧直垂に烏帽子を押し立て（中略）重盛此の有様を見奉りて、世に浅猿しく思はれければ、詞少なにて成親卿の居たまふ所に行き向かひたまふ。一四ウ（一五オ）と続け、重盛が宗盛・知盛・清盛の武装を見てあきれる姿を描く。○入道ハ帽子甲ニ、萌黄ノ腹巻ノ袖付タルヲ著テ、小長刀計ニテ立給タリケルガ、大臣ノ拳動ヲ遥ニ見テ、急ギ内ニ入、素絹ノ衣ニ脱替テ、サラ又体ニテ御坐ケリ（延・長・屋・覚・中）はこれに該当する表現はない。清盛の武装について詳述するのが〈闘〉で、まず、西八条邸に着いた重盛は、「父入道殿（薄墨染衣の上着）萌葱絲腹巻（故襦赤）大口差（聖欄刀）抵（秘感手鉾）」（父の入道殿は、麁絹の薄墨染の衣の上に萌葱絲の腹巻を着て、故ら赤く襦したる大口に聖欄の刀を差し、秘蔵の手鉾を抵きて。一四ウ）との清盛の姿を見て「世浅猿被思」（世にも浅猿しく思はる。一五オ）と落胆する。さらにこの後、成親を斬ろうと重代の鎧唐皮と太刀小烏を身に着けていた清盛は、重盛が自分

のもとに向かっているとの報告を受けて慌てて着替える。〈闘〉「重盛為被申大納言事（参）父御前入道不（知）此（今度）は猶赤地錦直垂着（伝）家云唐革鎧（白星）兜鍪（帯）云小烏（太刀）例（小長刀）抵杖（有）然不（安）者哉忘（重恩）起謀叛（成親無由）内府助置為（当家）怨（有）何懸（諍）海手（可）切頸（被）狂（今）処（源）大夫判官季貞走（参）入道殿前（只）今猶小松殿被（参）候と申急立（寄）障子之蔭（皆）脱（捨）物具（昇）匠長（数）珠（空）念誦（居）矣候御前（人々）皆静返侍（重盛、大納言の事を申されん為に、父の御前に参りたまふ。入道此をば知らず、今度は猶赤地の錦の直垂に、家に伝はる唐革と云ふ鎧を着、白星の兜鍪に小烏と云ふ太刀を帯き、例の小長刀を杖に抵きて、「然有れ、安からぬ者かな。重恩を忘れて謀叛を起こす成親を由無く内府の助け置きて、当家の怨と為す。何と有れ、淨（諍）海が手に懸けて頸を切るべし」と狂はれる処に、源大夫判官季貞、入道殿の前に走り参りて、「只今猶小松殿の参られ候ふ」と申しければ、急ぎ障子の蔭に立ち寄りて、皆物具を脱ぎ捨てて、長き数珠を昇き匣（匣）らせ空念誦して居たまひけり。御前に候ふ人々も、皆静まり返りて侍りけり。一下—一五ウ—一六オ）。この「空念誦」する清盛の姿はより戯画化されているといえよう。さて、〈盛〉の清盛の武装について見ると、帽子甲は、高橋昌明によれば、下級の士卒や略式武装の武将が用いる兜で、室町前期までの各種文献に現われる。『酒吞童子』に、頼光が「帽子兜を着、其うへに獅子王と申、五枚甲の緒をしめ」て鬼退治し、〈覚〉に「帽子甲（ホウシカブト）に五枚甲の緒をしめて」（上—三七頁）の表現が見えることから、実際に兜を重ねかぶったときの下兜として用いたようである（二四一—二四二頁）。清盛は、この時、屋内ゆえに

下兜としての帽子兜をのみ用いていたのであろうか。「腹巻ノ袖付タル」は、武器の腹巻は胴とその下の草摺とからなるが、これに両袖の付いたもの。小長刀は、訴え出た行綱を迎えた清盛が、子息重衡を相い具し、盛国に持たせていた「銀ニテ蛭巻シタル小長刀」(三一七頁)であらう。〈延〉によれば、この小長刀は、清盛が畿島明神から拝受した、朝家を守るべき節刀であるのだが、〈盛〉ではそうした関連がこの後必ずしも辿れない。本全釈の注解「銀ニテ蛭巻シタル小長刀盛国ニ持セテ」(二五―四五―四八頁)参照。なお、「挙動」の読みについては、校異14参照。三巻本『色葉字類抄』に「挙動 フルマヒ」(フ豊字・中一〇七)、十巻本『伊呂波字類抄』に「消息「アリサマ」挙動「同」(ア豊字・巻八・三五九頁)、〈名〉に「挙(動) フルマヒアリサマ」(僧上八三)などの訓が認められる。〈盛〉では、他に「去共主ヲ志ニテ行程ニ、日数モ漸積ケレバ、鬼界島ニモ波ニケリ。此島ノ挙動、都ニテ伝聞シヨリモ、マノアタリ見ハ堪テ有ベキ様ナシ」(二―一三〇頁)、「去年ノ冬ヨリ被<sub>レ</sub>打籠<sub>レ</sub>マシク<sub>レ</sub>テ御心憂御挙動ナレバ」(二―四七二―四七三頁)の用例が見られる。〈蓬〉はいずれも「キョトウ」、〈近〉はそれぞれ「ありさま」「ふるまひ」とする。ここでも両方の読みが可能であらう。〈盛〉のみ重盛の挙動を見て慌てて武装を解く清盛を描くのは、巻六「入道院参企」の場面を意識していることだろう。そこでは後白河院幽閉の一報を受けて訪れた重盛を見て「子ナガラモ遺<sub>レ</sub>アノ貌ニ物具シテ相向ハ<sub>レ</sub>ン事、面早クヤ被<sub>レ</sub>思ケン、物具脱置隙モナカリケレバ、障子ヲ少シ引立テ、腹巻ノ上ニ薄墨染ノ素絹ノ衣ヲ引懸テ出給タリケルガ」(盛 1―三八四―三八五頁)と、清盛が腹巻の上に素絹の衣を着る様子が描かれる。この描写は諸本共

通だが、傍線部「物具脱置隙モナカリケレバ」とするのは〈鬨・盛〉のみである。つまり〈鬨・盛〉では、一度目(本節)は着替えることができたが、二度目はその時間がなく、止む得ず衣を羽織った、という展開をとることになる。○内府ハ、サテモ大納言ハイカニ成給又ルヤラン、唯今ノ程ニハ失フマデノ事ハヨモアラジトテ見廻給フニ、一間ノ障子ヲ、大ナル木ヲ打違テ蜘蛛手ヲ結タル所アリ。爰ニコソト哀ニ悲クオボシテ立寄、急ギ音ナヒ給ハバ 重盛が、〈盛〉「唯今ノ程ニハ失フマデノ事ハヨモアラジト」(延・長)「今ノ程ニハ死罪流罪ニハヨモ及バレジ」(延・二四〇)と考えたその理由を、〈延・長・盛〉は明確に記さないが、成親の処刑が夕刻を待つて行われるとの報を重盛は耳にしていたためだろう(本節の冒頭本文参照)。なお、〈鬨〉は「重盛奉見」此有様世浅猿被<sub>レ</sub>思詞少行<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>成親卿居<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>矣(重盛此の有様を見奉りて、世に浅猿しく思はれければ、詞少なにて成親卿の居たまふ所に行き向かひたまふ。一五〇)として、重盛が成親を探す描写はないが、重盛が成親の幽閉場所を探し、蜘蛛手に封鎖された部屋を見付けるのは、〈延・長・屋・覚・中〉も同じ。特に〈延〉に近い。〈延〉「内府、『猿ニテモ大納言ヲバ何ニトシテケルヤラン。今ノ程ニハ死罪流罪ニハヨモ及バレジ』ト思召テ見廻給ハバ、侍ノ障子ノ上ニ大ナル木ヲ以テ、クモデヲ結チガヘタル一間ナル所アリ。日来カ、ル所有トモ思ハヌニ、俄ニイデキタリケレバ、『哀、コ、ニ大納言ヲバ籠タルヨナ』トオボシテ、只今コソトホル由、キトヲトナハレタリケレバ」(二四〇―二四ウ)。〈屋・覚・中〉はその中で嗚咽する成親の姿を描く。「そも大納言をば、いづくにをかれたるやらんとて、こゝかしこの障子引あけく見給へば、ある障子のうへに、蜘蛛手ゆ

たる所あり。こゝやらんとてあけられたれば、大納言おはしけり。涙にむせびうつぶして、目も見あはせ給はず」（〈覚〉八三頁）。「一間ノ障子ヲ、大ナル木ヲ打違テ蜘蛛手ヲ結タル」とは障子の上から、太い木材を交差させて嚴重に打ち付け、部屋が牢獄のように封鎖されている様。部屋が蜘蛛手に結われていたとするのは諸本に共通する。『太平記』卷二「俊基朝臣関東下向事」「一間成所ニ蜘蛛手緊ク結テ、推籠奉リテ置奉ル分野ハ、只地獄ノ罪人ノ十王ノ庁ニ被レ籠テ、枷杖ヲ入テ、罪ノ軽重ヲ糺ランモ、角哉ト思知ルル斗也」（玄政本一一—一三三頁）。

○大納言蜘蛛手ノ間ヨリ、幽ニ大臣ヲ見付給、地獄ニテ罪人ノ地藏菩薩ヲ奉見ランモ、是ニハ争力可過ト、嬉サ不斜。泣々宣ケルハ、「成親身ニ誤アリト不存、今カ、ル憂目ニ逢テ侍リ。サテ御渡アレバ、去トモト憑思奉」トテ、ハラ／＼ト涙ヲ流シ給フモ無慚也。重盛の姿を認めた成親が、地獄で地藏菩薩を見付けたように喜んだとするのは〈鬨・延・長・屋・覚・中〉同じ。〈延〉「如案」大納言クモデノ間ヨリ内府ヲ見付テ、地獄ニテ地藏菩薩ヲ見奉リタラムモ是ニハ過ジトウレシクテ」（二四ウ）。〈鬨〉は特に詳しく、「成親奉見」付内府「業力有レ限随」在阿鼻大城「無浮世」罪業深重。悪人朝夕苦惱無レ隙「奉見」付六道能化抜苦与楽之土地蔵薩埵。不過此猗「矣」（成親内府を見付け奉りて、業力限り有りて阿鼻大城に墮（随）ち在して、浮かぶ世無き罪業深重の罪（悪）人の、朝夕苦惱して隙無きが、六道能化・抜苦与楽の土地蔵薩埵を見付け奉りたらむも、此の猗しさには過

## 【引用研究文献】

\* 池田敬子「ゆゆしく大様なる人―覚一本『平家』重盛検証―」（『国語国文』一九九六・4。『軍記と室町物語』清文堂二〇〇一・10再録。引用は後者による）

(三)

ぎじとて。一下―一五オ）とする。命が危ぶまれる中で救済に訪れた者を地藏菩薩に喩えるのは、物語に頻出する。例えば、幸若舞曲『伊吹』で、頼朝が斬られるところで池殿に救出される場面に、「ものによく／＼譬ふれば、罪深き罪人、俱生神の手に渡り、無間大城の底に落さるべかりしを、六道能化の地藏の、錫杖をかりとうち振つて、『かゝかんみさんまい』と呼ばはりかけ、救ひ上げ、助けむとし給ふも、これほどぞありつらん」（新大系『舞の本』一三四―一三五頁）とある。そして成親は身に覚えがないと言い、重盛が来てくれたからには自分を助けてくれるだろうとすがり泣く。「御渡アレバ、去トモト憑思奉」は、「（重盛が）いらっしやって下さったのなら、いくらなんでも（悪いようにはなさないでしょう）とお頼み申し上げます」の意。この部分は〈鬨・延・長〉も同。〈延〉「是ハイカナル事ニテ候ゾ。誤タル事モ候ハヌ物ヲ。サテオハシマセバ、サリトモトコソ思奉テ候ヘ」トテ、ハラ／＼ト泣給モ無慚也」（二四ウ）。〈屋・覚・中〉は「何事にて候やらん、かゝる目にあひ候。さてわたらせ給へば、さり共とこそたのみまいらせて候へ。平治にも既誅せらるべかりしを……」（〈覚〉八四頁）として、次節の平治の乱での重盛の助命を振り返る発言に繋がる。『愚管抄』には「重盛モ思モヨラデアキレナガラ、コメタル部屋ノモトニユキテ、コシウトノムツビニヤ、『コノタビモ御命バカリノ事ハ申候ハンズルゾ』ト云ケリ」（二四五頁）とある。

\* 川本重雄「貴族住宅」(『絵巻物の建築を読む』東京大学出版会一九九六・11)

\* 京楽真帆子「牛車で行く! 平安貴族と乗り物文化」(吉川弘文館二〇一七・7)

\* 日下力「『平家物語』と『保元物語』『平治物語』—成親事件話群の考察—」(国文学研究七八号、一九八二・10、『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)

\* 高橋昌明『酒吞童子の誕生 もうひとつの日本文化』(中央公論社一九九二・6。後に加筆修正し、中央公論新社より刊行。二〇〇五・12。引用は後者による)

\* 武久堅「説話する末世の予言者—重盛伝承と平家物語の構想—」(『説話論集』清文堂一九九二・4。『平家物語の全体像』和泉書院一九九六・8再録。引用は後者による)

大臣ノ返事<sup>三三三</sup>ニハ、「人ノ<sup>一</sup>讒言ニゾ侍ラン。御命計ハイカニモ申請<sup>まうしつけ</sup>バヤトコソ存ズレ共、入道腹悪キ人ニテオハスレバ、ソモイカ<sup>カ</sup>侍ランズラン」ト憑<sup>たも</sup>気<sup>しげ</sup>ナク<sup>二</sup>宣<sup>のたま</sup>ヘバ、イト<sup>三</sup>心細クオボシテ、「成親平治ノ乱<sup>みだ</sup>ニ切ラルベカリシヲ、御恩ニテ命ヲ<sup>いけ</sup>生<sup>け</sup>ラレ奉テ、正二位ノ大納言<sup>四</sup>ニ至リ、歳<sup>とし</sup>四十二<sup>五</sup>余リヌ。生々世々<sup>しやうじやうせ</sup>ニ難<sup>がた</sup>報謝<sup>おんじやく</sup>」。同ハ今度ノ命ヲ助給ヘ。出家人道シテ、高野粉河ニモ籠リ、一筋ニ後世ノ勤仕ラン」ト宣<sup>のたま</sup>ヘバ、「重盛カクテ侍レバ、去<sup>さり</sup>共<sup>とも</sup>ト思召ルベシ。御命ニモ替奉<sup>かへり</sup>ラントコソ存ズレ」ト被<sup>た</sup>起<sup>た</sup>ケレバ、又<sup>また</sup>奉<sup>たてまつ</sup>ル見事モヤト、遥ニ見送給テハ、カヒナキ袖ヲジ絞給フ。「少将モ<sup>七</sup>被<sup>た</sup>召捕<sup>まをさ</sup>ヌルヤラン、少者共ノ跡ニ残留ルモイカ<sup>カ</sup>成ヌラン」ト宕<sup>おぼつか</sup>ナシ。身<sup>三三四</sup>ノ悲サ、跡ノイブセサ、思ツ<sup>おも</sup>ツケ給ヘバ、熱サニ難<sup>がた</sup>堪<sup>た</sup>ウヘ胸<sup>むね</sup>塞<sup>ふ</sup>テ、<sup>九</sup>晩ヲ待ズシテ可<sup>べ</sup>消入<sup>をき</sup>コソオボシケレ。<sup>十</sup>内大臣ノ訪<sup>とがら</sup>レツル程ハ、聊慰<sup>いさか</sup>ミテ取延ル心地也ケルガ、立<sup>た</sup>帰<sup>かへ</sup>給テ後ハ今少<sup>すこ</sup>心細ク<sup>ハ</sup>悲<sup>かな</sup>被<sup>た</sup>思<sup>おも</sup>ケル、理ト覚テ哀也。

【校異】1〈蓬〉「讒言こそ」。2〈蓬〉「宣へハ」なし。3〈近〉「いけられたてまつて、〈蓬〉「いけられ奉りて」。4〈蓬〉「ニ」なし。5〈近〉「あまりぬること」。6〈蓬〉「見奉らぬ」。7〈近〉「めしとられんすらん」。8〈近〉「ふさがて、〈蓬〉「せきふささきて」。9〈近〉「くれを」、〈蓬〉「晩を」。10〈近〉「うちのおとゞの」、〈蓬〉「内大臣の」。11〈蓬〉「かなしくそ」。

【注釈】○大臣ノ返事ニハ 以下、〈鬮・延・長・盛・中〉は、重盛の(助命嘆願)↓重盛と二回の問答が展開される。一方、〈屋・覚・中〉到来を知り、涙を流して無実を訴える成親の言葉を置き(本全釈前節)は、成親の言葉を切らず、《成親↓重盛》という一回の問答になって参照、それに対する重盛の返答が続く。さらに出家を誓い助命を請う成親の言葉が続き、その言葉に対する重盛のさらなる返答という形 いる。その〈屋・覚・中〉の問答の内容は、〈鬮・延・長・盛〉で二つに分かれる問答が一つに集約されたものになっている上に、〈屋・覚〉には、「身ニ誤アリト不存」(盛)、<sup>一</sup>「身に一せつあやまりたる事もぞ

んちつかまつらず」（中）八七頁）のような成親による無実の訴えがなく、最も簡略。なお、〈鬪〉は「見之内大臣非」石木「世無慚」被<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>押<sub>レ</sub>。当袖於顔<sub>レ</sub>互に物不<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>。良久内大臣<sub>レ</sub>。之を見て、内大臣、石木に非れば、世に無慚に思はれて、袖を顔に押し当てて、互ひに物も言はず。良久しくして、内大臣は<sub>レ</sub>。下一一五オ）と重盛の描写が詳細で、成親に対して同情的な様子を記す。○人ノ讒言ニゾ侍ラン 諸本「讒言」に言及する重盛の言を持つが、〈覚〉はこの部分を持たない。重盛のこの言葉は、成親の弁明の内、〈鬪〉では、「此事至成親不知存<sub>レ</sub>候」（此の事全く成親知り存ぜず候ふ。下一一五オ）、〈延・長・中〉では、「誤タル事モ候ハヌ物ヲ」（〈延〉卷二—二四ウ）に対応しよう。一方、〈屋・覚〉でそれに対応するのは、「何事にて候やらん、かゝる目にあひ候」（〈覚〉上—八四頁）。〈覚〉は、人の讒言だとする重盛の言葉を記さず、「誠にさこそはおぼしめされ候らめ」（同前）と同調したとする。なお、〈盛〉以外の諸本は、重盛登場の直前の清盛が成親を拷問する場面において、すでに成親自身が「慙身ニ取テハ全ク誤タル事ナク候。人ノ讒言ニテゾ候ラン。委ク御尋アルベク候」（〈延〉卷二—二二オ）と「讒言」であることを主張していた。〈盛〉は唯一、その清盛による成親の拷問を卷六「大納言音立」に後置するが、やはり成親は「大納言ハ、『人ノ讒言ニテゾ候覧。御一門ニ向進セテ、何事ノ恕有テカ左様ノ事思立侍ルベキ、努々無事也』ト被申タリ」（卷六—三七五頁）と讒言であることを主張する。しかしこの後成親は、清盛から西光の白状を見せられ、清盛の怒りを更に買うという展開となっている。つまり〈盛〉では、成親自身もこの時点では清盛が西光の白状を得ていることを知らずに、自身の潔白を主

張していることになる。したがって、この後に父清盛に対面する重盛は、そこまでの事情はこの時点では知り得ていないという前提でここを読むべきだろう。○御命計ハイカニモ申請バヤトコソ存ズレ共、入道腹悪キ人ニテオハスレバ、ソモイカゞ侍ランズラン 〈鬪・延・長〉は、ほぼ同内容で、助命がかなわない可能性を示唆する箇所。〈盛〉のみ助命が適いがない理由として、清盛が「腹悪キ人」であることをあげている。「腹悪し」は「心が荒く立腹しやすい。おこりっぽい。短気である」（日国大）の意。〈盛〉では、他に三例清盛に同様の表現が見られるが（本全釈注解「サル腹悪人」参照。一〇—九〇頁）、いずれも〈盛〉の独自異文であり、〈盛〉は清盛の短気さを強調する。なお、「大臣ノ返事ニハ」項に記すように、〈屋・覚・中〉は、〈成親↓重盛〉という一回の問答になっているが、出家を誓い、助命を請う成親の言を聞いた重盛が「誠にさこそはおぼしめされ候らめ。さ候へばとて、御命うしなひ奉るまではよも候はじ。縦さは候共、重盛かうて候へば、御命にもかはり奉るべし」（〈覚〉上—八四頁）と発言しており、助命に対する危惧は表明されていない。○憑気ナク宣へバ、イトゞ心細クオボシテ 前項の通り、〈鬪・延・長・盛〉では重盛は助命への危惧を示しており、それに対して成親の心細さが示され、さらなる成親の助命嘆願に続いていく構成になっている。○成親平治ノ乱ニ切ラルベカリシヲ、御恩ニテ命ヲ生ラレ奉テ 成親が平治の乱の際の助命の恩を説くのは諸本同一。ただし、〈盛〉以外の諸本では、〈盛〉が卷六「大納言音立」に後置する、清盛による成親尋問の場面においてすでに、清盛の言として「ヤ、大納言殿。一年平治ノ逆乱之時、信頼・義朝等ニ御同心アテ、朝敵トナリ給タリシ時、越後中将ト

テ、島摺ノ直垂小袴キテ、折鳥帽子引立テ、六波羅ノ馬屋ノ前ニ引ス  
ヘラレテオワセシカバ、罪ニ定テ既ニ被誅給ベキニテオハセシヲ、  
内府トカクシテ申有タリシカバ、七代マデノ守ノ神トナラムト、手ヲ  
合テ泣々宣シ事ハ忘給タルナ」(《延》巻一―二一ウ。《長》ほぼ同様)  
と、平治の乱時の重盛による成親の助命について触れていた。《屋・覚・  
中》の同箇所にも「抑、御辺ヘイヂは、平治にもすでに誅チツせらるるべかりしを、  
内府ダイフが身にかへて申なだめ、頸シビをつぎたてまッしはいかに」(《覚》上  
―八一頁)と簡略ながら見える。《闘》も異文ながら同内容を持つ。  
したがって、これらの諸本では、ここでは成親がそれを繰り返している  
という形となっている。これに対し、清盛による尋問場面を後に置  
く《盛》のみ、成親が自発的に平治の乱の際の恩を口にして置ること  
になる。この平治の乱時の重盛による成親の助命については、『平治  
物語』にも見えるが、『愚管抄』巻五には「成親ハ家成中納言ガ子ニテ、  
フヨウノ若殿上人ニテアリケルガ、信頼ニグセラレテアリケル。フカ、  
ルベキ者ナラネバ、トガモイトナカリケリ」(旧大系 三六八頁)とあり、  
その処分が解官にとどまったことが見えるものの(《補任》仁安元年  
成親項にも「平治元十二廿七解官(依信頼卿縁座也)」とある(一―  
四六一頁))、重盛の助力があったことはうかがえない。ただし、『愚  
管抄』には「成親トテ信頼ガ時アヤウカリシ人、流レタリシモ」(旧  
大系二四四頁)ともある。こうしたことから、元木泰雄は「降伏した  
成親は、武装蜂起をしたことから武人として扱われ、信頼と同様に清  
盛に身柄を委ねられており、清盛に生殺与奪の権を握られていたこと  
になる。武士社会の原則を適用すれば、敗北した武人は処刑を免れな  
い。生命の危険とはこのことを指すのであろう。ここで重盛の嘆願も

行われ、蜂起に関する罪は不問に付されたものと見られる。一方、事  
件の謀議などでは重要な役割を果たしておらず、事件に関して積極的  
な供述をしたことから、『愚管抄』巻第五高倉)、朝廷からの処罰は解  
官程度の軽微なもので済んだのではあるまいか」(二二頁)とする。

また、高橋昌明は、『愚管抄』については触れないが、「重盛は成親の  
妹を妻に迎え嫡子維盛も成親の婿である。平氏と成親の父家成・曾祖  
父顕季は白河院政期以来、深い関係を結んでおり、平氏は成親の父祖  
の手助けを借りながら、立身の階段を昇っていったといってもいいす  
ぎではない。清盛が、平治の乱時藤原信頼に与同した成親を助命した  
のは、そのような両家の歴史を背景にしている」(二二七頁)と、清  
盛自身が両家の関係を考慮して助命したとする。いずれにしても、重  
盛と成親の妹経子との婚姻が重要なわけだが、武久堅は、中院本『平  
家物語』の清経の年齢記載から婚姻の時期を応保元年(一一六一)頃  
と推定する一方で、清経が高倉帝の乳母子である可能性から、清経の  
出生が高倉帝と同じ一一六一年頃である可能性も指摘している  
(二〇五頁)。その場合は、もう二年ほどは婚姻時期が繰り上がること  
になる(次節「又重盛彼大納言ノ妹ニ相具シ」項参照)。しかし、平  
治の乱時に重盛と成親の妹経子との婚姻が成立していたかは疑問も残  
り、重盛による成親の助命についても、再検討が求められるよう。なお、  
ここで《延・長》が成親について「島摺ノ直垂」を着用しているとさ  
れる点については(《盛》は、この後の坊門中納言親信話において、「平  
治ノ乱逆ノ時、信頼卿ニ同心トテ六波羅へ被召シニ、島摺ノ直垂著テ、  
高小手ニ縛ラレテ」(一―三四三頁)と、近似した本文を記す。注  
解「此大納言ハ、平治ノ乱逆ノ時…」参照)、学習院本や陽明本『平

治物語』中「信頼降参の事并最後の事」に「越後中将成親、六波羅へめし渡されてけり。島摺の直垂に折烏帽子引たてて、六波羅の既の前へすへられてぞ有ける。すでに死罪に定りけるを、左衛門佐重盛、「今度の重盛が勲功の賞には、越後中将を申あづかり候はん」と、たりふし申されたりければ、死罪をば申なだめられてけり」（新大系二二五頁）とあるものに近く、古態本『平治物語』との関係が指摘されている（日下力①四一九頁、同②四六三頁）。助命の恩については、〈延〉に『七代マデノ守ノ神トナラム』ト手ヲ合テ泣々宣シ事（二一ウ）とあるが、これに該当する記述を持つ『平治物語』伝本はない。〈延全注釈〉は「一類本・流布本系等には該当句が見えないが、四〇八・十類本には、元和本「此御はうおん生々世々にもいかでか忘奉べき、金刀比羅本「此をんいつの世にかはわすれまいらせむ」等と、成親の感謝の語が記される」（巻一一〇二頁）ことを指摘する。むしろ、ここは、日下力③が指摘するように（三五四頁）、〈延〉等に多出する「七代マデ」とする表現に注意すべきだろう。当該記事以外に、次の例が見られる。「縦イカナル誤り候トモ、争七代マデハ思食ステラレ候ベキ」（〈延〉巻三一八〇ウ。「法印問答」）、「我子孫ニ向テ弓ヲ引ズルハ、仏神モ御ユルサレヤ有ベキ。只今天ノ責ヲ蒙ズル頼朝ナリ。……我子孫ニ向テハ、頼朝争カ七代マデ弓ヲ引ベキ」（〈延〉巻四一一二ウ〜一二二オ。「朝敵揃」）、「帝王ノ御敵ヲ討タル者ハ七代マデ朝恩失セズト申事、極タル僻事也。目当リ故入道ハ法皇ノ御為ニハ申セバ愚也、御命ニ代奉ル事モ度々也。サレドモ僅ニ其身一代ノ幸ニテ、子息〈孫歟〉加様ニ罷成ベシヤ」（〈延〉巻十一二〇ウ。「重衡卿東へ下給事」）。以上の例からすれば、受けた恩は七代かけて尽くすというような成語が

あったのであり、成親の言葉もそうしたものである。○  
正二位ノ大納言ニ至リ、歳四十二余リ又 〈延・覚〉ほぼ同じ。〈長・屋〉「位正二位、官大納言にいたり、としすでに四十あまりになり侍りぬ」（〈長〉二一四二頁）。〈中〉該当句なし。成親は承安三年（一一七三）四月十三日に正二位の叙位を受け、安元元年（一一七五）十一月二十八日に権大納言に任ぜられている。また、成親は保延四年（一二三八）生まれであり、捕縛時の年齢は四十歳である。〈補任〉によれば、康治二年（一一四三）には正二位大納言が四名、久安四年（一一四八）には正二位権大納言が五名いる。成親の兄隆季も権大納言であった嘉応三年（一一七一）に正二位に叙せられている。そもそも、官位相当において、位よりも低い官職にある場合には「行」、反対に位階相当より高い官職にある場合には「守」と呼称した。例えば、「従五位下行明法博士兼備中権椽合宗朝臣道成」（『小右記』長元三年六月二十八日条）については、明法博士の官位相当は「正七位下」であるので、それより位が上位である「従五位下」の合宗道成は「行」の字を付してそれを表している。また、「貞観六年四月廿七日従六位下守少忠藤原朝臣海魚」（『小右記』万寿二年十月二十日条）については、弾正少忠の官位相当は「正六位下」であるので、それより位が下位である「従六位下」の藤原海魚は「守」の字を付してそれを表している。『小右記』が前例で引いている貞観年間など平安前期には「行」も「守」も見られたが、位階授与のインフレ傾向に伴い高い位を持つものが増え肩書きには「行」を付すものの方が増加した。ちなみに、『鎌倉遺文』の文治年間に限って調べて見ると「行」を付すものが十一例見られるのに対し、「守」の例は〇例である。『鎌倉遺文』所収



の文書全体でも僅か五例のみである。したがって、大納言でありながら、正三位ではなく正二位であったことが、特段の昇進であるとは言えない。○生々世々ニ難報謝。同ハ今度ノ命ヲ助給ヘ「生々世々」は仏語で「生まれかわり死にかわりして経る多くの世。永遠。永劫」(日国大)「生生世世」項の意。「報謝」は「恩に報い、徳に感謝すること。物などを贈って報いること」の意(日国大)。助命の恩への言及については、前々項参照。〈中〉「その御おんもまだほうじつくしがたく候。あはれ今度の命をたすけさせおはしまし候へかし」(上―八七頁)。○出家人道シテ、高野粉河ニモ籠リ「出家人道シテ」を〈延〉は「頭ヲ剃テ」、〈長〉「かみをおろして」とする。〈屋・覚・中〉は「命だにいきて候はば」(覚)を冒頭に置く。〈鬪〉は「剃除無詮髪を籠居高野粉河」(中)「詮無き髪を剃り除きて、高野・粉河にも籠り居て。下―一五オ―一五ウ」とする。「高野」は、真言宗の宗祖空海(弘法大師)が修禪の道場として開創した真言密教の聖地高野山。「粉河」は和歌山県紀の川市粉河にある粉河寺。中世は聖護院末、近世以降は延暦寺末として天台宗に属した。平安時代中期以降、『梁塵秘抄』巻二に「観音験を見する寺、清水石山長谷の御山、粉河近江なる彦根山、間近く見ゆるは六角堂」(新大系八九頁)とあるように、観音信仰の霊場として注目を浴びるようになり、『粉河寺縁起』が、正暦二年冬花山法皇が熊野詣の帰途に参詣したと伝えるほか(統群書二二八―三〇八頁)、長保二年(一〇〇〇)に藤原齊信『権記』長保二年八月二十五日条「藤中将被示云、来廿六日為果宿願、可参長谷木河」。可令申成所御牒者、寛仁元年(一〇一七)には藤原教通が参詣した(『小右記』寛仁元年十月二十三日条「左將軍從祐

河長谷今日帰京云々」という記録もあるなど、貴族の間に粉河参詣が広まった。『枕草子』にも「寺は壺坂。笠置。法輪。靈山は釈迦仏の御すみかなるがあはれなるなり。石山。粉河。志賀」(一九四段。新大系二四四頁)とあるほか、『宇津保物語』・『狭衣物語』にも粉河参詣場面がある。また、藤原頼通が高野山の帰路に粉河に参詣している(『宇治関白高野山御参詣記』永承三年(一〇四八)十月十七日条)ように、「高野粉河」はともに京都南方の霊場として知られ、『狭衣物語』巻二「もしさてもやなほりはべると、高野、粉河などに詣でむとなむ思ひたまふる」(『集成』上―二四五頁)、『撰集抄』巻四・西道発心「高野、粉川まいりありきて、終に都にのぼりて…」(現代思潮新社古典文庫・上―八一―八二頁)、『保曆間記』「成頼ナンド中人モ、此世ノアリサマヲ見テ高野粉河ニ籠居シ給フ」(和泉書院『校本保曆間記』二〇頁)などと並び称する例もある。『平家物語』では平維盛が一門離脱後に高野山、粉河寺に参詣することになる。○一筋二後世ノ勤仕ラン、ト宣ヘバ「延・長」ほぼ同じだが、「延」は末尾を「ト宣モ哀也」とし、「長」は「あはれにおぼえて」を、続く重盛の言の前に置く。〈屋・覚〉は「…一向後世菩提のつとめをいとなみ候はん」と申されければ(覚)上―八四頁。〈屋〉は「一向」を「一筋」とする。〈中〉「すぢにごしやうぼだいのいのりをも、つかまつり候はん、と申されければ」(上―八七頁)、〈鬪〉「只一筋に可」為後世(候)候泣云(只一筋に後世の励みを為すべく候ふと泣く云ひけり。下―一五ウ)。○「重盛カクテ侍レバ、去共ト思召ルベシ。御命ニモ替ラントコソ存ズレ」トテ被起ケレバ「延・長」ほぼ同内容。「去共(さりととも)」は(日国大)には、「すでに存する具体的な事態

を承認しながら、その反対の事態を認めようとする表現。そうであっても、そのようだと「問題になっていることの性質や程度を、抽象的に受けて、その反対の事態を希望的に認めようとする表現。いくらなんでも、それにしても」の用法が示されている。ここでは後者の「重盛がここにありますので、いくらなんでも命を奪うまではないだろう」とお思いください。私がお命に替り申し上げようと思っております」といった意か。〈屋・覚・中〉の重盛の言はやや具體的だが、それぞれ小異があり、〈屋〉「人ノ讒言ニテゾ候覧ン。ヨモ失奉ルマデノ事ハ候ハジ。縦サモ候ヘ。重盛カウテ候ヘバ、御命ニハ可奉替」（一三〇頁）、〈覚〉「誠にさこそはおぼしめされ候らめ。さ候へばとて、御命うしなひ奉るまではよも候はじ。縦さは候共、重盛かうて候へば、御命にもかはり奉るべし」（一八四頁）、〈中〉「いかさまにも人のざんげんにてぞ候らん、今度の御命をも申て、たすけまいらせ候ばやとこそ存候へ」（一八七頁）。なお〈屋・覚〉は、ここを「（重盛）出られけり」（〈覚〉。〈屋〉ほぼ同様）と結び、すぐに重盛による清盛への諫言に場面が移る。〈闘・延・長・中〉は次項以下の通り、成親の心情等を描写する。○又奉見事モヤト、遥二見送給テハ、カヒナキ袖ヲゾ絞給フ（〈延・長〉「カク宣ニ付テモ只甲斐ナキ涙ノミゾ流ケル」（〈延〉巻一一三五オ）。このように重盛公がおっしゃるにつけても、成親はただ涙を流すばかりであったの意。〈闘・屋・覚・中〉該当句なし。重盛との再会を期待する成親を描くのは〈盛のみ〉。ただし、〈盛〉のうち〈逢〉は、「又見奉らぬ事もや」とし、再会できない予感を成親が抱いたとする。直前の自身に替えても成親を助命すると約した重盛の言葉に対する成親の反応としては、底本および〈近〉

の形がふさわしい。〈逢〉は、この後に叙述される、重盛が去ったあとの成親の不安の増大につながる箇所としてここを解したか。○「少将モ被召捕ヌルヤラン、少者共ノ跡ニ残留ルモイカゞ成ヌラン」ト窘ナシ（〈延・長〉「少将モ召ヤ取レヌラム。残留ル跡ノ有様モイカナルラム。少キ者共モ穴倉シ」（〈延〉巻一一三五オ）。「残留ル跡」とは、現在の北の方とともに住む成親の宿所のこと。〈盛〉は、この後の「成親妻子歎」では、「中御門高倉」の地とするが、「中御門東洞院（烏丸）」とするのが正しい。主人なき跡のこの成親邸の荒廃ぶりは、その章段に「見苦キ物共ヲ不及取認、門ヲダニ押立ル人モナシ。只我先ニトアハテ出ケルモ理也。馬屋ニハ馬共鼻ヲ並テ立タリケレドモ、草飼舍人モナシ」と記される。「少者共」とは、その宿所に北の方と共に住む若君と姫君のこと。この後の同章段に、成親邸に戻った供の者の言葉に、「少将殿ヲモ君達ヲモ、一々ニ食トリ進セントコソ承ツレ」とある。「少将」は藤原成親の長男である藤原成経。母は藤原親隆女。保元元年（一一五六）生まれ。この時点では右少将兼丹波守であった。実際の成経の捕縛はこの後、巻六「丹波少将被召捕」（〈覚〉巻一「少将乞請」）で詳述される。成経は、その後、俊寛、平康頼とともに薩摩鬼界ヶ島に流されることとなり、翌年、建礼門院懷妊の大赦で京都に戻る。その後は、官に復し、文治元年（一一八五）藏人頭、建久元年（一一九〇）参議、建久五年（一一九四）皇太后宮大夫を務める。建仁二年（一二〇二）、四十七歳で死去。「睿」は天文本『字鏡鈔』に「オホツカナシ」（二一〇）の訓がある。○身ノ悲サ、跡ノイブセサ、思ツゞケ給ヘバ、熱サニ難堪ウヘ胸塞テ、晩ヲ待ズシテ可消入コソオボシケレ「いぶせし」は「気がかりでおぼつかない。心にかかる。

気にかかる」(《日国大》)の意。「跡」は「後」に同意で、自分の居なくなった後のこと、具体的には成経や子供達のことをいうか。「胸塞がる」は「胸がいっぱいになる。心苦しさに胸がつまるように感じられる」(《日国大》)の意。《延》「我身ノ御事ハ猿事ニテ是ヲオボシツクルニ、胸セキアゲテ熱サモ堪ガタキニ、晩ヲ待タデ命モ可絶」ゾ覺シケル」(卷二二五オ)。《長》ほぼ《延》に同じ。《屋・覺・中》では、重盛と対面する直前、清盛による尋問と呵責があった後に、成親が成経ら親族を心配し、重盛による助力に期待する様子を以下のように記す。

・新大納言は、我身のかくなるにつけても、子息丹波の少将成経以下、おさなき人々、いかなる目にかあふらむと思ひやるにもおぼつかなし。さばかりあつき六月に、装束だにもくつろげず、あつさもたへがたければ、むねせきあぐる心地して、汗も涙もあらそひてぞ流れける。さり共小松殿は、思食はなたじ物と思はれけれども、誰して申べし共おぼえ給はず。(《覺》上八三頁)

この《覺》をはじめ語り本系では、込み上げる胸に「さばかりあつき六月」(《中》「さしものこくねつ」)「上八六頁」。「こくねつ」は「酷熱」とも、「極熱」とも解しうる)の暑さが重なって苦しむ成親の様子が描かれる。また《屋》には「一間ナル所ニ被押籠テ汗水ニ成ツ、」(二七頁)ともある。いずれも拷問の場面では汗まみれになる成親が描かれており、拷問の苦しさに、子を思う気持ちも重なったものとして描かれている。「晩ヲ待ズシテ」は、先の「成親以下被召捕」に、重盛郎に急報を伝えた者の言に、「叛謀ノ者トテ、人々被召禁侍。大

納言殿モ被食籠オハシツルガ、此晩ニ可奉失ナンド聞エ候」(三二二頁)とあり、この後の「成親妻子歎」にも、宿所に戻ってきた供の者の報告に、「今夕可奉失トテ、晩ヲ待トコソ承ツレ」(三三八頁)とあるように、処刑されるといふ夕暮れを待つまでもなく、死んでしまいうに思われた、の意。なお、『愚昧記』「成親卿於川尻辺入水之由云々」(安元三年六月二日条)、『玉葉』同日条「(成親の備前配流を記した上で)或云、成親於路可失之由云々」など、捕縛の直後から成親処刑の噂があったらしい(本全釈次々節「今夜切事ハ止給ニケリ」参照)。

《鬪》は《延・長・盛》と同位置に成親の心情を記すが、《鬪》の独自異文となっている。○内大臣ノ訪レツル程ハ、聊慰ミテ取延ル心地也ケルガ、立帰給テ後ハ今少心細ク悲被思ケル、理ト覺テ哀也 該当句を持たない《屋・覺》を除いて、重盛の到来に一旦は安心するも、その後再び不安を覚える成親の姿が描かれる。これは前段で重盛の姿を見つけ、地獄に地蔵と喜んだ成親像と対応するもの。語り本の《中》も「重盛」たゞれば、大納言世にたのもしげにこそおもはれければ、おとゞのおはしつる程はいさゝかたのもしかりつるに、帰り給ひて後はいとゞ心ぼそくぞおもはれける」(上八七〜八八頁)とする。《鬪》も異文だが同内容。《延・長》は「内ノ大臣ノオハシツル程ハ聊ナグサム心地モシツルニ、イト詞少ニテ帰給テ後ハ今少シ物モ怖シク悲クゾオボサレケル」(《延》卷二二五オ〜二五ウ)とし、重盛が「イト詞少ニテ」帰ってしまったことを成親の不安の理由としている点が《盛》とは異なっている。

## 【参考文献】

\* 日下力① 『平家物語』と『平治物語』—交渉関係の吟味—（国文学研究六五号、一九七八・6。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による）

\* 日下力② 『平家物語』と『保元物語』『平治物語』—成親事件話群の考察—（国文学研究七八号、一九八二・10。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による）

\* 日下力③ 「俊寛の死—懷疑と信頼と」（今成元正編『仏教文学の構想』新典社一九九六・7。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4再録。引用は後者による）

\* 高橋昌明 「嘉応・安元の延暦寺強訴について—後白河院権力・平氏および延暦寺大衆—」（河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館二〇〇四・6）

\* 武久堅 「説話する末世の予見者—重盛伝承と平家物語の構想」（『説話論集 第二集』清文堂出版一九九二・4。『平家物語の全体像』和泉書院一九九六・8再録。引用は後者による）

\* 元木泰雄 「藤原成親と平氏」（立命館文学六〇五号、二〇〇八・3）

## 1 小松殿教訓

2 小松内府、入道ノ許ニ参ジ申給ケルハ、「大納言ヲ<sup>3</sup>被レ失事ハ、能々可レ有御思案事也。<sup>4</sup>六条修理大夫<sup>あきすゐのきやう</sup>顕季卿、<sup>5</sup>白川<sup>の</sup>院ニ<sup>6</sup>召仕テヨリ以来、家久ク成テ位正二位、官大納言マデ<sup>7</sup>経上、君ノ御糸惜モ<sup>8</sup>不レ浅仁ヲ、忽ニ<sup>9</sup>被レ刎首事、イカゞ侍ルベキ。唯都ノ外へ<sup>10</sup>出サレン事足又ベシ。角ハ<sup>11</sup>聞食トモ若僻事ナラバ、弥不便ノ事ニ侍ベシ。北野<sup>の</sup>天神ハ、<sup>12</sup>時平大臣ノ<sup>13</sup>依譏奏、<sup>14</sup>西海ノ<sup>15</sup>浪ニ流サ<sup>16</sup>レ、<sup>17</sup>西宮ノ大臣ハ、<sup>18</sup>多田新発ガ<sup>19</sup>依<sup>20</sup>姦訴、<sup>21</sup>山陽ノ霧ニ埋ル。各無美ナレ共、被<sup>22</sup>流罪<sup>給ケリ</sup>。皆是<sup>23</sup>延喜ノ聖主、<sup>24</sup>安和ノ御門ノ御僻事トコソ申伝侍レ。上古猶如此、況<sup>25</sup>末代ヲヤ。賢王猶御誤アリ、況凡夫ヲヤ。委御尋モアリ、能々御案モ侍ベシ。物騒キ事ハ必後悔アリ。既カク被<sup>26</sup>食置<sup>ヌル上ハ、</sup><sup>27</sup>急不<sup>28</sup>被<sup>29</sup>失トモ何ノ<sup>30</sup>苦カ有ベキ。『罪ノ重ヲバ<sup>31</sup>軽シ、功之<sup>32</sup>浅ヲバ重クセヨ』ト云本文アリ。<sup>33</sup>何様ニモ今夜卒爾ノ死罪不<sup>34</sup>可<sup>35</sup>然<sup>ト被<sup>36</sup>申ケレ共、</sup>入道イカニモ心不<sup>37</sup>行気ニ宣ケレバ、「申請旨御承引ナクハ、侍一人ニ仰付テ、先重盛ガ<sup>38</sup>可<sup>39</sup>被<sup>40</sup>刎首。カ、ル乱タル世ニナガラヘテ、命生<sup>41</sup>テモ何ノ詮力ハ有ベキ。又重盛彼大納言ノ<sup>42</sup>妹ニ相具シ、維盛又賢也。旁親ク成テ候ヘバ、角申トヤ思召ルラン。<sup>43</sup>一切其儀ハ<sup>44</sup>侍ズ。為<sup>45</sup>世為<sup>46</sup>家ノ事ヲ思テ歎申計也。

【校異】 1 〈近〉卷冒頭標題「こまつとの、けうくん」。〈蓬・静〉卷冒頭標題「小松殿教訓」。2 〈近〉合点あり。行冒頭に「小松殿教訓ノコト付成

親妻子ノナゲキ」と傍書。3〈近〉「うしなはれん」〈蓬〉「うしなはるゝ」。4〈近〉「二六でうのしゆりのだいふ」〈蓬〉「六条修理大夫」。5〈蓬〉「白河院に」。6〈近〉「めしつかはれてより」〈蓬〉「めしつかへてより」。7〈近〉「へあかり」。8〈近〉「あさからぬ」〈蓬〉「浅からざる」。9〈近〉「かうへをはねられん」〈蓬〉「頸を刎られん」。10〈近〉「出されんにことたりぬべし」〈蓬〉「出されむ事足ぬへし」。11〈近〉「きこしめせとも」。12〈近〉「しへいのおとゝの」〈蓬〉「時平大臣の」とし、右に「昭宣公子」を傍記。13〈近〉「ざんそうによて」〈蓬〉「譏奏によりて」。14〈蓬〉「波に」。15〈蓬〉「西宮左大臣は」とし、右に「高明親王」を傍記。16〈近〉「かんそによつて」〈蓬〉「姦訴によりて」。17〈近〉「せんやうの」〈蓬〉「山陽の」。18〈近〉「うつまる」〈蓬〉「埋る」。19〈蓬〉「延喜聖主」。20〈近〉「あんわのみかとの」〈蓬〉「安和御門の」。21〈近〉「まつだいにをひてをや」。22〈蓬〉「怒」。23〈近〉「くるしひか」〈蓬〉「くるしみか」。24〈近〉「かるうし」〈蓬〉「軽し」。25〈近〉「ニモ」なし。なお、「なにやう」〈蓬〉「いかさまにも」。26〈近〉「かうへをはねらるへし」〈蓬〉「頸を刎らるへし」。27〈蓬〉「ハ」なし。28〈蓬〉「又」なし。29〈近〉「一せつ」〈蓬〉「一切」。30〈近〉「さふらはす」〈蓬〉「侍らす」。

【注解】○小松内府、入道ノ許ニ参ジ申給ケルハ、〈延・長〉は「大臣殿、入道ノ前ニオワシタリケレバ、入道宣ケルハ、『大納言ノ謀叛ノ事ハ被聞タルカ』、『サ候。皆承リテ候。サテ何様ナル罪ニ可被行ニテ候ヤラム』、『事モ愚カヤ。只今切ラムズル物ヲ卜宣ケレバ』(〈延〉卷二―二五ウ)と、まず清盛と重盛との問答があり、そのなかで清盛が成親処刑の意思を持っていることを示し、それを受けて重盛が反論する展開をとる。〈中〉も「だいふちゝの御まへにまいらせ給ひて、『さて大納言をばうしなはるべきにて候やらん』、『しさいにやをよぶ。このくれをまつなり』とぞのたまひける、おとゞ申されけるは、…」(上―八八頁)とし、やや異なるが清盛が処刑の意思を持っていることを示す点では同じである。〈鬪〉は、ここに、成親を自ら手に懸けんと武装する清盛の姿と、源季貞より重盛の到来を聞いて、甲冑姿を着替える様をのせ(盛)は前々節に類似の描写を持つ。本全釈前々節参照、さらに「内大臣近参。父御前。衣。○正妓袴。側摺鋪無物氣。被申。」(内大臣、近く父の御前に参りて、衣文正し妓しくして、袴の側を摺

き鋪きて、物氣無く申されけるは。一下―一六オ)と重盛の様子を具體的に描写する。○大納言ヲ被失事ハ、能々可有御思案事也 以下の重盛による清盛への説得は、いわゆる「小教訓」と呼ばれるもので、ここに端的に示されているように、清盛に対し、成親の処刑を拙速に行わないよう熟慮を求めるもの。重盛は、まず①成親が代々の院の寵臣であること、②讒言によって判断を誤った君主の例があること、③拙速な判断をすべきでないこと、を主張する。〈延・長〉は重盛の言葉の冒頭に「サテハ不使事コソ候ナレ」(〈延〉卷二―二五ウ)という、成親捕縛の事態を非難する言葉を置く。○六条修理大夫顕季卿、白川院二召仕テヨリ以来 「六条修理大夫顕季卿」は、歌道家六条藤家の祖である藤原顕季(一〇五五―一一三三)で、成親の曾祖父にあたる。藤原北家末茂流美濃守隆経の男。母は白河天皇の乳母従二位親子したがって、顕季は白河院の乳兄弟にあたる。白河院の生母藤原茂子の兄(白河院の叔父にあたる) 閑院流藤原実季の猶子となり、延久四年(一〇七二)十八歳の時に白河天皇の六位藏人となり、翌年叙爵。

同年、讃岐守に任ぜられ、以後諸国の国司を継続して歴任、財力を蓄えた（尊卑）「讃岐阿波丹波尾張伊予美作播磨守」へ（2—336頁）。

応徳三年（一〇八六）白河院政開始後は院別当となり、経済官僚と院政の要の地位を保持し、白河院政をささえ、実質的な権力と財力は摂関家をしのいだ。嘉保元年（一〇九四）修理大夫、長治元年（一一〇四）造宮實により非参議従三位、以後も修理大夫に在職。和歌の方面では、特に白河院側近筆頭として、歌壇の庇護者として活躍した。勅撰入集は『後拾遺和歌集』以下に五十七首。六条藤家の始祖として尊重された。井上宗雄①は『吉部秘訓抄』の所伝により、白河院の生母藤原茂子の父である藤原能信庶子説を主張したが（八六頁）、川上新一郎はそれを否定する（三二二頁）。また、和田英松は、顕季が祇園女御の親類縁者の可能性を指摘する（二二二頁）。井上宗雄②によれば、正盛は所領を六条院（白河院皇女）に寄進しているが、正盛を白河院に結びつけたのが為房や顕季であった。また、顕季と清盛の祖父正盛とは、寛治・嘉保（一〇八七—一〇九七）の頃に関係が生じ、その引きで白河院に近づき、康和（一〇九九—一一〇四）に入って深く奉仕をする関係に至っている（三七五頁）。また、白河上皇の寵愛を一身に集めた祇園女御と顕季こそ、まさしく正盛を白河上皇に結びつけ、平氏を世に出した人びとであった（高橋昌明①八三頁）。その顕季の子孫と平氏の政治的連携は院政期を通じて一貫しており、そのことは平氏の政界遊泳にとって、利するところ大きく、後の平氏権門化の一つの前提ともなっている（高橋昌明②一六一頁）。『平家物語』が成親の家系を遡って記すにあたり、曾祖父の顕季から記し始めるのには、そうした理由もあるからである。○家久ク成テ位正二位、官大納言マデ経

上　ここでいう「家」とは、歌道家としての六条藤家（顕季—顕輔—清輔と続く）ではなく、顕季—家保—家成と続く善勝寺流をさす。善勝寺は顕季が洛東白河に創建したもので、当主が善勝寺長者を称した。家成後は長男隆季に継承され、四条家の祖となった。成親の官歴については、本全釈前節「正二位ノ大納言ニ至リ、歳四十二余リヌ」項参照。○君ノ御糸惜モ不浅仁ヲ　成親は、『愚管抄』巻五にも「ソノ、チ（注　建春門院死後）院中アレ行ヤウニテ過ル程ニ、院ノ男ノオボヘニテ、成親トテ信頼ガ時アヤウカリシ人、流レタリシモ、サヤウノ時ノ師仲マデ、内侍所、又カノコイトリタリシ小鈎ナド持テ参リツ、カヘリテ忠アル由申シカバ、皆カヤウノ物ハメシカヘサレニケル。コノ成親ヲコトニナノメナラズ御寵アリケル」（旧大系二四四頁）と院の寵臣であったことが記されている。○忽ニ被劄首事、イカゞ侍ルベキ。唯都ノ外ヘ出サレン事足ヌベシ　諸本ほぼ同じだが、〈長・中〉「唯都ノ外ヘ出サレン事足ヌベシ」該当句なし。この後に讒言によっていづれも流罪になった者達の例を挙げることによるか。〈闘〉「枉じ理」可被流遠国ニ候」（理を枉げて遠国へ流さるべく候ふ。一六一—一六〇）。『平家物語』諸本では、このあと、死罪は一旦は免れるも、結局配流先の備前で惨殺されたと描く。この一文、〈盛〉（および〈屋・覚〉）の欠く「事モ愚カヤ。只今切ラムズル物ヲ」（〈延〉）という清盛の言を承けたもの（小松内府、入道ノ許ニ参シ申給ケルハ）項参照。それを欠くため、やや唐突に感じられる。ただし、〈盛〉では、重盛は事前に「此晩ニ可奉失ナンド聞エ候」（前々節参照）と死刑の可能性を聞いてはいる。○角ハ間食トモ若僻事ナラバ、弥不便ノ事ニ侍ベシ　〈闘・延・長・屋・中〉同。重盛はここで誤って処断してしま

う可能性を指摘し、清盛に対して、成親を殺してしまおうなどとは都合なことだと非難する。続けて誤った処断の事例として昌泰の変、安和の変の古例を引く。前文同様この一文も、〈盛〉の欠く、「大納言ノ謀叛ノ事ハ被聞タルカ」(〈延〉)という清盛の問いに対する返答と見るべき一節。〈盛〉はその箇所を省略しており「角ハ聞食トモ」が何を承けるのかわからなくなっている。〈寛〉はそのことを避けるために、この一文についても省略したと見られる。しかし、その〈寛〉の形態では、重盛が都の外に出すので十分だと言いながら、讒言で都外に流された例を自ら挙げるようになってしまっており、別の問題が生じている。○北野天神ハ、時平大臣ノ依讒奏、西海ノ浪ニ流サレ

〈延〉「延喜ノ御門ニ被流奉リ」、〈長〉「八重のしほちにおもむき給ふ」、〈屋・寛・中〉「うき名を西海の浪に流し」(〈寛〉)、〈闘〉「被左遷」<sup>①</sup>と末句には諸本異同がある。「北野天神」は菅原道真。「菅丞相」などとも称されるが、〈盛〉は一貫して「北野天神」とする。〈延〉「菅原ノ大臣ト申ハ菅承道真、今ノ北野天神ノ御事也」(巻八―八才)。昌泰四年(九〇一)一月、左大臣藤原時平の讒言により醍醐天皇が右大臣であった菅原道真を大宰員外帥として大宰府へ左遷し、右近衛中将源善・左近衛少将藤原菅根らを左遷または流罪にした、昌泰の変のこと。〈盛〉巻三十二「北野天神飛梅」にも「北野天神ハ依時平大臣之讒訴、延喜五年正月廿五日ニ、安楽寺ニ遷サレ給フ」(4―15〇九頁)とある。〈延〉巻八では「安楽寺来田事付靈験無双事」として詳述される。ほか『北野天神縁起』、『太平記』その他に描かれるが、基本的に時平の讒言があったとするのが一般的な描き方である。○西宮ノ大臣ハ、多田新発方依姦訴、山陽ノ霧ニ埋ル 諸本はほぼ同様だが、「山

陽ノ霧ニ埋ル」を、〈延〉「安和ノ御門ニ被流給キ」、〈長〉「おはり辺どへうつされ給ふ」、〈屋・寛・中〉「恨を」(〈屋〉「其身ヲ」<sup>②</sup>山陽の雲によす(〈中〉「かくし給」)(〈寛〉)、〈闘〉「被流罪」<sup>③</sup>)と、やはり末句には諸本異同がある。〈長〉の「おはり辺どへ」は、「尾張辺上へ」の意であろうが、高明が尾張の地に流罪となったとする伝承は未詳。実際の流罪の地は、「山陽ノ霧ニ埋ル」とあるように、山陽道を通じて太宰府に流された。「西宮ノ大臣」は源高明、「多田新発」は多田(源)満仲をさす。九六九年(安和二年)三月二十五日、左馬助源満仲と前武藏介藤原善時が中務少輔橘繁延と左兵衛大尉源連の謀反を密告し、左大臣源高明は謀反に加担していたと結論され、大宰員外権帥に左遷された。この安和の変については、『日本紀略』延喜五年正月二十五日条に詳しく、そこでは「禁中騒動、殆如天慶之大乱」と評されている。ただし、「左馬助源満仲、前武藏介藤原善時等、密告中務少輔源連、橘繁延等謀反由」と、満仲らが密告したのは、源連・橘繁延らの謀反であって、その結果としてなぜ高明が配流の処分を受けたのかについては、明確にされていない。『大鏡』は、巻三「右大臣師輔」には、「この後の御はらには、式部卿の宮こそは、冷泉院の<sup>④</sup>つぎにまづ東宮にもたちたまふべきに、西宮殿の御むこにおはしますによりて、御おとゝのつぎの宮にひきこされさせたまへるほどの事ども、いといみじく侍り。そのゆへは、式部卿の宮みかどにゐさせたまひなば、西宮殿のぞうに世中うつりて、源氏の御さかへになりぬべければ、御舅達の、たましひふかく、非道に御おとゝをばひきこしまうさせたまつらせたまへるぞかし」(旧大系一一九頁)と、「御舅達」すなわち、冷泉帝の子師貞親王の「おじ」(師輔の子で、冷泉帝の妻安子の兄弟)

である伊尹、兼通、兼家らが、高明の婿にあたる為平親王（冷泉帝の子）の立坊を妨げたとする説を載せ、さらに「そのころ宮たちあまたおはせしかど、ことしもあれ、威儀のみこをさせさせたまへりしよ、みたまへりける人も、あはれなる事にこそ申けれ。そのほど西宮殿などの御心地よな、いかゞおぼしけむ。さてぞかし、いとおそろしくかなしき御事どもいできにしは」（旧大系一二〇頁）と、立太子頓挫による高明の鬱屈が安和の変を引き起こしたとする。その一方で、巻二「左大臣師尹」では、「左大臣にうつり給事、西宮殿つくしへ下給御替也。その御事のみだれは、この小一条のおとゞのいひいで給へるとぞ、よの人きこえし。さてそのとしもすぐさずうせ給ことをこそ、申めりしか。それもまことにや」（旧大系九五〜九六頁）と、藤原師尹が、安和の変から約半年後に突然に世を去った事実について、高明追放に關わった報いか、と述べている。この二つの言説について、秋本宏徳は「相補的に読まれるべき」ものとし、外戚争いで進退窮まっていたことが、官位争いにおいて高明の失脚を切望していた師尹に千載一遇の好機を与えた、と解する（二三八頁）。また、『帝王編年記』巻十六には「或記云、師尹大臣所為云々。于時高明公左大臣左大将、師尹公右大臣右大将也。師尹為<sub>レ</sub>転左有<sub>レ</sub>此企云云。右府即<sub>レ</sub>剋<sub>レ</sub>左。無幾薨逝畢。号<sub>レ</sub>小一条左大臣是也」（新訂増補国史大系 三五一頁）とあり、出典未詳ながら藤原師尹黒幕説を載せる。一方、『栄花物語』は巻一「かゝる程に、世中にいとけしからぬ事をぞいひ出でたるや。それは、源氏の左の大臣の、式部卿宮の御事をおぼして、みかどを傾け奉らんとおぼし構ふといふ事出で来て、世にいとくしくのゝしる。『いでや、よにさるけしからぬ事あらじ』など、世人申思ふ程にげに御心

の中にもあるまじき御心やありけん」（旧大系上―五七頁）とあり、高明の陰謀疑惑が世間では濡れ衣であったと考えられていたとし、無実の罪であったことをほのめかす。安和の変は讒言事件として見られていたようだ。ここで並列される道真と高明という二つの配流事件については、『宝物集』巻二にも配流の例として続けて並べられる。「延喜の御時、左大臣時平は、御歳もわか、御身の才も右大臣ばかりはおはせざりければ、天下のまつりごと、左大臣をばをきながら菅原の右大臣つかさどりたまひけるを、左大臣いきどをりおぼして、なき事を申つけて、西海道筑前へながし奉り給ふと侍りける。…（中略）…円融院の御時なり。日藏上人が伝には、菅原大臣にもあひたてまつりたりと申て侍るめり。…（中略）…高明親王は延喜の王子なり。源といふ御姓をたまはりて大将となり給ひしかば、源氏の大將西宮殿とぞ申めり。しかれども御孫春宮あらそひに筑前の国へながされ給ふ（新大系一〇〇〜一〇二頁）。ここでの安和の変はあくまでも配流の例であり、満仲の讒言などには言及していない。しかし、『宝物集』と『平家物語』の關係についてはつとに知られているところであり、この二つの事件がここで引かれる背景として注目する必要がある。〈盛〉がいう、多田満仲の関与については、『日本紀略』にも密告者として名があがるが、『愚管抄』巻四は、「西宮左大臣ハ延喜ノ御子ニテ、ヤガテ北方ハ九条殿ノ娘ナリ。カ、リケレバコノ高明左大臣ノムスメヲ、為平王ニハマイラセテ、高明ノムコニテオハシマシケルヲ、冷泉院即位ノスナハチ、アニノ為平ヲヲキテ、オト、ノ円融院ヲ東宮ニタテ、オハシマス。コレハ康保四年九月一日ト云メリ。安和二年三月ノコロ、コノ左大臣高明謀反ノ心アリテ、ムコノ為平ヲトラモヒケルナルベシ。



冷泉院ホドナク御物怪ニテ御葉シゲ、レバ、何トナクタチロキケルコロニヤ。左馬助源満仲、武蔵介藤善時ナド云、時ノ武士ノサ、ヤキ告ケルコト出キテ、三月廿六日ニ左大臣ハ左遷セラレテ、大宰権帥ニ成テナガサレケレバ、ヤガテ出家シテケリ。僧連茂・中務少輔橋敏延・左近衛大尉源連・前相模介藤千晴ナド、遠流ニミナヲコナハレニケルトシルセルハ、此スデニ満仲ナンドモカタラハレケルニヤ、武士ニテユカリツ、カハレテ、推知シテツゲ申タリケルニヤ、カ、ルコト出キニケリ」(旧大系一七九〜一八〇頁。傍線部意味未詳。旧大系は、「武士として縁故があり」と解し、大隅和雄は、「武士としての縁故から」〔二八三頁〕と解す)と、高明の娘婿の為平親王擁立の企みに誘われたのか、あるいはその事態を察したかした満仲が密告に至ったことを述べる。さらにその黒幕として、「コレヲバ世ノ人ノサタシケルコトハ、コトニ小一条左大臣師尹、九条殿ノ子ドモ三人、小野宮ノ子ドモ、コノ人ニカクハシナシツルゾナドヲモヘリケルナルベシ」と師尹、師輔の子供、実頼の子供らを指摘する。〈延〉卷四「後三条院ノ宮事」(盛)卷十六「満仲讒西宮殿」にも、本事件が詳しく取り上げられるが、そこでは橋敏延・僧連茂・藤原千晴らが為平親王(妻が源高明女)を東国に迎えて乱を起し、帝に即けようとしていたところ、謀議に加わっていた満仲が、同参加者の橋敏延にかつて相撲で負けたという個人的な遺恨から心変わりして密告に及んだ、としている。また、その密告に乗じて高明に替って左大臣に昇った藤原師尹について、「此事ヲバ小一条ノ左大臣師尹ノ殊ニ申沙汰シテ、西宮左大流シテ、其カハリニ大臣ニハ小一条ノ成給タリルガ、幾程モアラデ程ナク声ノ失ル病ヲシテ、一月アマリ有テ失給ニケリ」(卷四一八三ウ〜八四オ)とそ

の死を讒言加担に結びつける。一方、高明については「西宮殿ハ知給ハザリケルヲ」と、この謀議については知らなかったとしている(盛)も同)。これは『大鏡』や『帝王編年記』などと共通する。なお、〈延〉では「敏延ヲ失ムガ為ニ申タリトモ云ヘリ」(卷四一八三ウ)と、満仲密告の対象は敏延のみであったとされるのに対し、〈盛〉では「敏延失シ為ニ讒訴ノ次ニ、「式部卿宮ノ御舅ナレバ」トテ讒申ケルヲ」(二一四八九頁)と、高明も讒訴の対象としたと記される。元木泰雄は、源高明は、「病弱な皇太子憲平の早期退位を見越して、村上天皇死去の一年前、康保二年に憲平親王の弟為平親王を女婿に迎えたのである。為平即位の暁には、天皇の岳父として、将来の外戚、そして当時は外戚と不可分とされていた摂関の地位を目指したに相違ない」(四一頁)と高明の政治的野心については認めるものの、「東国における挙兵を通して為平を擁立するなどということは、普通に考えればとうてい実現できるはずもない。おそらく、それはあくまでも口実、噂の域を出ないであろう」(四一〜四二頁)と『愚管抄』や〈盛〉にあるような陰謀については否定している。満仲の関与については、満仲が高明、藤原北家双方とつながりを有していた可能性を指摘し、満仲が高明を見限って藤原北家側に立った原因の一つとして、①為平立太子に失敗した高明の前途に見切りをつけたことと、②京における軍事貴族の第一人者の座をめぐる秀郷流藤原千晴との対立をあげる(四八〜四九頁)。また、野口実は、②の中央における千晴との競合のみならず、武蔵国で対立していた秀郷流藤原氏の排除を目的とした満仲と藤原善時との共謀が読み取れるとする(一七頁)。なおここで、讒言者として藤原善時は記されず、満仲のみが記されるのは、川合康が、「多田

行綱が謀議の密告者とされたのも、慈円が『満仲が末孫ニ多田蔵人行綱ト云シ者』（『愚管抄』巻第五「高倉」）と記しているように、安和二年（九六九）三月の安和の変において密告者となった源（多田）満仲のイメージと重なっていたからではないだろうか（六八頁）と指摘するように、成親首謀者説の讒言者として、行綱のイメージと重ね合わせようとする意図を当該記事に見ることができようか。中世における満仲を巡る言説は次の三つに代表される。①清和源氏（特に河内源氏）の祖として満仲を位置づけるもの。『剣巻』に見られるように、満仲から頼朝へと源氏重代の刀剣の伝来を伝える説話も含まれる。②満仲の出家譚。『今昔物語集』巻十九第四話で、殺生の罪を重ねる満仲が子の計略により出家する話が知られる。他に『宝物集』巻七、『古事談』巻四第二話などが知られる。④灌頂巻にも「多田満仲務悪不造罪人、依恵心僧都教訓、翻悪心忽往生」（多田満仲は務悪不造の罪人なれども、恵心僧都の教訓に依りて、悪心を翻し、忽ちに往生す。下—三〇二頁）とある。後に説経台本『多田満中』を経て幸若舞曲『満仲』へと展開していく。③満仲の讒言による源高明流罪譚。このうち、①②は中世を通して膾炙し、説話化・物語化が進んでいくが、③については広く享受されたとは言いがたい。源氏將軍家にとって否定的なエピソードであることも影響したか。前掲『宝物集』巻二で、道真と高明の配流事件を並記している箇所でも、満仲の名は記されておらず、『平家物語』の当該箇所の直接の典拠とは言い難い。その点で、〈延〉巻四「後三条院ノ宮事」、〈盛〉巻十六「満仲讒西宮殿」で、③が説話化されて詳細に語られることは注目されるが、同話は他に知られない。当該箇所とともに、『愚管抄』のような安和の変をめぐる解釈から生

まれた説を取り込んだものだろう。○各無美ナレ共、被流罪給ケリ  
 〈延・長・屋・覚〉同。小林智昭は、成親が陰謀に実際に加担している点で道真・高明とは異なり、論理に矛盾誤謬があると論じる（一六〇頁）。しかし、重盛は先掲の通り、成親の罪を「讒言」によるものと発言しており、清盛に実否の確認を求め、性急な判断を抑止しようとしているのであり、その立場からは矛盾しているわけではない。○皆是延喜ノ聖主、安和ノ御門ノ御僻事トコソ申侍レ  
 〈闘・延・長・屋・覚・中〉同。「延喜の聖主」は道真流罪時の帝、醍醐天皇。聖帝の誉れが高かったが、讒言に惑わされ道真を左遷した、という認識については、『愚管抄』巻三「延喜元年ニ北野ノ御事ハイデキニケリ。ソノ事ハ、御門ドユ、シキワガ御ヒガ事、大事ヲシイダシタリトヤオボシメシケン、スベテ北野ノ御事、諸家、官外記ノ日記ヲミナヤケトテ、被<sup>レ</sup>焼ニケレバ、タシカニコノ事ヲシレル人ナシ」（旧大系一五四—一五五頁）、『神皇正統記』「此君ゾ十四ニテウケツギ給テ、撰政モナク御ミツカラ政ヲシラセマシクケル。猶御幼年ノユヘニヤ、左相ノ讒ニモマヨハセ給ケン。聖モ賢モ一失ハアルベキニコソ。其趣経書ニミエタリ。サレバ曾子ハ、「吾日三省吾躬。」ト云、季文子（ハ）「三思。」トモ云。聖徳ノホマレマシマサンニツケテモイヨクツ、シミマシマスベキコト也」（旧大系二一九頁）などにも見える。また、『日藏夢記』『北野天神縁起』『宝物集』に見える醍醐天皇墮地獄説話などで定着していた。〈盛〉巻十二「主上鳥羽籠居御歎」にも「延喜ノ聖主ハ我朝ノ賢帝ニ御座ケレドモ、北野天神ノ御事ニ依テ寛平法皇ノ背仰給テ、悪道ニ入セ給ケリ」（巻十二—二七五頁）とある。一方、「安和ノ御門」は安和の変時の帝、冷泉天皇をさす。この冷泉帝に関して

は、『江談抄』『統古事談』等に狂気の帝王として記されるし、その子の三条天皇は眼を病み、花山天皇も奇行で知られる。藤原実資の日記『小右記』によれば、三条天皇の目の病は、「父冷泉院、冷泉院を怨んで死んだ藤原元方や律師賀静の怨霊のせいとされた」（西口順子八三頁）。藤原元方は、娘の生んだ広平親王が、冷泉天皇の立太子により阻まれ、怨みを持ち病死。その後、怨霊となって冷泉天皇やその子にまで祟ったとされる。『宝物集』「九条左大臣殿輔と元方の大納言とは、御孫の王子あらそひに、元方の民部卿の霊といはれておはすめり」（新大系九八頁）、〈延〉「冷泉院ノ御物狂ハシクマシマシ、花山ノ法皇ノ御位ヲサラセ給ヒ、三条院ノ御目ノクラクオハシマシ、モ、元方民部卿ノ怨霊ノ崇リトコソ承レ」（卷二一一一五オ）。後者の記事は、『平家物語』諸本にも見られるように（盛）は、卷八「宇治左府贈官」。1—150六頁）、安和の変の因ともなった皇位争いの結果、元方の怨霊が、冷泉帝やその子の花山天皇や三条天皇に祟ったとする記事として見られるのである。ただし、直接に安和の変を指して、冷泉帝を批判したのではない。道真と高明の左遷を並列させたため、ここでも「延喜の聖主」とともに、「安和の御門」を挙げたものだろう。次句にある通り、讒訴を容れた為政者を批判する論旨から両事件とも、帝の責任に言及している。○上古猶如此、況宋代ヲヤ。賢王猶御誤アリ、況凡夫ヲヤ（延・長・屋・覚・中）同。〈闕〉も同文だが、そのあとに醍醐天皇墮地獄説話を簡潔に記す異文が挿入し、さらに「然レ、則見前車覆セ、必可為後車。誠ト云」（然れば則ち、前車の覆るを見て必ず後車の誠めと為すべしと云へり。一下一一六ウ）と覆轍の戒め故事を引く。○委御尋モアリ、能々御案モ侍ベシ。物騒事ハ必後悔アリ

〈闕・屋・覚〉には該当句なし。〈延・長・中〉ともほぼ同内容だが、末尾「後悔先ニタ、ズトコソ申セ」（延）卷二一一六オ」と「後悔先に立たず」という諺を引く形としている。○既カク被食置ヌル上ハ、急不被失トモ何ノ苦力有ベキ 諸本ほぼ同様。〈中〉のみ、この部分を後に回している。重盛は繰り返し、慎重な詮議を求め、拙速に死罪とすることがないように求めている。しかし、実際には、成親は『顯広王記』安元三年六月二日条に「納言配流、西光今晝斬云々」とある通り、捕縛の翌日六月二日には配流され、その途上で処刑された。

○『罪ノ重ヲバ輕シ、功之淺ヲバ重クセヨ』ト云本文アリ（闕）は、当該記事を欠くが、これは前々々項に記すように、その前に覆轍の戒め故事を引くことと関わり（清水由美子九一—九二頁）。諸注『書経（尚書）』大禹謨を指摘する。『書経』には「臨下以簡、御衆以寬。罰弗及嗣、賞延于世。宥過無大、刑故無小。罪疑惟輕、功疑惟重。与其殺不辜、寧失不經」。下に臨むに簡を以てし、衆を御するに寬を以てす。罰は嗣に及ぼさず、賞は世に延く。過を宥すに大とする無く、故を刑するに小とする無し。罪の疑はしきは惟れ輕くし、功の疑はしきは惟れ重くす。其の不辜を殺す<sup>よ</sup>与りは、寧ろ不經に失せんとす」（新釈漢文大系『書経』下—三六八頁）とある。『玉函秘抄』卷上二二八・『明文抄』卷二帝道部下四五四、『管蠡抄』下卷第七「賞功赦罪」四二九にも見える句（遠藤光正一九頁）。他に『貞觀政要』卷五論誠信第十七の「夫賞疑從重、罰疑從輕（夫れ賞の疑はしきは重きに從ひ、罰の疑はしきは輕きに從ふ）（新釈漢文大系『貞觀政要』上—四三七頁）」という類句（『十訓抄』卷一〇—七六にも引かれる）など同趣旨の言は多い。しかし、これらはいくまでも疑わし

い場合の処置を述べたものであるが、〈盛〉の字句を見る限り、重い罪を軽くし、浅い功を重くする、という論理になっており、やや文意が異なる。〈盛〉同様の句は他に見当たらず、誤解によるものか。〈延〉「罪ノ疑キヲバ惟レ輕ンゼヨ、功ノ疑キヲバ惟レ重モンゼヨ」（〈延〉巻一—二六〇—二六ウ）と原典に近い。〈長〉は〈延〉に近いが「惟」を「ただ」と訓ずる。〈屋・覚・中〉も〈延〉に近いが、〈覚・中〉は「罪」を「刑」とする。○何様ニモ今夜卒爾ノ死罪不可然」ト被申ケレ共、入道イカニモ心不行氣ニ宣ケレバ 〈延・長〉「イカサマニモ、今夜首ヲ切ム事ハ不可然」ト宣ケレバ、入道、猶心ユカズ返事モシ給ハザリケレバ」（〈延〉巻一—二六ウ）ではほぼ同内容。〈盛〉は末尾「イカニモ心不行氣ニ宣ケレバ」とし、清盛に何らかの発言があったように読めるが、その具体的内容は示されない。〈鬪〉は唯一ここでの清盛の言を具体的に記すが、〈盛〉に一致する傍線部に挿まれる形で清盛の言葉を引く〈鬪〉と〈盛〉との関係は不明。その内容は以下の通り。「入道猶心不<sub>レ</sub>行氣彼成親於<sub>レ</sub>亡<sub>レ</sub>此一門<sub>レ</sub>擾<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>者不限入道一人<sub>レ</sub>誰々可<sub>レ</sub>有安穩<sub>レ</sub>歟入道奉為君<sub>レ</sub>露塵不存不忠<sub>レ</sub>度々勲功異<sub>レ</sub>佗<sub>レ</sub>然依成親之勸申<sub>レ</sub>可被失入道<sub>レ</sub>之由御結構遺根<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>散善彼<sub>レ</sub>應事<sub>レ</sub>宜時<sub>レ</sub>於此事<sub>レ</sub>者大臣口入無益<sub>レ</sub>覚候世苦言<sub>レ</sub>言」（入道猶心行かぬ氣にて、「彼の成親、此の一門を亡ぼし世を擾らんに於ては、入道一人に限らず、誰々も安穩に有すべきか。入道君の奉為に、露塵も不忠を存ぜず、度々の勲功他（佗）に異なれり。然るに、成親が勧め申すに依りて、入道を失はるべき由の御結構こそ、遺根（根）以て散じ難けれ。善しき彼ひは事の宜しからむ時なるべし。此の事に於ては、大臣の口入無益に覚え候ふ」と、世に苦々し氣に言ひければ、一

下—一六ウ）。〈屋・覚・中〉には該当句がなく、ここで重盛の発言を切ることなく、重盛の言がそのまま続く構成をとる。○申請旨御承引ナクハ、侍一人ニ仰付テ、先重盛ガ可被劊首。カ、ル乱タル世ニナガラヘテ、命生テモ何ノ詮カハ有ベキ 〈延・中〉にも同内容が見えるが（〈延〉は、「カ、ル…」以下を欠き、「其後御心ニ任テ振舞オワシマシ候へ」（巻卷二—二六ウ）とする）、〈鬪・長・屋・覚〉には見えない。なお、〈延・長〉は「内大臣重テ被申ケルハ」（〈延〉）を冒頭に置く。〈中〉は諸本が前掲する「おほせあはせらるゝ大納言をめしをかれぬるうへは、いそぎうしなはずとも、なにのをそれか候べき」をここに持ち、それに続けて「かやうに申を御せういんなからんにをいては、しげもり世にありてもなにかつかまつり候べき、いつまでか世にも候べきなれば、たゞしげもりがくびをめさるべし」（上—一八八—八九頁）とする。この〈延・盛・中〉にある、重盛が、諫言が容れられないのであれば自らの頸を刎ねよ、と迫る場面は、こののち後白河幽閉をめぐる、いわゆる「教訓状」でも「今ハ憚処有ベカラズ、猶モ御院参有ベキナラバ、一定重盛ガ頸ヲ召レンズラン、各其旨ヲコソ存ゼメ、但サモ未仰ラレヌハ、何様成ベキヤラン、去バ人々参レヤトテ、又小松殿ヘゾ被帰ケル」（〈盛〉 1—三九七—三九八頁）と繰り返される。「教訓状」のこの箇所は、表現に異同はあるが諸本に共通して見られる。〈鬪・長・屋・覚〉が本箇所において、この表現を持たないのは、重複を避けたと見るべきだろうが、本来、〈延・盛・中〉に見られる繰り返しが、重盛像を形作るものだったのでないか。○又重盛彼大納言ノ妹ニ相具シ 以下、諸本とも、重盛は、①成親との姻戚関係ゆえに助命を求めるものではないこと、②死罪を

用いるべきでないこと、③父祖の罪が子孫にまで及ぶこと、を清盛に説く。重盛は、家成の四女であり、成経（「大納言」）の妹である経子を妻としていた（『兵範記』嘉応元年（一一六九）十月二十五日条「前大納言重盛室家、故中納言家成四女、今左府猶子也」）。〈尊卑〉（四一三五頁）によると、重盛子息の中では清経・有盛・師盛・忠房の四人が経子所生とされる。武久堅①はその婚姻の時期を「清経が寿永二年（一一八三）秋、いち早く九国の海に入水してその悲運の生涯を果した時、『中院本平家物語』の記述に依ると二十一歳であったので、鹿が谷事件の治承元年（一一七七）には十五歳に達しており、遡って重盛と成親妹の婚姻は、これより十七八年前であったと推定することができ、高倉天皇誕生の応保元年（一一六一）頃に相当することになる」（二〇五頁）と推定する一方で、清経が高倉天皇の乳母子であった可能性も指摘している。その場合は重盛との婚姻時期をもう少し遡る必要がある。なお、経子は、重盛の正妻であるが、仁安元年（一一六六）十月十日の高倉立太子の際に、藤原邦綱の女綱子（別当局）と共に春宮の乳母として従五位に叙せられている。そして、『兵範記』の同日条では綱子より上位に置かれている。また、彼女の子清経の昇進にも見るように、彼女は嫡子重盛の正室としてそれなりに優遇されている。しかし、それらのことを含めて日下力が指摘するように、高倉帝即位に伴う仁安三年（一一六八）三月十一日の女官除目の時以降、微妙な変化らしきものが現われ始める。典侍四人が決定された中に、綱子は含まれているものの経子の名はなく、続く二十日の即位式には、綱子が右褰帳の役を果たしているのに、彼女は無役、その結果は、同四月五日の叙位に二人とも従五位上に任じられながら、『兵範記』では以前と逆に綱子が上位に記されている。こうした経緯に見るように、重盛の一家にとって、高倉天皇実現という本来喜ばしがるべき時期が、不安な影をどこかに宿すものであった。それと表裏して、三男宗盛が大きく脚光を浴びることとなっていたのである（四五〇～四五二頁）。

○維盛又嘗也 〈鬪・延・長・屋・覚・中〉同。〈延・長・盛〉は維盛都落にもなう、維盛と妻子との別離の場面の前後に、維盛とその妻となった成親の女との出会いの物語を持つ。武久堅②の指摘にあるように、『たまきはる』（『建春門院中納言日記』）に「新大納言殿平家維盛の妻。成親の大納言別当と言ひし女。この京極殿の腹なり。十二三にて召されて、二三年ぞさぶらはれし。御所近き局給はりて、限りなくもてなさせ給き」（新大系二五八頁）と、建春門院平滋子に仕えた女房であったことが見える（二〇六～二〇七頁）。櫻井陽子は、「新大納言」という女房名から見て、父成親が権大納言となった安元元年（一一七五）の頃に出仕したと思われるとし、安元元年に十二、三歳とすると、長寛一、二年（一一六三、六四）生まれとなるとする。なお、〈尊卑〉（二一三六九頁）によれば、重盛の三男清経の妻も成親女（五女）である。○旁親ク成テ候へバ、角申トヤ思召ルラン。一切其儀ハ侍ズ。為世為家ノ事ヲ思テ歎申計也　ここで重盛が、成親との姻戚関係によって助命を願うものではないことを表明するのは、諸本同。武久堅①は、重盛が成親妹と結婚した時、女の後見の立場にあったのは、もっぱら、重盛（二十四歳）と同年齢の兄成親にあったということになる。重盛をして成親弁護に立ち向かわせたそれは重要な動機であったろう。「義弟にして夫」という、もう二役を帯した重盛の陰画のコードは、物語の重盛を徹底的に呪縛することになる

（二〇五—二〇六頁）とした上で、「聡明に設定された重盛は、そのまま両家の婚姻関係の実態を素直に肯定するところからは話を開始してはいない。事実を解説しつつ、彼はその関係の持込みを建前として拒

否するところから話を開始したのである。物語的關係を容認すること  
を拒否する立場を確保して、〈物語る人〉としての役割を開始したの  
である」（二一六頁）と論じる。

## 【参考文献】

- \* 秋本宏徳 『大鏡』における安和の変―その表現機構を中心として―（国語と国文学八三巻二号、二〇〇六・2）
- \* 井上宗雄① 『六条藤家の盛衰』（国文学研究一五号、一九五七・3。『平安後期歌人伝の研究』笠間書院一九七八・10再録。同増補版一九八八・10。引用は後者増補版による）
10. 引用は後者増補版による）
- \* 井上宗雄② 『平忠盛の歌人形成』（『平安後期歌人伝の研究』笠間書院一九七八・10再録。同増補版一九八八・10。引用は後者増補版による）
- \* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（『東洋研究七七号、一九八六・1）
- \* 大隅和雄 『愚管抄 全現代語訳』（日本の名著9 『慈円・北畠親房』中央公論社一九七一・6の再録『愚管抄 全現代語訳』講談社二〇一二・5。引用は後者による）
- \* 川合康 『源平の内乱と公武政権』（吉川弘文館二〇〇九・11）
- \* 川上新一郎 『藤原顕季伝の考察』（国語と国文学五四巻七号、一九七七・8）
- \* 日下力 『平家物語』の一問題―清盛の次男基盛の消去をめぐる『保元』『平治』との間あひだを探りつつ―（『国文学研究七三号、一九八一・3。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による）
- \* 小林智昭 「重盛像造型の論理」（『国語と国文学二五巻三号、一九四八・2。『中世文学の思想』豊文社一九六四・5再録。引用は後者による）
- \* 櫻井陽子 「藤原成親の妻子たち」（『駒澤國文四七号、二〇一〇・2。『平家物語』本文考』汲古書院二〇一三・2再録。引用は後者による）
- \* 清水由美子 『源平闘争録』における醍醐天皇墮地獄説話（『清泉女子大学人文科学研究所紀要二九号、二〇〇八・3。『平家物語を繙く』若草書房二〇一九・9再録。引用は後者による）
- \* 高橋昌明① 『平正盛と六波羅堂』（秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』国書刊行会一九七九・9。『増補改訂』清盛以前 伊勢平氏の興隆』平凡社一九八四・5。増補改訂版二〇〇四・10。引用は後者による）
- \* 高橋昌明② 『平忠盛と鳥羽院政（上）』（『増補改訂』清盛以前 伊勢平氏の興隆』平凡社一九八四・5。増補改訂版二〇〇四・10。引用は後者による）
- \* 武久堅① 「説話する末世の予見者―重盛伝承と平家物語の構想」（『説話論集 第二集』清文堂出版一九九二・4。『平家物語の全体像』和泉書

院一九九六・8再録。引用は後者による)

\*武久堅②「失われた人を求めて―維盛伝承と平家物語の構想」(日本文藝研究四〇巻三号・四二巻二号・四三巻二号・四二巻二号、一九八八・10、一九八九・7、一九九〇・7。『平家物語の全体像』和泉書院一九九六・8再録。引用は後者による)

\*西口順子「性と血筋」(シリーズ・女性と仏教4『巫と女神』平凡社一九八九・6。『中世の女性と仏教』法蔵館二〇〇六・3再録。引用は後者による)

\*野口実『源氏と坂東武士』(吉川弘文館二〇〇七・7)

\*元木泰雄『源満仲・頼光 殺生放逸 朝家の守護』(ミネルヴァ書房二〇〇四・2)

\*和田英松「祇園女御」(『国史国文之研究』雄山閣一九二六・2)

我朝ニハ嵯峨帝ノ御宇、<sup>1</sup>左衛門尉仲成ヲ<sup>2</sup>被<sup>レ</sup>誅後、死罪ヲ<sup>3</sup>被<sup>レ</sup>止ヨリ以来廿五代ニ及シテ、少納言入道信西ガ執権ノ時ニ<sup>4</sup>相当テ、絶テ久キ例ヲ背キ、保元ノ乱ノ時、多ノ源氏・平氏ノ頸ヲ切、宇治ノ左府ノ墓ヲ堀、死骸ヲ実檢セシ其酬ニヤ、中二年コソ有シカ、<sup>6</sup>平治ニ事<sup>7</sup>出来テ、田原ノ奥ニ<sup>8</sup>被<sup>レ</sup>埋タリシ信西ガ<sup>9</sup>被<sup>レ</sup>掘起<sup>レ</sup>頸ヲ渡、獄門ノ木ニ被<sup>レ</sup>懸キ。是ハサセル朝敵ニアラネ共、併<sup>10</sup>保元ノ罪ノ報ト覺テ、恐シクコソ侍シカ。是又サセル朝敵ニ非ズ、旁<sup>11</sup>以<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>恐。御身ハ御榮華殘<sup>12</sup>所ナケレバ思食置事ナクトモ、子々孫々マデモ繁昌コソアラマホシク侍レ。『積善之家必有余慶、不善之家必有余殃』トコソ承レ。去バ文王ハ太公望ニ命ジテ<sup>13</sup>四知己ヲ<sup>14</sup>恐レ、唐<sup>15</sup>太祖ハ<sup>16</sup>張綱古ヲ切テ後五奏ヲ被<sup>レ</sup>用。又『行<sup>17</sup>善則休徵報<sup>レ</sup>之、行<sup>18</sup>惡則咎徵隨<sup>レ</sup>之』トモ申ス。父祖ノ善惡ハ必<sup>19</sup>及<sup>レ</sup>子孫<sup>20</sup>トモイヘリ」ナド、<sup>21</sup>様々ニ被<sup>レ</sup>誘<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>ケレバ、入道余ニ<sup>22</sup>口解立<sup>レ</sup>ラレテ、<sup>23</sup>実トヤ思給<sup>レ</sup>ケン、今夜<sup>24</sup>切事ハ止給<sup>レ</sup>ニケリ。

【校異】1〈近〉「さゑんのせう」。2〈近〉「ちうせられし」、〈蓬〉「誅せられて」。3〈近〉「とゞめられしより」、〈蓬〉「とゞめられてより」。4〈近〉「あひあてて」、〈蓬〉「あひ当て」。5〈近〉「へいじの」、〈蓬〉「平氏の」。6〈蓬〉「平氏に」。7〈近〉「いできて」、〈蓬〉「出きて」。8〈近〉「うつまれたりし」、〈蓬〉「埋められたりし」。9〈近〉「ほりおこされ」、〈蓬〉「ほりおこされて」。10〈蓬〉「酬と」。11〈近〉「しやくせんはいへにはかならずよきやうあり」、〈蓬〉「積善之家 必有余慶」。12〈蓬〉「有余殃とこそ」。13〈底〉「四知己」を改める。〈近〉「四知己を」、〈蓬〉「四智亡を」。14〈蓬〉「恐」。15〈近〉「たいそうは」。16。〈近〉「ちやうかうこそを」、〈蓬〉「張綱古を」。17〈近〉「せんをおこなふときはきうてうこれをほうじ」、〈蓬〉「行善 則 休徵報<sup>レ</sup>之」。18〈近〉「あくをおこなふときはくはてうこれにしたがふとも」、〈蓬〉「行惡 則 咎徵隨<sup>レ</sup>之とも」。19〈近〉「しそんにをよふとも」、〈蓬〉「及子孫とも」。20〈近〉「やうくくに」、〈蓬〉「さまくに」。21〈蓬〉「口説立<sup>レ</sup>られて」。22〈近〉「まことや」、〈蓬〉「実もとや」。23〈近〉「きらん」、〈蓬〉「切」。24〈近〉「やみ給ひにけり」、〈蓬〉「とゞまり給ひにけり」。

【注解】○我朝ニハ嵯峨帝ノ御宇、左衛門尉仲成ヲ被誅後〈鬪・延・長〉該当句なし。〈屋・寛〉「一とせ故少納言入道信西が執權の時にあひあつて、我朝には嵯峨皇帝の御時、右兵衛督藤原仲成を誅せられてよりこのかた、保元までは君廿五代の間行れざりし死罪を、はじめとり行ひ…」〈寛〉上―八五頁〉、〈中〉「昔さがの天わうの御時、ひやうゑのかみふぢはらのなかりが、ちうせられてより此かた、しぬるものゝ二たびかへる事なし是ふびんのいたりなりとて、保元まで二十五代たえてひさしきしざいを、こしんぜい入道がしつけんの時にあひあてて申をこなひ…」（上―八九頁）など、次項・次々項の内容を含めて、順序がやや異なるが、ほぼ同様の主張。ここで死罪の最後の実施例とされている仲成の例とは、いわゆる「薬子の変」である。その経緯は、大同四年（八〇九）四月に平城天皇が皇太弟嵯峨天皇に譲位したが、弘仁元年（八一〇）、平城上皇の寵を得ていた藤原薬子が兄仲成らとともに、上皇の重祚と平城京への遷都を企てた、というものである。しかし、この計画は失敗に終わり、上皇は出家、薬子は自殺、仲成は殺された。その詳細は『日本後紀』前篇十四に見えるほか、『水鏡』にも見える。仲成の処刑は、『日本紀略』「是夜命左近衛将監紀清成・右近衛将曹住吉豊継等、射殺仲成於禁所」（弘仁元年（八一〇）九月十一日条。新訂増補国史大系一九三頁）、『水鏡』「御門ハ廳テ大納言田村丸・宰相綿丸ヲ遣シテ、其道ヲサヘ切塞テ、田村・大納言、仲成ヲバ射殺テンキ」（新訂増補国史大系九七頁）とある。この仲成の例は拘禁中に暗殺されたもので、正確には「死罪」にはあたらない。上横手雅敬は仲成の例は正式な死罪の適用ではなく、流罪を公表しておきながら、急遽暗殺を行ったものだと指摘している

（二五一頁）。○死罪ヲ被止ヨリ以来廿五代ニ及シヲ〈鬪・延・長〉該当句なし。薬子の変時の嵯峨天皇は五十二代の天皇、保元の乱時の後白河天皇は七十七代の天皇である。先述の仲成の例が死刑の最後の例となり、それ以来死罪がなかったことは、『吾妻鏡』建久二年五月八日条の、近江国住人源定綱の日吉社宮主殺害をめぐる神輿動座に関する院宣に、「縦不行斬刑、於給其身之条者同死罪、仍都以不可裁許、凡於件刑法者、嵯峨天皇以来停止之後多経年代、仍不致裁報之間、…（中略）…仍以遠流比死罪、以禁固代斬刑」、『玉葉』建久二年四月二十六日条「死罪之条、我朝不行之法也、准申重衡等之例、已以勿論、召賜其身之条、又無比類、我朝之法、莫過遠流之刑」とある。また、『日本霊異記』下―三九話に「而是天皇者、出弘仁年号、伝世、応殺之人、成流罪活彼命、以人治也」（新大系二九六頁）とある。「是天皇」は、嵯峨天皇を指す。嵯峨天皇が、聖天子である証拠として、世間の人は、この帝は弘仁の年号を世に広め、死罪の者を流罪として命を生かし人々を治めたの意。『十訓抄』卷一〇―七六「されば、わが朝には、嵯峨天皇の御時より、死罪をばとどめられにけり」（新編全集四八六頁）、半井本『保元物語』下「忠止、家弘等誅セラルル事」にも「吾朝ニハ、昔、嵯峨天皇御時、右衛門督仲成ガ被誅テヨリ以来、「死者二度生不被返。不使ノ事也」トテ議定有テ、死罪ヲ被止テ、年久シ。サレバ、長徳ニ、内大臣藤原伊周公、花山院ヲ射奉タリシハ、花山院ノバケ物ノマネヲシテ、道ヲ行セ給ケル、前足ト云物ヲ召テ、築垣ニ御尻ヲ懸テ、紅ノ袴ヲ続集テ、土ニ下ル程ナルニ、髪ニモ、同色ノ御衣ヲ着テ有ケルヲ、伊周公、実ノバケ物ト思テ、是ヲ射奉ル。「罪既ニ斬刑ニ



及ブ。死罪有ベシ」ト、法家検申シ然共、死罪一等ヲ減テ、遠流セラレキ。其後、死罪久絶タリ」(新大系九六〇九七頁)とあるほか、流布本『保元物語』巻二「為義最期の事」に「まさしく弘仁元年に、仲成を誅せられてより、帝王二十六代、年記三百四十七年、絶へたる死刑を申し行ひけるこそうたてけれ」(笠間書院『流布本 保元物語 平治物語』七九頁)など諸書にみえる言説である。また、上横手雅敬が注目したように、金刀比羅本『保元物語』中「忠正・家弘等誅せらるる事」では、「就中嵯峨天皇の御時、右兵衛督仲成、平城先帝をうごかしたてまつり、謀叛を発すによつて、死罪に定られたりしかども、死する者再びかへらず、遠流無帰罪は死罪に同じきとて、遠国へつかはされしよりこのかた、本朝に死罪をとどめられて年久成ぬ。又長徳の比、花山法皇紅のはかまをつぎのべさせ奉、高足にめされ、築垣に御尻をかけさせ給ひて、夜なく御遊ある事ありしを、或時内大臣伊周公奏せらるべき事ありて、小夜深方にまいられるが、是をみ奉、変化の者ぞとこゝろえていただき奉り給たりしかば、其罪奴に及し由、法家勘申たりしかども、大同の例に任て、死罪一等を減じて遠流に処せられき」(旧大系一四一頁)とあり、仲成の例は死罪停止の最初の例とされており、必ずしも仲成の例の位置づけは一定ではない。戸川点は、嵯峨天皇が死刑を停止した時期として、『類聚三代格』巻二十所収の「弘仁十三年二月七日宣符」に引かれる弘仁九年宣旨の存在を強調する(六〇〇六九頁)。○少納言入道信西ガ執権ノ時ニ相当テ、絶テ久キ例ヲ背キ 延・長「一年保元ノ逆乱之時、故少納言入道信西適マ執権ノ時ニ相当リ、本朝ニ絶テ久(ナ)リニシ死罪ヲ申行テ」(延) 卷二二六ウ)。保元の乱の戦後処理において死罪が復活した

ことは、『百練抄』保元元年七月二十九日条に「源為義已下被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>斬罪」。嵯峨天皇以降所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之刑也。信西之謀也」とある。半井本『保元物語』にも前掲の仲成以来死罪の例がないという主張に対して、「少納言入道信西類ニ申ケルハ、『此御計悪ク覚<sub>レ</sub>候。非常ノ断ハ、人主ヲ專ニセヨ』ト云文アリ。『世中ニ常ニアラザル事ヲ、主人ノ命ニ随』ト見ヘタリ。サレバ、多ノ謀反ノ輩ヲ、国々ヘ遣サレバ、僻事出来リ、定世乱候ナンズ。只切セ給ヘ』ト勘申ケレバ、『申<sub>レ</sub>処、其謂アリ』ト被<sub>レ</sub>聞食ケレバ、信西ガ申状ニ依テ、皆被<sub>レ</sub>切ニケリ」(新大系九七頁)と、信西が死罪を強く求めて強行したことが見える。金刀比羅本『保元物語』も同様で、「信西御後見として、『此儀しかるべしとも存ぜず。非常の断は人主守らずと言本文あり。今度の謀叛希代の勝事也。大將軍をなだめられなば、さしもの悪党等国々へわけつかはさるべし。しからば果して天下の大事出来なん。後悔さきにたつべからず。』と申ければ、或は人に預をかれ、或禁獄せられたるを皆召出され、同十七日夜悉誅せられけり」とある(旧大系一四二頁)。また、一類本『平治物語』下巻「経宗・惟方遠流に処せらるる事、同じく召し返さるる事」に見える、藤原忠通が経宗・惟方の死罪を流罪に宥免する場面にも見え、「経宗・惟方兩人、召捕て、御坪内に引居たり。すでに死罪に定たりけるを、法性寺大殿、御申ありけるは、『嵯峨天皇の御宇、左衛門督仲成が誅せられてより以来、死罪をとどめられて年久しかりしを、保元の乱に、少納言入道信西ほどの才人が、誤て死罪を申行ひ、中二年有<sub>レ</sub>て、去年の逆乱は起れり。死罪を行へば兵乱のたえぬことわざ、忽にあらはれて候。公卿の頸を左右なくならん事、いかゞ候べからん。』遠流は二度帰る事なし、死罪に同ず」とうけたまはる。

死罪をなだめられて、遠流に処せられれば、宜かるべく候」と申されければ、『大殿は、ゆゝしく申させ給ふ物かな。大敵冠より以来、代々、君の御守として、善政のみ申御沙汰あれば、当時もめでたくまします。御子孫の繁昌も、さこそましまさんずらめ』と、諸人、誉しめけり」とある（学習院本、新大系 三六二頁）。且下力は、学習院本に引いた傍線 a・b・c が、『平家物語』本文（諸本間に大きな違いは無い）と、内容的に対応していることを指摘し、更に『平家物語』の〈屋〉以下大多数の諸本では、a の文中に「嵯峨天王御時、右衛門督藤原仲成が被誅ヨリ以来」（〈屋〉一三二頁）という、波線部に合致する一句が含まれていることに注目する。さらに、この学習院本の他に古態本本文を基調とした光広本『平家物語絵巻』詞書や古態本系本文を混在させる杉原本・流布本に同趣旨の忠通の言があることを指摘し、「死罪に決まりかけた人物を救うという点で、忠通と重盛の言動は目的も一致しており、何らかの交渉が予測されよう」（四六五頁）と古態本系『平治物語』から『平家物語』への交渉を想定した。首肯すべきものである。また、元木泰雄は、仲成の例以来「たしかに京でこそ公的な死刑は行われてはいなかったものの、治外法権ともいべき武士の所領では、郎従らに対して死刑が日常的に行われていた」こと、「降伏したり捕らえられたりした敵が殺害された例は、私戦に限らない。朝廷の命で行われた追討でも、犯人は処刑されている」ことをあげ、「保元の乱の場合も武士の慣習に従って敵対者の処刑が行われ、合戦の舞台が京であったために刑場もその周辺だったということになる」（二二七頁）と述べている。さらに、平治の乱の戦後処理に関して、「たしかに、保元の乱でも武士は斬首されたものの、貴族で処刑された者はいない。

貴族の処刑はそれこそ、大同五年（八一〇年）の平城上皇の乱における藤原仲成以来の出来事であった」と述べ、このときの信頼は自ら武士を率い、最後まで武装して戦闘に加わったことで、戦闘員と見なされ、自力救済による処刑の延長によって斬首された、と指摘している（二〇九—二一〇頁）。画風・詞書から、十三世紀末成立かとされる『平治物語絵巻』（小松茂美一三六頁）に、乱に関わった経宗・惟方を流罪に処すか死罪に処すか論議された際、藤原忠通が、次の様に言ったとする記事がある。「中にも此の二人、させる弓箭ユミヤともものにあらず。流罪にて侍るべし。遠流の罪はふたたびかへらず。死罪おなじ」と、くはしく申されければ、新大納言は阿波国、別当は長門国へながさるべきになりぬ」（続日本の絵巻一七、八六—八七頁）。傍線部は、『平治物語』諸本の内、一類本や金刀比羅本・流布本等には見られないが、武士ではない者を死罪に処すべきではないとする捉え方があったことが分かる。また、『神皇正統記』も「弘仁ニ死罪ヲトメラレテ後、信頼ガ時ニコソメヅラカナルコトニ申ハベリケレ」（旧大系一八七頁）と平治の乱の信頼の事例に注目する。○保元ノ乱ノ時、多ノ源氏・平氏ノ頸ヲ切、宇治ノ左府ノ墓ヲ堀、死骸ヲ実檢セシ（延・長）は「左府ノ死骸ヲ実檢セラレシ事ナムドハ、余ナル御政トコソ覚候シカ。古人ノ被申候シハ、『死罪ヲ被行』バ、謀叛ノ輩絶ベカラズ」（《延》卷二—二七オ）とする。また、〈屋・覚・中〉は、「宇治の悪左府の死骸を掘りおこいて、実驗せられし事などは、あまりなる御政とこそおぼえ候しか。さればいにしへの人々も、『死罪をおこなへば、海内に謀反の輩たえず』とこそ申伝て候へ」（《覚》上—八五頁）とする。この前後の引用文に見るように、信西が、平治の乱の折に逃げ隠れた穴

から掘り出され、首を刎ねて大路を渡されるという辱めを受けることになった理由を、信西が保元の乱の折に、死罪を復活させたことと、頼長の墓を暴いて実検したためとする点は、〈延・長・盛・屋・覚・中〉同。その点、〈鬪〉には、次のような問題がある。「保元逆乱之時絶<sup>二</sup>本朝<sup>一</sup>不被行死罪<sup>三</sup>。小納言入道申行。故有<sup>二</sup>中二年<sup>一</sup>。平治出<sup>レ</sup>事信西<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>埋死骸掘出剪頸<sup>四</sup>。渡大路<sup>五</sup>被懸<sup>六</sup>獄門の木<sup>七</sup>。矣信西雖非指朝敵<sup>八</sup>。実檢左府墓覺其<sup>九</sup>醜懼事<sup>一〇</sup>」(保元の逆乱の時、本朝に絶えて行はれざりし死罪を、少(小)納言入道申し行ひし故に、中二年有りて平治に事出でて、信西生きながら埋まられたりしを、死骸掘(堀)り出だして頸を剪りて大路を渡し、獄門の木に懸けられき。信西指せる朝敵には非ずと雖も、左府の墓を実検せし其の醜(みづ)ひにやと覺えて懼しき事なりき。下一一六ウ(一七オ)。平治の乱の折、信西の首が大路を渡され獄門の木に懸けられたのは、信西が保元の乱の際に、死罪を復活させたためとしながら、次では異文の「信西指せる朝敵には非ずと雖も」を挟み込んで、信西が頼長の墓を暴いたためだとも記す。未整理な本文を見せよう。なお、保元の乱において、源氏では、源為義とその子頼賢・頼仲・為成・為宗・為仲が、平氏では、平忠正とその子長盛・忠綱・昌綱、平正弘とその子家弘・康弘・盛弘・時弘、家弘の子光弘、安弘、頼弘が処刑された。「宇治ノ左府」すなわち藤原頼長の墓所から死骸を掘り起こして実検したことは、『百練抄』保元元年七月十四日条に「左大臣病<sup>レ</sup>疵薨。葬大和国般若野五三味<sup>一</sup>。後日遣瀧口<sup>二</sup>。令<sup>レ</sup>実檢死骸之<sup>三</sup>実否<sup>四</sup>」とある。『保元物語』下「左大臣殿ノ御死骸実檢ノ事」に描かれ、頼長の子息らが祖父の藤原忠実に「昨日勅使、大臣ノ墓所ニ行向テ、死骸ヲ掘興シテ、実檢シテ帰り

ケルトゾ承ル」と語っている(半井本、新大系一一七頁)。また、半井本『保元物語』新院血ヲ以テ御経ノ奥ニ御誓状ノ事<sup>付</sup>ケタリ崩御ノ事」に「少納言入道ハ山ノ奥ニ埋レタルヲ、掘リ興サレテ、首ヲ被<sup>レ</sup>切、大路ヲ渡サレ、獄門ノ木ニ被懸シ事、保元ノ乱ニ多ノ人ノ頸ヲ切セ、宇治ノ左府ノ死骸ヲ掘興シタリケル其報トゾ覚ヘタル」(新大系一三三頁)とある。日下力が指摘するように、信西が平治の乱で蒙った横災の因を、保元の乱の折に多くの人々の首を斬り、頼長の墓を暴いたことに求める点は、『平家物語』に一致し、当該記事は、『保元物語』と『平家物語』との交渉を考える箇所となろう(四六四〜四六五頁)。その内、傍線部は、『平家物語』諸本の中では、〈鬪・中〉に近い点注意される。なお、〈盛〉巻八「宇治左府贈官」にも頼長の首実検に触れる箇所がある。○其<sup>レ</sup>醜ニヤ、中二年コソ有シカ、平治ニ事出来テ〈延〉「古人ノ被申<sup>レ</sup>候シハ、『死罪ヲ被行<sup>レ</sup>バ謀叛ノ輩絶ベカラズ」ト。此詞ハタシテ、中二年有テ、平治ニ事出テ」(〈延〉巻二一七オ。〈長〉ほぼ同文)と「古人」の言を引用する。〈屋・覚・中〉も、前項を含む、ここまでのところを、「宇治の悪左府の死骸を掘りおこいて、実<sup>レ</sup>檢せられし事ナンドは、あまりなる御<sup>レ</sup>政<sup>ト</sup>とこそおぼえ候しか。さればいにしへの人々も、「死罪をおこなへば、海内に謀<sup>レ</sup>反<sup>ノ</sup>輩<sup>ヲ</sup>たえず」とこそ申<sup>レ</sup>候へ。此詞<sup>ト</sup>について、中二年あつて、平治に又」(〈覚〉上八五頁。〈屋〉末句「平治ニ事出来テ、〈中〉冒頭」と、申あはれしにあはせて」と「いにしへの人々」の言を引く。〈鬪盛〉には、こうした言葉は引用されない。この〈覚〉等の引く「死罪をおこなへば、海内に謀反の輩たえず」という言葉の出典は不明だが、流布本『保元物語』巻二「為義最期の事」に「国に死罪を行へば、

海内に謀叛の者絶えずとこそ申すに」（等間書院『流布本 保元物語・平治物語』七九頁）や「類本『平治物語』（学習院本）」に「死罪を行へば兵乱のたえぬことわざ」（前掲箇所、新大系二二六二頁）、流布本『平治物語』「国に死罪を行へば、海内に謀叛の者絶えずと申せば」（等間書院『流布本 保元物語・平治物語』二四三頁）という類句が見える。

保元の乱の死罪復活と「中二年」で起こった平治の乱での信西の非業な運命を結びつける言説は、前項に引用した半井本『保元物語』に加え、「類本『平治物語』下巻「経宗・惟方遠流に処せらるる事、同じく召し返さるる事」の、藤原忠通が経宗・惟方の死罪を流罪に宥免する場面にも見える。

○田原ノ奥ニ被埋タリシ信西方被掘起頸ヲ渡、  
 獄門ノ木ニ被懸キ 〔闘〕「信西乍（じ）生（じ）被埋死骸掘出頸（じ）渡大路（じ）被懸（じ）獄門ノ木（じ）矣」（信西生きながら埋まれたりしを、死骸掘（堀）り出だして頸を剪りて大路を渡し、獄門の木に懸けられき、一下一七オ）、〔延〕「信西方埋レタリシヲ堀ヲコシテ首ヲ切テ渡キ」（〔延〕卷二一一七オ。〔長〕ほぼ同文）、〔寛〕「信西（シヤ）がうづまられたりしを掘り出し、首（カウベ）をはねて大路をわたされ候にき」（〔屋〕「大路を」なし）、〔中〕「しんぜい入道わが身も都の外にうづまられたりしが、いくほどなくてほりをこされ、かうべをはね、大ぢをはたし、ごくもんにかけられし事など」（上―八九頁）。信西の首実検のことは、一類本『平治物語』（学習院本）「信西の首実検の事（けり）南都落ちの事（けり）」に「此最後の事」および「信西の首大路を渡し獄門にかけらるる事」に「此おとこヲ、前に立て、田原が奥にゆきてみれば、土をあたらしく撥ね上たる所あり。すなはち掘りてみれば、自害して被埋たる死骸あり。その首をきりて、奉りけるなり。同十七日、源判官季経以下の檢非違

使、大炊御門河原にて信西が首をうけ取、大路を渡、東の獄門のまゝなる樗の木にぞかけてける」（新大系一六四頁）とある。前々項引用の半井本『保元物語』にも「少納言入道ハ山ノ奥ニ埋レタルヲ、堀リ興サレテ、首ヲ被切、大路ヲ渡サレ、獄門ノ木ニ被懸シ」（新大系一三三頁）とある。

○是ハサセル朝敵ニアラネ共、併保元ノ罪ノ報ト覚テ、恐シクコソ侍シカ。是又サセル朝敵ニ非ズ、旁以可有恐 〔延〕長・屋・覚・中〕「是ハサセル朝敵ニモアラズ、方々怖有ベシ」（〔延〕卷二一二七オ。〔中〕は「方々怖有ベシ」を欠く）と簡略。〔闘〕は「信西雖非指朝敵（じ）」（二下一一七オ）とする。日下力は、〔延〕長・屋・覚・中〕の本文について、『平治物語』においても「信西が、朝敵にあらざるにもかかわらず滅びた人物とされ、かつ、その滅びを保元に行なった死罪の現報と見る」（四六五頁）発想があることを指摘し、『平家物語』本箇所にもその『平治物語』からの影響を指摘し、〔闘〕盛〕の本文もふまえて、「是」を信西と見る。しかし、「てうてきにあらざる人の」（陽明本・陽明叢書四二頁）、「朝敵にあらざれば」（金刀比羅本・旧大系二〇一頁）など、明確に朝敵ではないと言っている『平治物語』と、「是ハサセル朝敵ニモアラズ」（〔延〕）と、朝敵ではあるがたいした朝敵ではないと言う『平家物語』では意味が異なる。また、朝敵信頼からひどい仕打ちを被り、平氏の連携者であった信西を朝敵と位置づける発言を重盛にさせるのは考えにくい。いわゆる「朝敵掘」（〔寛〕卷五）においても信西は朝敵としてあげられておらず、基本的に軍記類には信西を朝敵とする発想は乏しい。したがって、〔延〕長・屋・覚・中〕は「死罪を行えば身の上に報いがくること、成親が恐るべき敵でないこと、そのどちらの点からも慎むべきである」（新大系

上―八六頁脚注)と解し、「是」は成親と見るべきだろう。もちろん、日下力のいうように、〈盛〉の前者の「是ハ」は信西を指し、後者の「是」は成親を指すと見られる。そうした〈盛〉の形態は、〈闘〉も含めて、〈延〉のような一節を〈盛〉が誤解した結果ではないか。○御身ハ御榮華残所ナケレバ思食置事ナクトモ、子々孫々マデモ繁昌コソアラマホシク侍レ 〈闘・延・長・屋・覚・中〉同。〈中〉が「太政大臣をきはめさせ給御ゑいぐわ」(上―八九頁)とするように、仁安二年(一一六七)清盛は、従二位太政大臣と位人臣を極めていた。一類本『平治物語』では、「大殿は、ゆゝしく申させ給ふ物かな。大職冠より以來、代々、君の御守として、善政のみ申御沙汰あれば、当時もめでたくまします。御子孫の繁昌も、さこそましまさんずらめ」と、諸人、誉しめけり」(新大系二六二頁)と、保元の乱で死罪を行った信西の没落に対して、平治の乱で死罪を宥めた忠通の「御子孫の繁昌」が予告されていた。ここにも『平治物語』の論理との共通性がうかがえる。

○『積善之家必有余慶、不善之家必有余殃』トコソ承レ。…『易経』坤・文言伝「積善之家、必有余慶、積不善之家、必有余殃」(善を積むの家には必ず余慶有り、不善を積むの家には必ず余殃有り)〔新釈漢文大系『易経』上―一七五頁〕による。『玉函秘抄』卷上四六、管蠡抄』卷十一六二にも見える(遠藤光正一〇頁)。ただし、原典「積不善之家」を『玉函秘抄』は「不積善之家」、『管蠡抄』は「不善之家」とする。他本は下句を「積悪ノ門家ニハ余殃留ル」(延)。〈闘〉は末尾「有リ余殃」とする。この句は、〈盛〉卷三十一「頼盛落留」に「平治ニ頼朝助リテ、寿永ニ頼盛遁給フ。周易ニ積善之家有余慶、不善之家有余殃ト云本文アリ。誠哉此言人ニ情ヲ与ルハ、我幸ニゾカヘリケ

ル」(4―四四〇頁)、卷三十二「福原管絃講」に「貞能景家以下ノムネトノ侍共ヲ、御前ニ召テ仰ケルハ、積善之家余慶家ニ尽テ、積悪之余殃身ニ及、故神明ニモハナタレ、法皇ニモ被棄奉テ、帝都ヲ迷出テ、客路ニサスラフ上ハ、何ノ憑カ有ベキナレ共」(4―四七五頁)、卷四十一「頼盛関東下向」に「又池尼公頼朝ヲ不宥生、頼盛争カ虎ノ口ヲ遁テ鳳城ニ還ラン、積善家ニハ有余慶ト云誠ナルカナト羨嘆ル者モアリ」(6―一六頁)と、『平家物語』諸本にたびたび引かれる。他に、遠藤光正は、〈覚〉や『義経記』に引かれる「腰越状」の「誤無き旨を宥ぜられ、芳免に預らば、積善の余慶家門に及び、榮華を永く子孫に伝へ、仍て年来の愁眉を開き、一期の安寧を得ん」(『義経記』旧大系一四八頁)、『太平記』卷十「相州子息冷落他国之事付左近大夫偽落奥州之事」の「数代積善ノ余慶家ニ不<sup>ツキ</sup>尽バ、此子孫ノ中ニ何トカ絶タルヲ継ギ、廃タルヲ興サンズル者無ランヤ」(玄玖本二一三〇頁)、卷八「御修法事」の「公家ノ政道モ正カラズ、武家ノ積悪モ、禍ヲ招シカバ」(玄玖本一四七九頁)、同「谷堂炎上事」の「積悪ノ家ニハ必有余殃」トハ、加様ノ事ヲソ可<sup>レ</sup>申ト、思ハヌモ無リケリ」(古態本になし。旧大系一―一七五頁)などの使用例を指摘する(二〇頁および注二四)。佐々木八郎は、本箇所をはじめ、『平家物語』に繰り返される『周易』の文言に基く儒教的倫理想」に、『平家物語』の作者が説くところの「亡びの道理」の一つとして「儒教的善政思想に違背した「悪行」によって受けなければならない儒教的倫理制裁」を見る(一七九頁)。○去バ文王ハ太公望ニ命ジテ四知己ヲ恐レ次項を含め、〈闘・屋・覚・中〉は欠く。〈延〉「周ノ文王ハ太公望ニ命ゼラレテ、四知己ヲ恐レ」(卷二―一七〇―一七ウ)、〈長〉「されば

周の文王は、大公ぼうに命ぜられて、をのれがうへを恐がごとくにせよ」（1—1四四頁）。〈延〉「四如己」は、この箇所が『蒙求』「楊震四知」で知られた故事を指すならば、〈盛〉「四知己」がよい。その出典は『後漢書』楊震列伝で、「四知」とは、楊震が賄賂を断った時に発した「天知、神知、我知、子知、何謂無知」という言葉に基づく。どんな密事も必ず漏れることを言ったもの。古くから『蒙求』で知られたが、諸書で「四知」の内容にはかなりの異同があり、古注『蒙求』「天知、地知、我神知、人知」（故宫本）、同「天知、神知、子知、我知」（五山版）、『資治通鑑』「天知、地知、我知、汝知、我知、子知、我知」（片仮名本）「天シレリ、地シレリ、汝シレリ、ワレシレリ」など。しかし、この「四知」に文王・太公望を結びつけることは、時代があわず不審であるうえに、〈盛〉「四知己ヲ恐レ」でも意味が通じにくい。あるいは、〈延〉は別の太公望に関わる故事を指していた可能性もあるか。〈長〉は〈延〉「四如己」を無理に解釈しようとしたもの。○唐太祖八張綱古ヲ切テ後五奏ヲ被用 〈延・長〉にある通り、「太祖」は「太宗」、「張綱古」は「張蘊古」（〈延・長〉「張温古」とあるべき。出典は『旧唐書』卷五十や『貞観政要』卷八・論刑法篇に見える、囚人と博打をした張蘊古を死罪とした太宗がそのことを後悔し、死刑にあたっては五度奏上を行わせた、というもの。『貞観政要』には「因詔、凡有死刑、雖令即決、皆須五覆奏」。自蘊古始也（因りて詔し、凡そ死刑有らば、即決せしむと雖も、皆須く五たび覆奏すべし、と。蘊古より始まるなり）（新釈漢文大系『貞観政要』下―六三四頁）とある。○又『行善則休徵報之、行惡則咎隨之』トモ申ス 〈延・長〉同じ。他本には見られない。出典は遠藤光正が『古文孝経』孔安国注を指摘

する。『古文孝経』孝治章第九「故明王之以孝治天下也如此」の孔安国注「行善則休徵報之、行惡則咎隨之、皆行之致也。此有諸侯及卿大夫之事而主於明王者、下之能孝化於上也（善を行へば則ち休徵之に報い、悪を行へば則ち咎隨之に隨ふ。皆行の致すところなり。此のごとく諸侯及び卿大夫の事へて明王を主とすること有るは、下の能く孝もて上に化せらるればなり。）」（叢書集成初編七二八―七二九頁）とある。「休徵」は「よいしるし。めでたいしるし。吉徵」（〈日国大〉）、「咎徵」は「悪いしるし。悪いむくい」（〈日国大〉）で、「善い行いをすれば吉徵がそれに報い、悪い行いをすれば悪いしるしがそれに従って現れる。すべては行いがもたらすものである。このように諸侯及び卿大夫が賢明な君主に主君として仕えることがあるのは、下の者が上の者に孝によって教化されるからなのである」という内容の句。『明文抄』四・人事部下・五四、『管蠡抄』八・吉凶依政・四七一にも見える。○父祖ノ善悪ハ必及子孫トモイヘリ 出典不明。遠藤光正は前出の「積善之家必有余慶、不善之家必有余殃」トコソ承レ同様に『易経』文言「伝を指摘するが、直接の典拠とは認めにくい。ただし、北宋・程頤『伊川易伝』卷一には、『易経』の同箇所について「天下之事、未有不由積而成。家之所積者善、則福慶及於子孫、所積不善、則殃流於後世、其大至於叛逆之禍」。皆由積累而至、非朝夕所能成也」（四庫全書）とある。『易』において影響力のある伝であり、『易』の注釈書その他、多くの他書にも引かれており、注意される。〈延・長〉この句なく、「又世治ル事ハ琴ヲナラシガ如シ。大絃急ナル時ハ小絃絶デキル、トコソ天曆ノ帝モ被仰候ケレ」（〈延〉卷一―二七ウ）とあり、『後漢書』陳寵伝の言

葉を引く。これは政治が厳格に過ぎるとかえって人民にとって害となることを諭えたもので、〈盛〉のいう父祖として子孫のために行動を慎むべき、という論理とは異なる。〈屋・覚・中〉は「積善之家……」句の前に「父祖の善悪は必子孫に及と見えて候」（覚）上―八六頁）を置く。このあたり、〈延・長〉では連続して四つの漢文由来の句が引用されるが、順に、①他人の目が必ずあること（『蒙求』）、②死罪を後悔した例があること（『貞観政要』）、③因果応報の論理（『古文孝経』孔安国注）、④過度な厳罰の戒めを説くもの（『後漢書』陳寵伝）、となっている。〈盛〉では、④のみが別の句となっており、子孫への影響を説く句（出典未詳）になっている。他本は子孫への影響をいう〈盛〉と同様の句のみを持つ形である。〈延・長〉は為政者としてのあり方を論じる姿勢が強く、語り本では、平氏一門の未来への危惧を強く押し出した形といえる。○ナド、様々ニ被誘申ケレバ「こしらふ」は「あれこれ言って聞かせ、こちらの意図通りに相手の気持を変化させる」（『日国大』「こしらえる」）の意。〈名義抄〉「誘 コシラフ」（法上五二）とある。〈闘〉同、〈延・長〉は「様々ニ」を「細々ト」（〈延〉とする。〈屋・覚・中〉「とやうやうに申されければ」（〈中〉。〈屋・覚〉「やうやうに」なし）と簡略。○入道余ニ口解立ラレテ、実トヤ思給ケン 〈延・長・屋〉「ゲニモトヤ被思ケム」（〈延〉）卷二―二七ウ）、〈覚〉「入道相国げにもとや思はれけん」（上―八六頁）。〈闘・中〉欠く。○今夜切事ハ止給ニケリ 〈闘〉「今夜可被切切ニ大納言思留給突」（今夜大納言を切らるべきことは思ひ留まり給ひにけり。一七オ）、〈延・長〉「今夜切ルベキ事ハ思宥テ、其日ハクレニケリ」（〈延〉）卷二―二七ウ）。〈屋・覚〉「死罪は思ひとゞまり給ひぬ」（〈覚〉）上―八六頁）。

〈中〉「大納言今夜うしなはれん事をば、おもひとゞまり給けり」（上―九〇頁）。『玉葉』治承元年（一一七七）六月二日条に成親卿が備前国に配流されたことが見えるが、「或云、成親於路可失之由云々、又云、左大将重盛平に申請云々、此間説縦横也、難取実説歟」とあり、路次上で殺害されるという風聞とともに、重盛が「平に申請」いたという風聞があったことが見えるが、『玉葉』治承元年（一一七七）六月十一日条には、「余問云、成親卿無停任如何、申云、是禪門依私意趣遂其志」と、「停任」の手続きを経ずに、清盛の「私の意趣」で流罪としたとある。なお、『愚昧記』治承元年（一一七七）六月二日条は「成親卿於川尻辺入水之由云々」と入水したとする噂を記す。川尻は、淀川と神崎川の分岐点にあたる河尻の地を指そう。「入水」については、『山槐記』元暦二年（一一八五）七月九日条「皆以顛倒、于時渡之人十余人乘橋入水、其中一人溺死云々」、『愚昧記』治承元年（一一七七）八月七日条「不幾則退出之間、前駟成保朝臣入水、是馬依河臥也、此馬凡不川臥歟、但炎暑之比、馬汗流熱苦之間、騎人不用意之時定也、成保桃尻之所為歟、響可立入小屋之由」など、水に落ちた例のほか、『顕広王記』安元二年八月十五日条「桂河入水者十四人、今日蓮花城聖人没身於桂河、件事不限一人、已十八人云々」のような往生目的の入水と見られる例もあるが、基本的に「水に入る」意である。したがって、この語のみでは、成親について、処刑、自殺どちらの風聞があったのかは判断できないが、『玉葉』の「成親於路可失」との風聞に従えば処刑をさすか。〈補任〉安元三年条は、「藤成親（四十）六月一日有事、同二日配流備前国、七月十三日於難波薨」と難波での死去を記す。

## 【参考文献】

\*上横手雅敬「建永の法難」について（『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版二〇〇八・9）

\*遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（『東洋研究七七号、一九八六・1』）

\*日下力『平家物語』と『保元物語』『平治物語』—成親事件話群の考察—（『国文学研究七八号、一九八二・10。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による）

\*小松茂美『続日本の絵巻一七 前九年合戦絵詞 平治物語絵巻 結城合戦絵詞』（中央公論社一九九二・2）

\*佐々木八郎『平家物語の世界—序説—』（『日本文芸の世界』桜楓社一九六八・5。『平家物語の達成』明治書院一九七八・4再録。引用は後者による）

\*戸川点『平安時代の死刑 なぜ避けられたのか』（吉川弘文館二〇一五・3）

\*元木泰雄『保元・平治の乱を読みなおす』（NHK放送出版会二〇〇四・12。のち『保元・平治の乱—平清盛勝利への道—』角川ソフィア文庫二〇一二・7。引用は前者による）

1 内大臣ハ中門ニ出給、サモ可然侍共ヲ召集被仰含ケルハ、「入道殿ノ仰ナレバトテ、大納言ヲ不可有失事。腹ノ立給儘ニ物劇事アラバ、後ニ必<sup>3</sup>悔ミ給ベシ。不<sup>2</sup>拘<sup>2</sup>制止<sup>2</sup>ヒガ事シテ、重盛恨ナ。経遠・兼康が大<sup>3</sup>納言ニ情ナク、当タリケル事、返々モ希怪也。重盛ガ還聞所ヲバ争カ可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>憚<sup>ル</sup>。哀<sup>6</sup>、景家・忠清ナンドナラバ、イカニ仰ヲ承リタリトモ、角ハヨモアラジ。カタ田舎ノ者ハ懸ルゾトヨ」ト仰ラレケレバ、大納言引張タリケル備前国住人難波二郎経遠、備中国住人妹尾太郎兼康、恐入テゾ候ケル。其外ノ侍共ハ、舌ヲ振テゾ威合ケル。

【校異】1〈近〉「うちのおとどは、〈蓬〉「内大臣は」。2〈近〉「ものさはかきしき、〈蓬〉「物劇」。3〈近〉「くやしみ給ふへし」、〈蓬〉「悔給へし」。4〈蓬〉「あたりたりけるに」。5〈近〉「還」なし。なお、「きく所をは」。〈蓬〉「還きかん所をは」。6〈近〉「哀」なし。7〈近〉「たゞきよなとならば」。8〈近〉「ひつはりたりける」、〈蓬〉「引張たりける」。9〈蓬〉「世能太郎兼康」。10〈近〉「おちあひける」、〈蓬〉「威あひける」。

【注解】○内大臣ハ中門ニ出給、サモ可然侍共ヲ召集被仰含ケルハ：

父清盛に、成親の助命を説いたものの、内大臣重盛は、しかるべき中門ノ外ニ恐シゲナル者二人立向テ、大納言ノ左右ノ手ヲ取、天ニ侍達を集めて、言い含めたとする。〈鬪・延・長・屋・覚・中〉いずモ揚ズ地ニモツケズ引持テユキ、モトゞリヲ取テ打臥ケル儘ニ「中門ノ内側（二二七ウ）とする。「中門」に出ておっしゃったとするのは、〈屋・覚・建物に昇殿できるのは限られた人たちだけで、それ以外の人と会見す



る場合は、主人の側が中門廊の外側へ出ていく必要があった（一三頁）。『袋草紙』「俊綱朝臣の家に、「水上の月」を詠じたる歌を講ず。而して田舎の兵士、中門の辺に宿してこの事を聞き」（新大系一三二～一三三頁）。本全釈注解「中門ノ廊ニ出合レタリ」（一五―四八頁）参照。○腹ノ立給儘ニ物劇事アラバ、後ニ必悔ミ給ベシ 清盛公がお腹立ちのままに性急な判断をなさることがあるならば、この後きつと後悔なさることになるの意。同じ事は、先の「小松殿教訓」にも、「能々御案モ侍ベシ。物騒キ事ハ必後悔アリ」とある。〈蓬〉「物劇事」と読む。○不拘制止ヒガ事シテ、重盛恨ナ 私が制止したにも関わらず、「過ちを犯して処罰され、私を逆恨みするようなことはないように」（〈延全注釈〉巻二―二九―一三〇頁）の意。〈盛〉「ヤ、宗茂、三位中将殿奉入、ヨクく、餓進セヨ。疎ニアタリ奉テ頼朝恨ナ」（5―四九六頁）にも見られる表現。○経遠・兼康が大納言ニ情ナク当タリケル事、返々モ希怪也 この重盛の発言は、成親が西八条殿に呼び出された折、清盛の命令により、経遠や兼康が、成親を手荒く扱ったことを指すはずだが、〈盛〉のこれ以前にそうした記事はなく、この後に、「大納言引張タリケル備前国住人難波二郎経遠、備中国住人妹尾太郎兼康、恐人テゾ候ケル」と、簡略に触れるのみである。ただ「大納言引張タリケル」とあることからすれば、「中門ノ外ニ恐シゲナル者一人立向テ、大納言ノ左右ノ手ヲ取、天ニモ揚ズ地ニモツケズ引持テユキ、モトゴリヲ取テ打臥ケル儘ニ」（三二八～三二九頁）を、経遠・兼康の行爲と見なすのであろう。なお、成親が捕縛に際して厳しい扱いを受けたことについては、『玉葉』に「今日招寄成親卿、同以禁錮、殆及面縛」（六月一日条）、『顕広王記』

に「大納言面縛籠楼」（同日条）などがある。『愚管抄』によれば、このとき成親に縄を掛けて押し込めたのは盛俊という（「コノ西光が顔切ル前ノ日、成親ノ大納言ヲバヨビテ、盛俊ト云チカラアル郎従、盛国ガ子ニテアリキ、ソレシテイダキテ打フセテ、ヒキシバリテ部屋ニ押籠テケリ」（巻五「高倉」旧大系二四五頁）。一方、〈鬮・延・長・屋・覚・中〉は〈盛〉と異なり、この記事より以前に、成親が拷問を受ける場面を描いているため（本稿「小松ノ内府ハ見エ給ハヌヤラン。去トモ思捨給フ事ハアラジ者ヲ」ト被思ケレ共、誰シテ云ベキ使モ無レバ、唯悲ノ涙ニノミゾ咽給ケル」項、「其中ニ西光法師ヲ召取テ大庭ニ引居タリ」項参照）、そこで侍が成親に暴力を加える描写がある。〈延〉で示そう。

・（西光の）白状ヲ大納言ニ投カケテ、障子ヲハタトタテ、返給ケルガ、猶腹ヲスヘカネ給テ、「経遠、兼康ハナキカ」ト宣ケレバ、経遠、兼康、季貞、盛国、盛俊ナムド参リタリケレバ、「誰ガ下知ニテ、アノ大納言ヲバ障子ノ内ヘハノボセケルゾ。アレ坪ニ引下シテ取テフセテ、シタ、カニサイナミテ、オメカセヨ」ト宣ケレバ、経遠已下ノ兵共ツトヨリテ、大納言ヲ庭ニ引落ス。其中ニ季貞ハ元ヨリ情アル者ニテ、大納言ヲ取テヲサヘテ、左手ニテ大納言ノ頸ヲツヨク取様ニシテ、サスガニツヨクトラス、右手ニテ大納言ノ胸ヲヲス様ニシテ、ツヨクヲサズ。季貞ガ口ヲ大納言ノ耳ニ指アテ、「入道ノキカセ給候ヤウニ、只御声ヲ立テヲメカセ給ヘ」トサ、ヤキケレバ、大納言声ヲアゲテ二声三声ヲメカレケルヲ、入道聞給テ、「只ヲシ殺ヤ〜」トツ宣ケル（二二ウ―二三〇）

あくまでも白を切る成親に対して、清盛は西光の白状を成親に投げか

けて、その場を後にしたものの、腹に据えかねて、経遠と兼康を呼び、成親を庭に引き下ろし痛めつけよと命じる。二人以外にも、季貞や盛国・盛俊なども参ったが、「経遠已下ノ兵共」が近づいて、成親を庭に引き落とし、喚かせようとする。しかし、季貞は成親をおめかせるように見せかけながら、手心を加えたとする。重盛の思いを、季貞はこの時悟っていたとするのであろう。この季貞の役割は、〈長〉も同様だが、〈鬨〉では盛国が、〈屋・覚・中〉では、経遠や兼康が演じる。これと同様の場面を、諸本と異なり拷問の場面を後に引く〈盛〉は、巻六で次の様に記す。

・穴悪ヤ」トテ白状ヲ取直シテ、大納言ノ顔ヲスチカヘニ打テ、障子ヲ立テ入給ヌ。入道角シテモ猶腹居カネテ、難波・妹尾ヲ召テ、「大納言ヲメカセヨ」ト宣フ。二人ノ武仰奉テ、一間ヨリ引出シ奉テ壺ノ内ニ召居、数ノ楯ヲ支度シタリ。入道ハ壁ヲ隔テ立聞給ケリ。難波・妹尾、大納言ニ無情ダリトテ、小松殿ノ深禁給ケル事ヲ大ニ恐思ケレバ、忍ヤカニ大納言ノ耳ニ申ケルハ、「上ノ仰ナレバ奉誠田ナルベシ。真ハ争カ其義有ベキ。入道殿壁ヲ隔テ立聞給ヘリ。叫給ヘ」ト申テ（巻六―三七五―三七六頁。「大納言言立」<sup>コエツル</sup>）

西光の白状にも拘わらず、白を切る成親の顔を打ち清盛は退出するものの、腹を据えかねて、経遠と兼康を召し、成親を喚かせよと命じる。すると、二人は、中庭に引き下ろした成親に対して、清盛公が、壁越しに耳を欬ているから、大声で叫んで下さいと声を潜めて言ったとする。経遠と兼康が手心を加えたとする点は、〈屋・覚・中〉と同じだが、〈屋・覚・中〉の場合は、重盛から叱責を受ける以前でのことであり、彼らの行為は重盛の思いを慮った上でのことであった。その

点〈盛〉の場合は、先に重盛から叱責されたことを恐れたからであり、さらに清盛も聞き耳を立てていることを意識しての物言いであると笑話的な要素も見せているように、語り本系本文の影響下において形成された後出本文と考えられよう。経遠と兼康については、本全釈「難波・妹尾ニ下知シ給ケルハ」（八一―六二頁）参照。○重盛方還聞所ヲバ争力可憚（鬨・延・長・屋・覚・中）同。このようなことは、いずれ私の耳に入るであろうに、躊躇うこともなかったのかの意。〈屋・覚・中〉の場合も、成親に手心を加えていたとは言え、清盛の怒りを恐れ、成親を庭へ引き落とし喚かせている。○哀、景家・忠清ナンドナラバ、イカニ仰ヲ承リタリトモ、角ハヨモアラジ（延・長）同（但し、「忠清・景家」の順）、〈鬨・屋・覚・中〉はこの一文を欠く。景家は、〈盛〉においては、謀議発覚後の五月二十九日、帰洛した清盛に貞能とともに関係者の捕縛を命じられた人物で、兼実によって「飛騨守景家（彼家）（\*宗盛家）後見、有勢武勇者也」（『玉葉』治承四年十一月二十一日条。なお、\*は注解者注）と評されることから、「宗盛を扶持し養育したのが景家であったことを語っている」「宗盛の側近にしてその後ろ盾、保護者であり、当然の事ながら軍事的支柱であっただろう」（高橋昌明一五五頁）と指摘される。本全釈注解「肥後守・飛騨守ヲ召テ、「貞能・景家礎ニ承レ」（二五一―六〇頁）参照。忠清は、〈延〉「平家ヨリ八ヶ国ノ侍ノ別当」（巻五―七九オ）に任じられていたとされる人物で、「忠清が番頭の侍奉行としての、一定の権限と責任を有していた」（野口実二三七頁）ことが指摘される。また小松家との関係の深さについては「中常清が重盛の子維盛の「乳母夫」だったことにも示されている（『歴代皇記』巻四安徳天皇条）。忠清は

小松家の柱石であり、長男維盛をもり立てる有力な御家人だった」（高橋昌明一五四頁）との指摘がある。なお、景家・忠清は、一般的には藤原（伊藤）景綱の子、景家は忠清の弟とされるが、『平家物語大事典』等）、佐々木紀一が指摘するように、宗盛の乳人である景家は、維盛の乳人である忠清よりも年齢が上の可能性があり、『保元物語』は、景綱の子息として、伊藤五忠清と同六しか掲げない。その六は、為朝により、射殺されている。以上から、佐々木紀一は、景綱と景家を兄弟と見る可能性を指摘する（一〇五頁）。時に考証的な側面を見せる〈盛〉が、「景家・忠清」の順に記すのにそうした事情を想定することもできようか。なお、ここで、景家や忠清が取り上げられるのは、彼らが、宗盛や維盛の乳人であり、譜代相伝の家人であったし、侍大将クラスの者達であり、経遠・兼康などとは別格な存在であった（高橋昌明一五〇頁）からだろう。景家や忠清ならば、どんなに清盛から怒りを受けようと、このようなことはあるまいとする理解があるのである。○カタ田舎ノ者ハ懸ルゾトヨト仰ラレケレバ、大納言引張タリケル備前国住人難波二郎経遠、備中国住人妹尾太郎兼康、恐入テゾ候ケル〈闘・延・長・屋・覚・中〉同。こうした理解は、「殿下乗合」の場面で、殿下の参内の折に、前駆や隨身等の髻を切れと清盛が命じる場面にも、「片田舎ノ侍共ノコハラカニテ、入道殿ノ仰ヨリ外ニハ重キ事無シト思テ、前後モ弁ヘヌ者共十四五人召寄テ」（〈延〉巻一―五六オ―五六ウ）と見られる。ここにも、「入道殿ノ仰ヨリ外ニハ重キ事無シト思」う者達に「片田舎ノ侍共」とする理解が見られる。『平家物語』に通底する理解と言えよう。当該箇所について、〈盛〉は

「田舎侍ノ気折ニ、コハハシカリケルガ、上臈モ下臈モワキマヘズ、主ヨリ外ニハ恐シキ事ナシト思テ、前後ヲ不知ケル難波・妹尾ニ下知シ給ケルハ」（一―三三五頁）とあり、「田舎侍」の代表格として難波・妹尾が挙げられていること、「田舎侍」の特徴として「コハハシ」（〈延〉では「コハラカ」という性質に加えて、「主ヨリ外ニハ恐シキ事ナシト思」う理由が「上臈モ下臈モワキマヘズ」という点にあることが示されている（本全釈八―六二頁参照）。なお、田舎者ノ身分秩序・礼儀を弁えない者という捉え方は、高倉宮邸に捕縛に踏み込んだ光長・兼成に対する信連の「無下ナル田舎檢非違使共」（〈盛〉二―三三七頁）という批判や、上落後の義仲の造型などにも見ることが出来よう（〈盛〉「木曾ハ堅固ノ田舎人ノ山賤ニテ、院宣ヲモ事トモセズ、散々ニ振舞ケレバ」（5―八六頁）。同じ箇所、〈延〉「木曾カ、ル荒夷ニテ、院宣ヲモ事トモセズ、カヤウニ散々ニ振舞ケレバ」（巻八―一五〇オ）と「荒夷」の語を用いている）。なお、「大納言引張タリケル」とするのは〈盛〉のみ。これは「経遠・兼康が大納言ニ情ナク当タリケル事、返々モ希怪也」項に示したように、〈盛〉が「大納言ノ左右ノ手ヲ取、天ニモ揚ズ地ニモツケズ引持テユキ……」（三―一九頁）と整合性を取るために加えたか。○其外ノ侍共ハ、舌ヲ振テゾ威合ケル」当該文をここに記すのは、〈盛〉のみ。〈闘・延・長・屋・覚〉は、先の重盛の言葉、「僻事シ出テ重盛恨ムナ」に続けて、「武士共舌ヲ振テ怖アヘリ」（〈延〉巻一―一八オ）と記す。「威合ケル」の読み、「おぢあひける」。

キ  
ヲ  
チ  
ラ  
ル  
カ  
シ  
ツ  
ク  
イ  
カ  
メ  
シ  
威  
「『法華経单字』八ウ」。

## 【引用参考文献】

- \* 川本重雄「貴族住宅」（小泉和子・玉井哲雄・黒田日出男編『絵巻物の建築を読む』東京大学出版会一九九六・11）  
 \* 佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯之彦采」（菊地靖彦教授追悼論集『人・ことば・文学』鼎書房二〇〇二・11）  
 \* 高橋昌明「平氏家人と源平合戦—譜代相伝の家人を中心として—」（軍記と語り物三八号、二〇〇二・3。『平家と六波羅幕府』東京大学出版会二〇一三・2再録。引用は後者による）

\* 野口実『坂東武士団の成立と発展』（弘生書林一九八二・12。戎光祥出版二〇一三・11再版。引用は後者による）

## 1 成親妻子歎

大納言ノ<sup>2</sup>共ニ有ケル者、中御門高倉ノ宿所ニ<sup>3</sup>走帰、<sup>4</sup>上ニハ西八条殿ニ召籠ラレサセ給ヌ。今夕可<sup>5</sup>奉<sup>レ</sup>失トテ、<sup>6</sup>晩ヲ待トコソ承ツレトテ、有ツル<sup>7</sup>事共泣々細々ト申ケレバ、北方ヨリ始テ男女上下、声ヲ揚テゾ<sup>8</sup>叫ケル。「<sup>9</sup>是ハ何故ゾヤ、<sup>10</sup>寤シ。<sup>11</sup>夢カヤ夢カ」ト<sup>12</sup>モダヘ焦ケレ共、<sup>13</sup>眠ノ中<sup>14</sup>歎ナラネバ猶ウツ、也。サコソ悲カリケメト<sup>15</sup>被<sup>レ</sup>推量<sup>16</sup>無<sup>レ</sup>慚也。「<sup>17</sup>何ニ角テハ<sup>18</sup>オハシマスゾヤ。少将殿ヲモ<sup>19</sup>君達ヲモ、一々ニ食トリ進セントコソ承ツレ。去バ叶ハヌマデモ、暫ク<sup>20</sup>立忍バセ給ヘカシ」ト申ケレバ、「カ程ノ事ニ成テ隠<sup>21</sup>忍タラバ、イカバカリノ事ゾ。雉ノカクレトカヤ<sup>22</sup>ノ風情カ。大納言殿左様ニ成給フ程ニテハ、此身々バカリ安穩也共甲斐アルマジ。只同ジ草葉ノ露トキエン事コソ本意ナレ。今朝ヲ限ノ別ゾト思ハザリケル悲サヨ」トテ、北方臥倒テ泣給フ。ゲニモト覚テ哀ナリ。「兵既<sup>23</sup>ニ来ナン」ト人申ケレバ、追角テ憂目ヲ<sup>24</sup>見事モ恥ガマシケレバ、<sup>25</sup>一間戸モ立忍バントテ、<sup>26</sup>尻頭トモナキ<sup>27</sup>小<sup>28</sup>小<sup>29</sup>人共車ニ取ノセ奉リ、イツ<sup>30</sup>クヲ指テ行トモナク遣出シテ、大宮ヲ上リニ北山<sup>31</sup>雲林院ノ<sup>32</sup>辺マデハオハシニケリ。其<sup>33</sup>辺ナル僧坊ニ<sup>34</sup>下居奉テ、送ノ者共<sup>35</sup>モ身々ノ<sup>36</sup>難捨ヲソロシサニ、皆散々ニ<sup>37</sup>帰リヌ。今ハ<sup>38</sup>無<sup>39</sup>ニ云<sup>40</sup>甲斐<sup>41</sup>小<sup>42</sup>小<sup>43</sup>人々ババカリ留居テ、又事問フ人モ無クテ<sup>44</sup>御坐ケン北方ノ御心中、推測<sup>45</sup>ベシ。日影ノ暮行ヲ見給ニ付テモ、大納言ノ露ノ命、今日ヲ限ト聞ツレバ、ハヤ空キ事ニモヤト思ヤリ給テハ、絶人々々シ給フモイト悲シ。取敢ヌ事也ケレバ、女房、侍共モカチハダシニテ恥ヲモシラズ迷出ケレバ、見苦キ物共ヲ不<sup>46</sup>及<sup>47</sup>一<sup>48</sup>取<sup>49</sup>認<sup>50</sup>一、門ヲダニ<sup>51</sup>押立ル人モナシ。只我先ニトアハテ出ケルモ理也。<sup>52</sup>馬屋ニハ馬共鼻ヲ並テ立タリケレドモ、<sup>53</sup>草飼舎人モナ<sup>54</sup>シ。夜明レバ馬・車門ニ<sup>55</sup>立并ビ、<sup>56</sup>賓客座ニ<sup>57</sup>列居テ、<sup>58</sup>遊戯レ舞踊<sup>59</sup>。世ハ世トモ思ハレズ、近キ<sup>60</sup>渡ノ<sup>61</sup>人々、物ヲダニモ高モイハズ、門前ヲ過ル者モヲチ恐テコソ昨日マデモ有ツルニ、夜ノマニ替ル有様、天上之五衰ハ<sup>62</sup>人間ニモ有ケリト哀也。

【校異】1〈近〉巻冒頭標題「付」なりちかさいしのなけき、〈蓬〉「成親妻子歎」、〈静〉「成親妻子歎」。2〈蓬〉「供に」。3〈蓬〉「はせ帰り」。4〈近〉「うへには」。5〈近〉「このゆふべ」、〈蓬〉「今夕」。6〈近〉「くれを」、〈蓬〉「くるゝを」。7〈近〉「ことくも」。8〈近〉「さけひける」、〈蓬〉「叫ける」。9〈蓬〉「こは」。10〈近〉「おほつかなし」、〈蓬〉「おほつかな」。11〈蓬〉「夢かやく」と。12〈近〉「もだへこがれ給ひけれとも」、〈蓬〉「も

たへ燃給けれとも」。13〈近〉「ねふりの」へ蓬「眠の」。14〈近・蓬〉「をしはかられて」。15〈蓬〉「御座そや」。16〈蓬〉「公蓬をも」。17〈蓬〉「立忍はせ給へかしと」。18〈近〉「ノ」なし。19〈近〉「きたりなんと」へ蓬「来りなんと」。20〈近〉「みる」へ蓬「みん」。21〈近〉「一まとも」へ蓬「一間戸も」。22〈近〉「いとくなき」へ蓬「尻頭ともなき」。23〈近〉「おさなき人とも」へ蓬「少人とも」。24〈近〉「うんりんるんの」へ蓬「雲林院の」。25〈近〉「へんまては」へ蓬「ハ」なし。「辺まで」。26〈近〉「へんなる」へ蓬「辺なる」。27〈近〉「おろしたてまつて」へ蓬「下居奉りて」。28〈蓬〉「モ」なし。29〈近〉「すてかたき」へ蓬「捨かたく」。30〈近〉「いふかひなき」へ蓬「いひ甲斐なき」。31〈近〉「おさなき」へ蓬「少き」。32〈近〉「とまりゐて」へ蓬「留居て」。33〈近〉「おはしけん」へ蓬「御座けん」。34〈蓬〉「厩には」。35〈近〉「草かひとねりも」へ蓬「草かふ舎人も」。36〈近〉「たちなみ」。37〈近〉「ひんかく」へ蓬「賓客」。38〈近〉「つらなりて」へ蓬「列居て」。39〈近〉「あそふたはふれ」へ蓬「あそひたはふれ」。40〈蓬〉「あたりの」。41〈蓬〉「人も」。42〈近〉「にんけんにも」へ蓬「人間にも」。

【注解】○大納言ノ共ニ有ケル者、中御門高倉ノ宿所ニ走帰 我身に迫る危難に少しも気付いていない成親は、常よりも着飾り、「諸大夫一人、侍三人」引き連れて、西八条殿に出かけたが、成親が捕えられるのを見た供の者達、「諸大夫モ侍モ」雑色・牛飼（三三〇頁）までも、牛や車をそのままにして逃げたとある。本章段は、その記事に続く。〈盛〉は、ここ以外にも成親の宿所を「中御門高倉」（巻七）とするが、「中御門東洞院」が正しい。〈屋・覚・中〉は、「中ノ御門鳥丸ノ宿所」（屋）一三五頁）とするが、同所を指す。本全釈「中御門高倉ノ宿所」の注解（一〇一―一六頁）参照。○上二八西八条殿ニ召籠ラレサセ給又 〈屋・覚〉は、「此由申せば」と簡略。成親を指す呼称、〈鬨〉〈殿〉〈延・長〉「大納言殿」〈中〉「かみ」（上―一九〇頁）。〈近〉「うへには」。〈日国大〉によれば、主人の意の「上」の用例として、狂言記や説経節を引くが、〈屋〉「上バユウサリ失進セ候ベシト承候」（二三五頁）の例あり。ご主人様の意で、「うへ」「かみ」の両様の読みが可能か。○今夕可奉失トテ、晩ヲ待トコソ承ツレ 近似文、〈鬨・延・長・屋・中〉にあるが、特に〈延・長〉に近い。〈延〉

「ユフサリ失奉ルベシトテ、晩ルヲ待ト承リツル」（巻二―二八オ）。「今夕」の読み、〈延・長・屋〉に倣えば、「ユフサリ」と読むが、〈近〉「このゆふべ」へ蓬「今夕」。〈鬨〉「此昏」（巻二―二二オ）。「こよひ」とも読めよう。重盛も「此晩ニ可奉失ナンド聞エ候」との第一報を受けていた（三三二頁）。〈盛〉の独自異文。なお、死刑執行の日時等を調査した生嶋輝美によれば、武士にとって「公家や敗者側の武士を死刑に処すときは人目の多い白昼を避けるべき」という考えかたが一般的だったとする（四〇頁）。西光の処刑は、夜半から暁にかけて行われた。『玉葉』「去夜半刎西光頸了」（安元三年八月二日条）、『愚昧記』「西光頸今暁斬了」（同日条）。なお『愚昧記』には、この西光処刑記事に続けて「成親卿於川尻辺入水之由云々」とあり、この夜に成親も死亡した（この場合の「入水」は、入水自殺なのか殺害なのかは不明。但し、古記録に見る「入水」は、「水に入る」という用例がほとんどで、入水自殺を表す用例は見られない。この後の『玉葉』記事に見るように、殺害の噂が流れたのであろう）との噂があったことがわかる。また、『玉葉』同日状にも、成親の備前配流を記した上で、「或

云、成親於「路可」失之由云々」とあり、捕縛の直後から成親処刑の噂が絶えなかったことを伝えている。○有ツル事共泣々細々ト申ケレバ 供の者達が伝えた内容は、〈闘・延・長〉では、成親の捕縛と夕刻の処刑、〈屋・寛〉は、成親の捕縛のみ。但し、〈屋〉は、この後に、少将殿（成経）と君達の捕縛があるであろうこと、夕刻に成親が処刑されることを伝えている。一方、〈寛〉の場合、初めに成親の捕縛の件のみ、この後に、少将殿と君達の捕縛があることを伝えている。夕刻に成親の処刑があるとの情報は、急ぎ逃げ帰ってきたこともあり、知り得ていないとするのだろう。○北方ヨリ始テ男女上下、声ヲ揚テゾ叫ケル 成親の妻は複数いるが、明確に確認しうる人物としては、①成経や成宗の母である藤原親隆女、成親の生前に既に離別していた。②藤原俊成女、後白河院京極局。応保・長寛（一一六一—一一六五）の頃に成親の妻になり、四人の子供を生んでいる。その内の三人は、内三位（藤原成子）と藤原公佐、平維盛の妻。残る一人は覚親か。③藤原親実の母となった源忠房女。かつては二条天皇の寵愛を受けていたが、崩御後成親の正妻として迎えられたか。以上のように成親の妻を整理した櫻井陽子は、『平家物語』が言う治承元年当時の北の方とは、③源忠房女（親実母）を指すことになるが、この後に『平家物語』が記す北の方の出自「山城守敦方の娘」（〈盛〉は「敏賢ノ女」）は、「未詳というよりも、虚構である。情報がなかったために、適宜名前をあてはめたのだろうか。或いは正しい出自を意図的に隠蔽したのだろうか」（四七六〜四八八頁）とする。次節の「山城守敏賢ノ女也」の注解参照。○是ハ何故ゾヤ、寤シ 底本では、「おぼつかなし」の表記として、「オボツカナシ」「覚東ナシ」の他、「寤シ」の表記も多く

見られる。天文本『字鏡鈔』「寤 ヲホツカナシ」（二一〇）。○眠ノ中ノ歎ナラネバ猶ウツ、也 夢であってほしいと思うものの、この悲歎は、眠りの中のものではないので、やはり現実のことなのだの意。○少将殿ヲモ君達ヲモ、一々ニ食トリ進セントコソ承ツレ 少将殿は成経。保元元年（一一五六）生（『兵範記』同年四月二十日条）。故にこの時、二十二歳。従四位下、丹波守右少将（〈補任〉建久元年の項）。鹿谷の責台に、成経も父と共に参加していたことが記されていた。本全釈の注解「当座ニハ新大納言家父子、近江中将入道殿、法勝寺執行法印、平判官康頼、西光法師ゾ候キ」（二五―五―五三頁）。「君達」は、「北方」の子供の内、男子を言う。〈盛〉で示せば、この後に記される「小キ人々」の他、「少キ者共」（一―四四六頁）、「若君姫君」（一―四五一頁）等の内、男子の「若君」がそれに当たる。若君・姫君の該当人物として、日下力は、語り本系諸本に、北の方には、「十になり給ふ女子」「八歳男子」（〈寛〉上―八七頁。〈屋〉も同様）とあることに着目し（〈闘・延・長〉には、年齢の記載はない）、姫君は、『明月記』の嘉祿二年（一一二六）六月十日条に見る、西園寺公経の異母兄公定と結婚し、実持を生んだ女子が、年齢の近さといい、美人の血筋からして該当する可能性があるとする。また、若君は、〈尊卑〉（二―三三九頁）に、「少僧都 法印」「八坂 月輪坊 能説 能説人」と注記があり、『明月記』天福二年（二―三三四）八月十一、二十三両日条に載り、同書の元久二年（二―二〇五）三月三十日条に載る「大納言律師尊信」がこの若君に該当する可能性を指摘する（二五〇―二五一頁）。しかし、北の方は、櫻井陽子・渡辺達郎が論証するように、源忠房女である可能性が高い。とすれば、若君は、尊信ではなく、親実

の可能性が高いと考えられる。ただしその点につき、櫻井陽子は、「親実は幼いとは言え、既に殿上人である。母の懐に抱かれるようにして北山に逃げる幼い子供という図柄はあてはまらないのではないか」（四八九頁）とする。親実の生年は仁安三年（一一六八）。『明月記』建保三年（一一二五）八月十日条によれば、四十八歳で「脚病所勞」により亡くなっている。故に治承元年当時、親実は十歳である。また、『補任』の元久二年（一一〇五）の項によれば、「嘉応三正三六叙位（皇后宮御給）。承安三正三越後守」とあり、四歳で叙位を果たしている。その父に溺愛された親実ではあるが、物語によれば、姫君と共に若君も、父のもとに手紙を書いて、使者の信俊に託している。「面々ニ父ノ許ヘノ御事ツテトテ、書テ給テケリ」（〈延〉卷二一六五ウ）。十歳となった親実的人物の行為としてふさわしいとは言えるが、親実はこの時、父成親・盛頼（成親の弟）・成経と共に解官されている。このことについては、渡辺達郎が推測するように、「当時十歳の少年親実の処断は、成経を除けば、彼が嫡子待遇であったことによる」（三〇頁）。しかし、『平家物語』諸本はいずれもそのことには触れない。むしろ、この後の物語の展開の中では、若君は捕縛されることもなく、身を潜める僧坊に、母と姉と共に暮らしていたとする。さらに、物語は、この後に、北の方は、〈盛〉は山城守敏賢の女、〈長・屋・覚・中〉では、「敦賢（敦方・あつかた）の女」とするようになり、意識的に架空の人物として描こうとしていくようである。こうしたことからすれば、若君のモデルとしては、北の方の素姓を記さない〈延〉においては、親実が最もふさわしい候補の一人となろうが、〈盛〉を含めて多くの諸本は、その辺りを曖昧にして描こうとしているようである。○去

バ叶ハヌマデモ、暫ク立忍バセ給ヘカシ（〈延・長〉「叶ハザラムマデモ立忍バセ給ヘ」（〈延〉卷二二八ウ）。最後まで身を隠し通すことはできないとしても、しばらく身をお隠しなさいませの意。○力程ノ事ニ成テ隠レ忍タラバ、イカバカリノ事ゾ 先に周りの者が、「去バ叶ハヌマデモ、暫ク立忍バセ給ヘカシ」と言ったように、つまり、最後まで身を隠し通すことはできないとしても、暫く身をお隠し下さいと言うように、北の方自身も、夫が捕縛され、今宵殺されるような事態になって身を隠したからと言って、どれ程のことができましようと言っている。つまり、北の方も身を隠し通すことなどできないと考えていることが分かる。次項参照。○雉ノカクレトカヤノ風情カ「雉の草隠れ」の意。頭隠して尻隠さずの意。『義経記』「焼野の雉子の頭を隠して、尾を出したる様なるべし」（旧大系三三四頁）。たとえ身を隠したとしても容易に見つけ出されてしまうであろうの意。『太平記』卷十「相州子息谷落他国之事 付左近大夫偽落奥州之事」にも、「兎テモ隠レ有マジキ物故ニ、狩場ノ雉ノ草ニ隠タル分野ニテ、敵ニ風辰出サレ給テ、幼稚ノ御戸ニ、一家ノ名ヲ失レンヨリハ」（『玄玖本』二二一三三頁）とある。○大納言殿左様ニ成給フ程ニテハ、此身ヲバカリ安穩也共甲斐アルマジ 大納言殿（成親）がそのように（夫ばかりか子供にも捕縛の手が及ぶような状態を言うか）おなりになるからには、我々ばかり安穩であってもしかたあるまいの意。「程ニテハ」は、「くからには」の意。〈盛〉「己サヘ此島ニテ歎事モ不便也。疾々帰上」ト云レケレバ、有王尋参侍程ニテハ、十年五年ト申トモ、其期ヲ見終進侍ルベシ」（二一五六―一五七頁）。当該部の諸本記事は次のとおり。〈闘〉「北方成」此程事（者残留身共）雖安穩（無

侍人〇可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>何甲斐<sub>一</sub>」（北の方、「此れ程の事に成りては、残り留まる身共安穩なりと雖も、侍む人も無ければ、何の甲斐かは有るべき」（二下—二三オ—三オ）。本文に一頁半程の空白が見られるが、諸本と比較しても特に脱落があるように見えない。北の方が言うには、このような事になっては、後に残る我々の身がたとえ安穩であるからといって、この後、頼みとする者もないのに、一体生き残ったとて何の意味があるのでしようかの意。〈延・長〉「是程ノ事ニナリテ、残留ル身共安穩ニテモ、ナムノ甲斐カハ有<sub>レ</sub>キ」（〈延〉巻一一二八ウ）。これ程のことになって、後に残る我々が安穩であるとしても、一体なんの甲斐がありましようの意か。〈屋・覚〉「今は是程の身になって、残りどままる身とても、安穩にて何にかはせん」（〈覚〉上—八六頁。〈屋〉は（ ）部分を欠く。「今はこのような身になって、私達だけが後に残る身となって、安穩に暮らせたとしても何になりましよう」の意。〇只同草葉ノ露トキエン事コソ本意ナレ 「同草葉ノ露トキエン」を、諸本は次の様に記す。〈延・中〉「一所ニテトモカクモナラム」（〈延〉巻一一二八ウ）、〈長〉「我も一野の露ときえなん」（一—四九頁）、〈屋・覚〉「同じ一夜の露とも消えん」（〈覚〉上—八六頁）。いずれも夫成親と一緒に死にたい意。〇今朝ヲ限ノ別ゾト思ハザリケル悲サヨ」トテ、北方臥倒テ泣給フ 〈延・長・屋・覚・中〉同。諸本はいずれも、成親捕縛の場面で、清盛からの呼び出しがあった際、成親は我身のことと気付くこともなく、例の山門の事よと思ひ出かけたとする。そうかといって、今朝が夫との最後の別れと思わなかったのが悲しいことと、北の方は歎いたとする。なお、〈鬪〉は、「此殿限<sub>二</sub>今朝<sub>一</sub>余波耶自<sub>二</sub>早晚<sub>一</sub>懷氣不<sub>レ</sub>忿<sub>二</sub>出<sub>一</sub>」（此の殿、今

朝を限りとの余波にや、早晚よりも懐し気にて忿ぎ出でも遣らず）（一—二三オ）と独自異文を記すが、家を出る折には、「急召<sub>二</sub>具前駟一人侍三人<sub>一</sub>」（急ぎ前駟一人侍三人を召し具して）（一—三オ）と記して（急いで出かけたとするのは諸本に共通）、傍線部が齟齬すると言えよう。〇「兵既ニ来ナン」ト人申ケレバ 捕縛に来る者達を「兵」とするのが、〈延・長・盛〉、「武士共」〈鬪・覚〉、〈屋〉「追捕ノ武士ドモ」（二三五—二六頁）、〈中〉「六はらより、くわん人ども」（上—九〇頁）。平家率いる兵（武士）を言おう。〇「道」を「さすが」と読む訓例、底本には多出する。『書言字考節用集』「有繫（サスガ）流石（同）道（同）」（第一一冊五九）。〇角テ憂目ヲ見事モ恥ガマシケレバ、一間戸モ立忍バントテ この時身を隠したのは、成親北の方ばかりでなく、院近臣たちの多くも同様の行動をとったらしい。『玉葉』によれば、一日からの騒動の間、「院近臣等、悉以可<sub>レ</sub>擲取ニ云々」という情報が流れ、「院中寂寞」たる有様であった（六月一日条）。この「院中無参入之人」という状況に清盛が激怒したため（「禅門大以怒ニ云々」）、二・三日にはわざわざばかりの人々が伺候するようになったが（「仍昨今人々少々参入ニ云々」）、まるで生きているか死んでいるか分からないような状態で、涙を流す者もいたという（「院中上下形氣、如<sub>レ</sub>存如<sub>レ</sub>亡、失色損容云々。或有<sub>レ</sub>流<sub>レ</sub>涙之輩ニ云々」六月三日条）。そして我身だけ祇候して、妻子や資財を避難させたとする。「院中近習之人々、皆悉令<sub>レ</sub>逃散妻子資財等、只一身許愁祇候」。「一間戸」は、一先ずの意。「一間戸」の表記は、底本には、他に二例見られる。〇尻頭トモナキ小キ人共車ニ取ノセ奉リ 「尻頭トモナキ」の読みは、校異22によれば、〈蓬〉の「しりかしらとも



なき」と読むことになるが存疑。〈鬪「無尻首」(二下―三オ)、  
 〈延〉「尻頭トモナキ」(巻二―二九オ)、〈長〉「あとさきともなき」  
 (1―一四九頁)。〈屋・覚・中〉は該当句なく、〈覚〉「十になり給ふ  
 女子、八歳男子」(上―八七頁)と年齢を記す。〈延全注釈〉(巻二―  
 一三六―一三七頁)が記すように、〈盛〉には、「尻頭トモナキ」の用  
 例が、巻七にもう一例ある。「尻頭トモナキ小君達ノ糸惜ク悲キヲモ  
 振捨テ」(1―四三二頁)。〈蓬・静〉は、共に「尻頭ともなき」と訓じ、  
 〈近〉は「しどもなき」とする。〈日国大〉は、「しどもない」の用例  
 として、〈盛〉の巻七の例を引く。しかし、「しどもなき」は、「尻頭  
 ともなき」の正確な訓とはなっていない、〈延全注釈〉が記すように、  
 〈日国大〉は整版本の付訓を取り込んだ可能性があり、本来の読みと  
 は言えない可能性がある。その点、〈鬪〉が「尻首」を「アトサキ」  
 と読み、〈長〉が「あとさき」とする点注目されよう。ただ、流布本『曾  
 我物語』に、「分別のない」意として、「後先をもしらぬ」(旧大系  
 九四頁)の用例は見られるが、「アトサキトモナシ」の用例は〈鬪・長〉  
 以外、現在見出せていない。意味は、校異22に見る〈近〉の「いとぎ  
 なき」、あるいは巻七の〈近〉の「しどもなき」の意として解するの  
 が良いだろう。なお、北の方と子供達が乗った牛車は、「下簾を垂れ  
 て外からみられぬようにし」(市村宏、三頁)た女車であろう。鎌倉  
 時代に成立したと考えられる『門室有職抄』によれば、牛車は四人乗  
 りであった(京樂真帆子二二二頁)。古谷紋子によれば、女車は路上  
 の儀礼行為を行なう必要がなかった(一七―一八頁)ことからすれば、  
 人目を忍ぶ北の方親子の逃避行の手段としては最適であったと言えよ  
 う。○大宮ヲ上リニ北山雲林院ノ辺マデハオハシニケリ 大宮大路

を北に、北山の雲林院の辺りまで来たとする点は、〈延・長・屋・覚・  
 中〉同。成親邸のある中御門東洞院(盛)は、「中御門高倉」とする)  
 から、京都西北の北山の雲林院に行くには、〈屋・中〉が記すように、  
 先ず中御門大路を西に進み、大宮大路を北に進むことになる。〈屋〉「中  
 御門ヲ西へ大宮ヲ上リニ、北山之辺雲林院ニゾ御坐ケル」(一三六頁)。  
 なお、この後にも、「信俊下向」記事には、「大納言ノ北方、北山ノ栖  
 ヒ只推量ベシ」(1―四四五頁)とも、配所に赴いた信俊が成親に妻  
 子の近況を話す場面では、「去ジ六月一日ヨリ、北御方君達相具シ進  
 セテ、北山ノ雲林院ノ僧坊、菩提攪行ヒ候所ニ忍ツ、幽ナル御住居、  
 若君姫君ノ恋カナシミ奉ル御事、今度罷トベキ由、懇ニ仰ヲ蒙候シ事  
 共細ニ申テ」(1―四五一頁)とあり、一貫している。〈鬪〉は、当該  
 記事を欠くが、この後に、夫成親死去の報を聞いた北の方は、雲林院  
 の僧坊で落飾したとする。省略したのである。田中徳定によれば、  
 雲林院は、院政期には檀越を持たない僧である無縁聖人達が集まり、  
 菩提講や民衆の結縁を行ない、後には勸進聖も寄住するようになった  
 とする(一三四頁)。そうした別所的な性格を持った寺院であったと  
 する。また雲林院は十世紀から十一世紀に掛けて賑わいを見せたが、  
 十二世紀になると葬送や殯の儀礼に関する記録が目立ち、十三世紀に  
 なる雲林院そのものについての記録がほとんどなくなるといふ(片  
 平博文六七頁)。北の方が雲林院に身を潜めようとしたのは、そうし  
 た事情も背景として考えられようか。○其辺ナル僧坊ニ下居奉テ  
 「下居奉テ」を、〈近〉「おろしたてまつて」、〈蓬〉「下居奉りて」と読  
 むが、〈延・長〉が「オロシスヘ奉リテ」(〈延〉巻二―二九オ)と読  
 むように、〈盛〉も、「おろしすゑたてまつりて」と読むのが良いだろ

う。○送ノ者共モ身々ノ難捨ヲソロシサニ、皆散々ニ帰リ又〈延・長・屋・覚・中〉同、〈鬪〉欠く。妻子を雲林院まで送ってきた者達も、巻き添えになることを恐れて、皆ばらばらになって帰って行った。なお、この後身柄を拘束されることになる成経の場合は、舅教盛の庇護があるとは言え、北の方や乳母六条の愁嘆場は描かれるものの、一家離散という状況は描かれない。○今ハ無云甲斐小キ人々バカリ留居テ、又事問フ人モ無クテ御坐ケン北方ノ御心中、推測ベシ〈延・長・屋・覚・中〉同（中）簡略）、〈鬪〉欠く。子供達には乳母が当然いるはずだが、この後も描かれないことからすれば、乳母は同道しなかつたとするのか。なお、〈延・長〉には、この後の北の方の出家記事に続けて、「サレドモ大納言ノ妹、内大臣ノ北方ヨリ、折ニ触レテサマハノ贈リアリケリ」（巻二一〇五ウ）と、北山に身を寄せる北の方のもとに、重盛の北の方（成親の妹）より時折遣い物があつたとする。「事問フ人」とは、そうした類いの人のことを言うのであろう。

○日影ノ暮行ヲ見給ニ付テモ、大納言ノ露ノ命、今日ヲ限ト聞ツレバ、ハヤ空キ事ニモヤト思ヤリ給テハ、絶入々々シ給フモイト悲シ〈延・長・屋・覚・中〉同、〈鬪〉欠く。先に、急を告げに帰って来た従者が、「今夕可奉失トテ、晩ヲ待トコソ承ツレ」と告げたのを北の方は聞いていたため、夕暮れが近づくにつれ、もう殺されてしまわれたかと思うにつけても、気が遠くなる状態を言う。○取敢又事也ケレバ、女房、侍共モカチハダシニテ恥ヲモシラズ迷出ケレバ、見苦キ物共ヲ不及取認、門ヲダニ押立ル人モナシ〈鬪・延・長〉同、〈屋・覚・中〉近似本文。急なことであつたので、女房や侍達も、徒歩やはだしのままで恥をも顧みず迷い出たため、取り散らされた物などを片づけ

ることもせず、開かれた門を閉めようとする人さえいなかったの意。六波羅から来るであろう追っ手による騒動に巻き込まれないために、一刻も早く逃げだそうと、女房や侍共が逃げ出した様を記す。この後、「信俊下向」にも、「女房侍共ノ其数多カリシモ、サスガ身々ノステ難ケレバ、世ニ恐レ人目ヲツ、ム程ニ、最後ヲ訪ヒ奉ル者モナカリケリ」（盛）1—四四五頁）として、そのような中、信俊が北の方のもとを訪れたとする。その後も、誰も訪れる者さえいなかったと言うのである。○只我先ニトアハテ出ケルモ理也〈盛〉の独自異文。主家を一顧だにすることなく、従者が先を争うように逃げ出していく様子を描いて、嘆かわしいと嘆くのではなく、それも道理だとする。事態のありさまを文末に状態性術語で述べるのは、〈盛〉によく見られる定型の一つである（松尾葦江一一七頁）。○草飼舎人モナシ〈近〉は、「草かひとねりもなし」と読むが、ここは、馬に飼葉を与える舎人としていないの意。○夜明レバ馬・車門ニ立并ビ、賓客座ニ列居テ、遊戯レ舞踊、世ハ世トモ思ハレズ〈鬪・延・長・屋・覚・中〉同。昨日までの、栄華を誇った成親邸の様子が記される。夜が明けると客の乗ってきた馬や牛車が門に立ち並び、邸内では客が座に連なり、遊び戯れ舞い踊り、世を全く憚ることも無いという様子が記される。〈盛〉には、この後、「信俊下向」に、その往時の様が、「或ハ仙院仙洞ノ御幸モ有、或ハ脚上雲客ノ遊宴モ有シカバ、絃歌ノ妙ナル声絶ル事ナク、海陸ノ珍味尽ザリキ。車ヲ馳ル賓客ハ、門前事騒シク踵ヲ継。男女ハ庭上狼藉也。角コソ栄給タリシニ、今成給ヘル有様ノ悲サニ、目モクレ心モ消テ、前ニ臥倒テ喚呼外ハ何事モ申サレズ」（1—四五〇—四五二頁）と、より具体的に記されている。○近キ渡ノ人々、物ヲ

ダニモ高モイハズ〈鬪・延・長・屋・覚・中〉同。旧大系『平家物語』が指摘するように、『本朝文粹』巻十二慶滋保胤の『池亭記』に基づくと一節による。「勢家に近づき微身を容るる者は、屋破れたりと雖も茸くことを得ず、垣壊れたりと雖も築くことを得ず。築有れど大きに口を開きて咲ふこと能はず、哀有れど高く声を揚げて哭くこと能はず。進退懼有り、心神安からず」（旧大系四一九頁）。勢家の近くに住む貧者が、勢家を慮って、大声を上げて笑うことも泣くこともしない様を言う。○門前ヲ過ル者モヲチ恐テコソ昨日マデモ有ツルニ〈鬪・延・長・中〉同、〈屋・覚〉は「門前ヲ過ル者モ」を欠く。門前では一定の作法があった。しかるべき身分の邸宅や寺社の門前を牛車で渡ったり、弓箭を帯びて馬に乗って渡ったりなどすることは不法行為となり、騒動に発展することもあった（西山良平二九二―二九六頁）。しかし、主の居なくなった成親邸の門前を今は誰も憚ることなく通っていくことになる。○夜ノマニ替ル有様、天上之五衰ハ人間ニモ有ケリト哀也〈鬪〉「夜間替形勢成。猿言癡也」（夜の間に替はる形勢あひま、浅猿あさまと言

## 【引用参考文献】

- \* 生嶋輝美「鎌倉武士の死刑と斬首―『吾妻鏡』・軍記物にみるその観念と作法―（上）」（文化史学五四号、一九九八・11）
- \* 市村宏「女車考」（王朝文学〔東洋大学国文学研究室王朝文学研究会〕三三号、一九五九・11）
- \* 片平博文「平安京北郊にあった雲林院の発展と衰退」（立命館地理学二四号、二〇二二）
- \* 京樂真帆子『牛車で行こう！ 平安貴族と乗り物文化』（吉川弘文館二〇一七・7）
- \* 日下力「権女の時代と軍記物語の形成―成親の女・成子」（軍記と語り物三二号、一九九五・3。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4再録。引用は後者による）
- \* 櫻井陽子「藤原成親の妻子たち」（駒澤国文四七号、二〇一〇・2。『平家物語』本文考）汲古書院二〇一三・2再録。引用は後者による）
- \* 田中徳定「雲林院の菩提講と無縁聖人―今昔物語集巻十五の古典未詳話をめぐって―」（駒澤国文二〇号、一九八三・2）

ふも癡そろかなり）（二下―二三オ）。〈延・長〉「夜ノ間ニ替行有様、盛者必衰ノ理、眼ノ前ニコソ顕レケレ」（〈延〉巻二―二九ウ）、〈屋・覚・中〉「夜の間にはるありさま、盛者シヤウヤヒツクイコトハリ必衰の理は、目の前にこそ顕アトけれ。『楽クノシメ尽きて悲カナシキク来る』とか、れたる江相公ガウシヤウコウの筆の跡アト、今こそ思知られけれ」（〈覚〉上―八七頁）。成親邸の零落の様を、「天上の五衰」に譬えるのは、〈盛〉のみだが、この表現は、〈四・延・長・盛・南・屋・覚・中〉の「建礼門院吉田入」に見られるものを取り込んだ可能性があるろう。〈四全釈〉巻十一の注解「『天上の五衰の悲しみは、人間にも有りけるものを』とぞ見えし」（四四八―四四九頁）参照。〈盛〉「憂カリシ波ノ上船ノ中、今ハ恋ゾ思召出ケル。同底ノミクヅト成ベキ身ノ貴ノ罪ノ報ニヤ、被取上残留テゾ思召モ哀也。天上ノ五衰ノ悲ハ、人間ニモ有ケリトゾ見エサセ給ケル」（6―三九―三〇頁）。なお、成親死去後の北の方出家の場面でも、その零落を諸本「天上の五衰」に譬える（時移り事定テ、楽尽キ悲来ル、只天人ノ五衰トゾミヘシ）（〈延〉巻二―一〇五ウ）。

\* 西山良平「平安京の〈門前〉と飛礫」（朱四・四三三、一九九九・二〇〇〇。『都市平安京』京都大学学術出版会二〇〇四・6再録。引用は後者による）

\* 古谷紋子「車札からみた殿下乗合事件」（古代文化六七卷一号、二〇一五・6）

\* 松尾葦江「源平盛衰記素描—その意図と方法—」（国語と国文学、一九七七・5。『平家物語論究』明治書院一九八五・3再録。引用は後者による）

\* 渡辺達郎「新大納言藤原成親北の方の謎—『平家物語』成親北の方物語の位相—」（解釈六八〇集、二〇一四・10）

此北方ト申ハ、山城守敏賢ノ女也。建春門院ノ御乳母<sup>1</sup>師人トテ、御身近人、取立テ進ラレタリケルヲ、法皇浅カラズ思召テ、十四歳ヨリ十六マデ御糸惜<sup>いひほし</sup>ミフカ、リシヲ、二条院御位ノ時御覧ジテ、忍々<sup>しのび</sup>ニ御書ヲ被<sup>レ</sup>遣。常ニハ唯是ヘ参ト云仰繁カリケレバ、<sup>4</sup>師人モ女院ノ思召所モ憚<sup>はばかりおぼや</sup>覚レバ、旁々内ヘ参ラレンハ然ベシナドユルサレケレバ、法皇ノ御所ヲバマギレ出テ、十六<sup>3</sup>歳内裏ヘ参給テ、互ノ御志深カリシガ、中二年有テ十九ノ歳、二条ノ先帝崩御ノ後ハ、雲井ノ月ノ昔語ヲ忘カネ、<sup>8</sup>大井<sup>の</sup>御門高倉ノ、<sup>9</sup>両織戸ノ内ニ<sup>10</sup>搔籠テ渡ラセ給シヲ、大納言ノ宿所中御門ノ<sup>11</sup>移徒ノ夜、<sup>12</sup>師人ニ語寄、押テ取ラレ給シヨリ、鸞鳳ノ鏡ニ影ヲ并、<sup>13</sup>鴛鴦ノ衾ニ枕ヲ寄テコソ<sup>14</sup>御座マシケルニ、大納言<sup>14</sup>被<sup>レ</sup>食捕給シヨリ、寒ミ尽テ悲ミ来リ、北山<sup>15</sup>雲林院ノ菩提講ヲコナフ処ニ忍テオハシケリ。

【校異】 1〈近〉「もろひととて」〈蓬〉「帥<sup>ソウ</sup>のすけとて」 2〈近〉「御書を」〈蓬〉「御ふみを」 3〈近・蓬〉「つかはされ」 4〈近〉「もろひととて」〈蓬〉「帥<sup>ソウ</sup>佐も」 5〈蓬〉「年」 6〈蓬〉「二条院先帝」 7〈近〉「むかしかたりを」〈蓬〉「ヲ」なし。「昔かたり」 8〈蓬〉「大炊御門」 9〈近〉「まおりどの」〈蓬〉「両織戸<sup>モロオリド</sup>の」 10〈近〉「ひきこもつて」〈蓬〉「かきこもりて」 11〈底〉「移徒ノ」を改める。〈近〉「わたましの」〈蓬〉「移徒<sup>ワカシ</sup>の」 12〈近〉「もろひとに」〈蓬〉「帥<sup>ソウ</sup>佐に」 13〈蓬〉「御座ける」 14〈蓬〉「めし取られ給しより」 15〈近〉「うんりんゐんの」〈蓬〉「雲林院<sup>ウツクニ</sup>の」

【注解】 ○此北方ト申ハ、山城守敏賢ノ女也 成親の北の方の来歴について記すのは、〈盛〉の他、〈長〉と〈屋・覚・中〉。〈屋・覚・中〉は、成親死去記事、北の方出家記事に引く。北の方の父を「山城守」とする点は変わらないが、名前は、〈盛〉の「敏賢」に対して、〈長・中〉「あつたかた」（〈長〉1—15〇頁）、〈屋〉「敦賢」（二〇五頁）、〈覚〉「敦方」（上—15頁）とする。前節の注解で検討したように、さらにこの後にも考察するように、成親の北の方としては、源忠房女がふさわしいと考えられる。一方、山城守敏賢・敦賢（方）とする人物は

確認出来ず、恐らくは作者により虚構された人物と考えられよう（渡辺達郎三〇頁）。 ○建春門院ノ御乳母師人トテ、御身近人、取立テ進ラレタリケルヲ 乳母師人が登場するのは他に〈長〉のみ。〈盛〉は、後白河院の女御建春門院の御乳母師人といって、建春門院の御身近くにお仕えする人が、自らお世話して差し出されたのを意か。〈長〉「けんしゆん門院の御乳母諸人として、御身近き人に召つかははれるものなりけるが、『我身あやしの下らうなるを、御身近く召つかはるゝ事をそれあり』とて、養子にしまいらせけるを」（1—15〇頁）。建春

門院の御乳母諸人といって、建春門院の御身近く仕える人に召し使われる者であったのだが、「私のように下賤の身であるのに、建春門院の御身近くにお仕えることは畏れ多いことです」といって、諸人の養子にして建春門院に差し出されたのを意。「師人（諸人）」は該当人物未詳。〈蓬〉「帥のすけ（帥佐）」とするが、〈長〉が「諸人」とするのように、「師人（諸人）」とあるのが本来の形で、「もろひと」と読むのであろう。恐らくは前項に見た敏賢・敦賢（方）と同様に、虚構された人物であろう。○法皇浅カラズ思召テ、十四歳ヨリ十六マデ御糸惜ミフカ、リシヲ〈長〉同、〈覺〉「勝たる美人にて、後白河法皇の御最愛ならびなき御思ひ人にておはしけるを、成親卿、ありがたき寵愛の人にて、給はられたりけるとぞ聞えし」（上一一五頁）。成親の北の方になった女性が、かつて後白河法皇の寵愛を受けていたかについては不明。〈覺〉の、後白河院の寵臣である成親が、院の寵姫を賜ったとする記事は、白河法皇の寵妃で、後に平忠盛に下賜された祇園女御の例等が想起される。なお、成親の北の方が、後白河法皇の寵愛を受けたことを記すのは〈長・盛・覺〉のみで、〈闘・延・屋・中〉には該当する記述がない。○二条院御位ノ時御覽ジテ、忍々ニ御書ヲ被遣 成親の北の方が、二条天皇の寵愛を受けたことを記すのは〈長・盛〉のみで、〈闘・延・屋・覺・中〉に該当する記述はない。二条天皇の在位は、保元三年（一一五八）から永万元年（一一六五）まで。まさにこの間は、「二代后」の冒頭で、「就中」永曆

應保ノ比ヨリ、内ノ近習ヲバ院ヨリ御誠アリ、院ノ近習ヲバ内ヨリ御誠アリ。カ、リシカバ、高毛賤モ恐レ怖キテ、安キ心ナシ。深淵ニ臨テ薄水ヲ踏ガ如シ」（〈延〉卷一—四〇ウ—四一オ）と記されるように、

永曆元年（一一六〇）から応保元年（一一六一）にかけて、院内の確執が始まった頃で、丁度その頃に、二条天皇の求愛が始まったことになる。後白河院の寵妃であった女性に対して、二条天皇が心を動かしたとの設定には、そうした背景も考えられるが、さらにほぼ同時期のこととして、これまた二条天皇が、「美人ノ聞エ」を持つ近衛天皇の後多子を、先帝崩御後に無理矢理に迎え取ってしまうと言う「二代后」事件もまた、進行中であった。〈盛〉「故近衛院ノ后ニ、太皇太后宮ト申ハ、徳大寺ノ左大臣公能ノ御娘也。中宮ヨリ太皇太后ニ上ラセ給タリケルガ、先帝ニ後レサセ給テ後ハ、九重ノ中ヲバ住憂思召テ、近衛川原ノ御所ニゾ移住セ給ケル。先朝ノ后ノ宮ニテ、フルメカシク幽ナル御有様也ケルガ、永曆応保ノ比ハ、御年廿七八ノ程ニモヤ成セ給ケシ。天下第一ノ美人ニテ御座由聞サセ給ケレバ、主上御色ニソムル御心有テ、密高力士ニ詔シテ、外宮ニ引求サセ給テ忍ツ、彼太皇太后宮へ御書有ケレ共、后ウツ、ナラズ思召レケレバ、更ニ聞召入サセ給ズ」（一—八三—八四頁）。「二代后」事件は、父子の確執を最も象徴的に示す事件として取り上げられていたのであり、さらに世の批判をも顧みず、「御色ニソムル御心」で先帝の后を強引に入内させてしまう二条天皇が記されていた。そうした「二代后」事件と、二条天皇が、一方で、後白河院の寵妃に艶書を送ったとの記事は、必ずしもうまく噛み合っていないようである。なお、二条天皇がこの女性に対したくさんの消息を書いたことについては、この後の注解「法皇ノ御所ヲバマギレ出テ、十六ノ歳内裏へ参給テ、互ノ御志深カリシガ」に引く『今鏡』の波線部に確認出来る。○常ニハ唯是へ参ト云仰繁カリケレバ常に、ただ我がもとに参れとの仰せが何度も続いたのでの意。〈長〉

「しばしはとかく通申けれども、『只法皇をばすてまいらせて、参るべき』よし、仰しきりなりければ」（1—15〇頁）。〈長〉の場合、より強引に振る舞う二条天皇像が描かれる。○師人王女院ノ思召所モ憚覚レバ 師人も、女院のお考えになることも恐れ多く思われたのでの意。〈長〉「内々諸人にいひ合られけるに、女院のおぼしめす所もをそれおぼゆれども、ちからおよばずしてこそ過しつれ」（1—15〇—151頁）。困った女房はこっそりと諸人に相談なさったところ、諸人は女院のお考えになることも恐れ多いけれど、どうすることも出来ないで日を過ごしたの意。○旁々内へ参ラレンハ然ベシナドユルサレケレバ いずれにしても二条天皇のもとに行かれるのが良いでしょうと、女院はお許しになったのでの意。〈長〉『さほどに仰のあらんうへは、内へまいらせ給たらば、かたがたしかるべし』と評しければ」（1—151—152頁）。「それ程に仰せのある上は、二条天皇のもとにお行きになったならば、いずれにせよ良いでしょう」と女院がお考えになったところの意。○法皇ノ御所ヲバマギレ出テ、十六ノ歳内裏へ参給テ、互ノ御志深カリシガ 〈長〉「法皇の御所を逃出て、内裏へまいり給にけり。兼て思あらし給けるにもたちまさりて、御ころざしたぐひなくふかゝりけり」（1—151—152頁）。女房は法皇の御所を逃げ出て、内裏へいらっしやった。前々から想像なさっていたよりも一層勝って、二条帝の寵愛は甚だしく深いものであったの意。成親の子親実の母、源忠房の女が、「二条院女房」であることは、〈尊卑〉の親実の項（1—136—138頁）に確認出来るし、成親との結婚の経緯については、『今鏡』村上源氏・第七「藻塩の煙」が参考となる（櫻井陽子四八二—四八三頁）。

(七)

・二条の帝の御時、近くさぶらひ給ひて、督の君とか聞え給ひしは、ことの外にときめき給ふと聞え給ひしかば、尚侍になり給へりしにやありけむ、ただまた督の殿など申すにや、よくもえうけたまはり定めざりき。それこそは、六条殿の御子の、季房の丹波守の子に、大夫とか申して、伊勢に籠り居給へる御むすめと聞え給ひしか。

かの御時、女御后かたがたうち続き多く聞え給ひしに、御心のはなにて、一時のみ、盛りすくなく聞えしに、これぞときはに聞え給ひて、家をさへつくりて賜り、世にももてあつかふほどに聞え給ひて、帝の御悩みにさへ科おひ給ひしぞかし。御乳母の大納言の三位なども、

「いたくな参り給ひそ」など侍りけるにや、ある折は常にもさぶらひ給はずなどありけるとかや。かつは御おぼえの事など、祈りすぐし給へる方も聞えけるにや、かつは聞きにくくも聞えけるとぞ。

重らせ給ひけるほどに、

「年若き人なれば、おはしまさざらむには、いかにあらむずらむ。御消息ども返し参らせよ」とありければ、泣く泣くとりつかねて参らせければ、信保などいふ人うけたまはりて、かき集めさせ給へる、藻塩の煙となりけむも、いかに悲しく思しけむ。

御髪の丈にあまり給へりけるも、

「削ぎおろさばや」とぞ聞えけれど、心つよき事かたくて、月日経けるほどに、御心ならずもやありけむ、昔にはあらぬことども出でてきて、若き上達部の、時にあひたるところにこそ迎へられ給ひてと聞え侍るめれ。召し返させ給ひけむ、やんごとなき水釜のあとと、今やおぼしあはすらむ、いとかしこくこそ。（全訳注『今鏡』下—

二〇四—二〇五頁)

「伊勢に籠り居給へる」人が、源忠房のことで、その娘「督の殿」の話が綴られている。二条帝はお心変わりが早くて、どなたも寵愛を受けるのは一時のみであったのだが、督殿へのご寵愛は変わりなくて、帝のご病氣にまでも責任があると言われなされた。二条天皇の病は、永万元年（一一六五）二月の頃からかと思われるが（本全釈六の注解「永万元年ノ春ノ比ヨリ、主上御不<sub>レ</sub>予ノ御事有<sub>ト</sub>聞エシカバ<sub>ニ</sub>」参照。一五二頁）、督殿が二条天皇の寵愛を受けた時期は、それ以前からのことになる（海野泰男二八三頁、竹鼻績二〇九頁）。故に、〈長・盛〉がこの後に記すように、二条帝崩御の三年前に入内したとする応保二年（一一六二）という設定は、二条帝の寵愛は長く続いたとするわけだから問題は無いと言えよう。二条帝崩御後、督殿は出家しようとしたが、結局それもできずに、「若き上達部の、時にあひたるころ」、つまり後白河院の寵臣成親のもとに嫁ぐことになったとする。〈長〉は、この後、次の様な独自本文を記す。

・日比月比給らせ給ひける御書ども、あさまにならんうしろめたさに、「返し奉るべき」仰ありければ、「くちせぬ千代の御形見ともしのばれ、浜千どり跡ばかりだにも」と、ためらひ申されけれども、御心地おもらせ給ひたるにうちそへて、是まで御心ぐるしく仰のありければ、唐ねこほりはめたる御手ばこ二<sub>二</sub>合に納て、なくくまいらせたりければ、新大納言経之卿承て、御前にてけぶりもよそにたきあげられにけり。いかばかりかは女房も、をしくなしかりけん。御前に候人々も、袖をしぼらぬはなかりけり。（一—一五二頁）

『今鏡』と全く同文ではなく、消息を焼いた人物も、『今鏡』の「信

保」に対して、〈長〉は「新大納言経之」（長寛二年から三年にかけての大納言に該当人物はいない。これまでの多くの人物と同様に、適当に名を当て嵌めて作られた人物であろう）とするなど異なるが、想を『今鏡』に借りていることは確かであろう。とすれば、『平家物語』が記す成親室は、『今鏡』の記す源忠房の女督殿と全く同一人物として描かれているわけではないものの、源忠房の女性的な人物をかたどって描かれていることは確かであろう。○中二年有<sub>テ</sub>十九ノ歳、二条ノ先帝崩御ノ後ハ、雲井ノ月ノ昔語ヲ忘カネ 〈長〉は、「雲井ノ月ノ昔語ヲ忘カネ」を欠くが、同文をこの後の独自本文の後に引く。「雲井ノ月ノ昔語」の背景として、「二代后」話に見る「思キヤ憂身ナガラニ廻キテオナジ雲井ノ月ヲミントハ」を見るべきだろう。この歌は、『平家物語』では、幼帝であった近衛帝がいたずら書きした障子絵の月を見て、多子が昔を懐かしんで詠んだ歌であったが、『今鏡』や『玉葉集』では、二条帝のもとに入内した多子が、内裏で昔と変わらない月を見て詠んだ歌（本全釈六一四九頁）であった。ここでは、『今鏡』『玉葉集』に見る逸話を背景として、宮中で過ごした月日Ⅱ「内裏で二条院に愛された昔のこと」（校注盛）1—1八五頁）の意と解して良からう。なお、二条院の崩御は、永万元年（一一六五）六月二十五日。その時、敏賢の女は、十九歳であったとする。とすれば、生年は、久安三年（一一四七）のこととなる。保延四年（一一三八）生まれの成親とは、九歳違いということになる。○大井御門高倉ノ両織戸ノ内ニ搔籠テ渡ラセ給シヤ 〈長〉「崩御なりにしのは、もろ人が宿所に大炊御門たか倉なる、もろおり戸のうちにとごこもりて、君の御菩提をのみとぶらひ奉給て年月ましくけるを」（1—1五二頁）。〈長〉

は、「大炊御門高倉」を、師人の宿所とするが、〈盛〉はその点を曖昧にする。前々項に引いた『今鏡』には、二条天皇は、女房のために、「家をさへつくりて賜り」とあった。そうした家とも考えられる。大炊御門北東洞院東には、堀河・鳥羽天皇の里内裏で、近衛天皇皇后多子も御所とした大炊殿があるが、焼亡。『兵範記』仁平二年（一一五二）一月九日条。大炊御門北高倉東には藤原遠規家、右大臣藤原公能ががあった。冷泉北東洞院東には太政大臣藤原師長亭が、冷泉北方里小路西には白河上皇御所、右兵衛督藤原隆房家があった（戸田秀典一三九八〜一三九九頁）。「両折戸」は「二枚開きの折戸。左右に開く折戸」（日国大）。大炊御門高倉にある諸折戸の家の中に身を潜めていらっしやったのを意。○大納言ノ宿所中御門ノ移徙ノ夜、師人ニ語寄、押テ取ラレ給シヨリ「中御門」は、前節冒頭に「中御門高倉」とあった成親邸を指す（正しくは、「中御門東洞院」ないしは「中御門鳥丸」）。大納言成親の宿所中御門への転居の夜に、成親は師人に頼み込んで、無理矢理に女房をお迎えになってよりの意。〈長〉は、「此大納言なり親卿、中御門鳥丸の花亭を磨て、『移徙夜は、法皇の御幸成奉べき』よし申されけり」（一―一五―一五二頁）として、その後、長文の独自異文を記す。引用文は、この大納言成親卿は、中御門鳥丸の東屋をきれいに磨き造って、「転居の夜には、後白河法皇にお出でいただきたい」旨を成親が申されたの意。これに続く〈長〉の独自異文は、要約すれば、次のとおり。新邸への法皇の御幸の折には、接待役として大納言の局や三条の局が我こそ思っていたのだが、成親は後白河法皇のもとに行かれて、接待役としてふさわしい者がいない旨を話すと、法皇は、二条院が寵愛していた女房で、二条院亡き後

は諸人のもとに身を潜めているとか聞く、その女房が良いのではないか。諸人にうまく言って頼んだら良いと、「えみをふくませたまひて」（一―一五―三頁）言うのと、成親は、すぐさま諸人を探ねる。お仕えしていた故女院（建春門院）様が亡くなられた後は悲しみに打ち拉がれるばかりで、無沙汰をするばかりであったと言う諸人に、成親は、酒を勧め、贈り物をした後に、この度の法皇様のお出ましに、その折の接待役にふさわしい女房をお身内にお持ちとか。是非お世話いただきたい旨をおどしなだめつ口説いた所、諸人は、その女房は、二条院亡き後は悲しみに打ち拉がれていらっしやるからと色よい返事をしなかつたが、成親は今しかないと考え、強引に女房共を車に乗せて連れ帰ったとする。後白河院の成親邸への御幸をこの後に記すことなく、成親は女房を奪い取るように連れ帰ったことから、後白河院の御幸は女房を呼び寄せるための口実で、後白河院の内諾を得てのことであったと言うように読めようか。○鸞鳳ノ鏡ニ影ヲ并、鴛鴦ノ衾ニ枕ヲ寄テコソ御座マシケルニ類句は、盛遠が恋した女の母三条の尼君が、亡夫の仏事供養の際に聞いた唱導として引かれる表白に、〈延〉「亡父ガ為ニ如形ニ仏事ヲ営シニ、上導ノ御詞ニ春ノ花辞ヲ拭ヒ有為無常之涙ヲ、秋葉飛ル林ニ催ス生者必滅之観ヲ。三界ハ如幻ヲ。誰ヲ為常住之思。六道ハ似夢ニ。盍ヲ尋覺悟之月ヲ。鸞鳳鏡ノ上ニ双ノ影ケモ、芭蕉形不破之程ト、鴛鴦ノ衾ノ内ニ遊ヒ戯ルモ、草露ノ命不消ニ之間ト候シヲ聴聞シテ、身ニシミ理ニ覺候シ間、ヤガテ発心修行ヲモシテ、亡父ガ後生ヲ助ケ、又我臨終ヲモ祈ラバヤトコソ思シカ」〔卷五―一八オ―一八ウ〕とある。この用例に見るように、この一節は唱導の表白として耳慣れたものであった。〈延〉には、もう一箇所見られる。夫維盛の消息を



使者から聞いた北の方が嘆く場面である。「鸞鳳ノ鏡ニ影ヲ並テ、多年階老之語無ク止」ト、鴛鴦ノ衾ニ枕ヲ合テ、数月同穴之契是深シ」(卷十一・五九ウ)。いずれの譬喩も、夫婦仲の睦まじい様子を言う。唱導資料等からは以下のような用例が見出せる。『澄暉作文集』「夫妻報恩」  
 「夫尋夫妻、契ヲ者 鸞鳳ノ鏡ニ並テ影ヲ 多年偕老語無ク止」ト 鴛鴦ノ衾ニ寄テ枕ヲ 數歲同穴ノ契ノ不變ニ 依之連理ノ枝、若シ離レトハ有モヤセシ」(大曾根章介四一九頁)。「三國伝記」卷七・四「俱羅羅太子ノ事」  
 「爰ニ双枕ヲ婦人モ、鸞鳳ノ鏡ニ烈シ影ヲ芭蕉ノ形不破程、鴛鴦ノ帳ニ同シテ心ヲ朝露ノ命不消間ナレバ、別レ事ヲ悲シ同シ身ヲヤツシ、太子ノ御手ヲ引ツツ山野村里ニ流浪シテ」(下―三三三頁。中世の文学、三弥井書店)。「正法輪藏」  
 「君ニ奉結ヒ夫妻ノ之ニ契ヲ、鴛鴦ノ衾ノ下ニ成」(シ)比目之語ヲ、鸞鳳ノ鏡ニ奉並テ形ノ御事(モ)、宿生ノ機縁之ツキサル間之情也」(阿部泰郎七八頁)。「内外因縁集」  
 「鸞鳳ノ鏡ニ浮影ヲ。芭蕉之形ノ不破程。鴛鴦之帳ノ宿身。朝露之命不消間也」(古典文庫五二二頁)。「肝心集」  
 「鸞鳳ノ鏡ノ上ニ双モ影ヲ、芭蕉形不破之程。鴛鴦衾内ニ遊戯、朝露ノ命不消之間」。(五五六頁。真福寺善本叢刊第四卷『中世唱導資料集』臨川書店二〇〇〇・二)。「鸞鳳ノ鏡ニ影ヲ并」については、南朝末の范泰の『鸞鳥』詩序に、「麗賓王結置峻祁之山、獲ニ鸞鳥。王甚愛之。欲其鳴而不能致、乃飾以金樊、饗以珍羞。對之逾戚、三年不鳴。夫人曰、聞鳥見其類而後鳴、可懸鏡以映之。王從言。鸞觀影感、慨焉。悲鳴、哀響、中宵、一奮而絶」(『太平御覽』卷九百一十六「鸞」に拠る)とある。「鏡鸞」は中国では後、生別・死別した夫婦の孤独で悲しい様を喩えるものとなっている。この范泰『鸞鳥』詩序の文は、『太平御覽』の他に、『北

堂書鈔』卷一百三十六「鏡」、『芸文類聚』卷九十「鸞」、『古今事文類聚』後集卷四十二その他が引き、南朝宋劉敬叔撰(ただし、今本は原形のままではないとされる)の『異苑』卷三にもこの話が載っている。

なお、『芸文類聚』『古今事文類聚』は「鸞觀影悲鳴」とし、「影」の字を使っていない。『北堂書鈔』は「鸞鳥觀影而鳴」、『異苑』は「鸞見觀影悲鳴」とし、これらは「影」の字を使っている。次に「鴛鴦ノ衾ニ枕ヲ寄テ」については、典故となるものは不明だが、五代蜀・韋穀撰の『才調集』卷七に所収の「惆悵詞」十二首其一(「王之渙」作として載るが、正しくは王渙(八五九―九〇一)の作である。宋・計有功『唐詩紀事』卷六十六・『全唐詩』卷六百九十は王渙作として載せる)に、「八桑薄絮 鴛衾綺。半夜佳期 並枕眠。鐘動 紅娘喚 婦去。對シテ人勻レ涙拾フ金鈿」(「鴛鴦」とある。唐・元稹の小説「鴛鴦伝」に、張生が崔氏の娘・鴛鴦に一目ぼれし、鴛鴦の侍女の紅娘の手引きにより鴛鴦と逢引きし深い仲となる、という話があり、「惆悵詞」其一是、その逢引きの際の鴛鴦を詠んだものである。ただし、「鴛鴦伝」自体には枕が「鴛鴦」の枕であったとは書かれておらず、また、枕を並べて共寝したことが明確にうかがわれるものの、枕を寄せて寝た、に近い表現があるわけでもない。二人が枕を並べ鴛鴦の衾で寝たと明確に書いているのは、「鴛鴦伝」ではなく、あくまでも王渙の「惆悵詞」である。これが日本の「鴛鴦ノ衾ニ枕ヲ寄テ」などの表現の元となった可能性が高いように思われるが、すでに失われている書籍もあり、確かなことは分からない。なお、(長)に近似文はなく、「そのうち、しばしは引かづきてふし給ひたりけれども、さすがに男女のならひなれば、近付たまひてよりのち、こゝろざし、たがひに浅

からず、御子もあまたいできにければ、日出御中らいとこそ、人々うらやみけるに、今は、かゝる物思になられけるも、しかるべき先世のむくひと覺て、よその袂もしほれけり」（1—1—五三頁）とする。二条天皇による寵愛を描かない〈寛〉は、前掲「法皇浅カラズ思召テ、十四歳ヨリ十六マデ御糸惜ミフカ、リシヲ」項で示したように、「勝たる美人にて、後白河法皇の御最愛ならびなき御思ひ人にておはしけるを」に続いて、「成親卿、ありがたき寵愛の人にて、給はられたりけるとぞ聞えし」（上—1—二五頁）とする。また、後白河法皇も二条天皇も登場させない〈屋〉は、「此北方ト申ハ、山城守敦賢ノ女也」とした後、「兒姿心様マデ優成人ナリシカバ、互ニ志シ不リ浅カラシ中ナリケリ」（二〇五頁）と、成親との仲に続ける。〈中〉は「此北のかたと申は、山しろのかみあつかたのむすめ也」（上—1—一九頁）とするだけで、このような叙述は一切ない。○大納言被食捕給シヨリ、楽ミ尽テ悲ミ来リ、北山雲林院ノ菩提講ヲコナフ処ニ忍テオハシケリ

る物思になられけるも、しかるべき先世のむくひと覺て、よその袂もしほれけり」（1—1—五三頁）として、続いて成親がかつて思いを寄せていた遊君が、大納言家の零落した様子を見て、扉に和歌を認めたとする記事が続ける。なお、「楽ミ尽テ悲ミ来リ」は、〈校注盛〉が指摘するように、出典は『本朝文粹』十四「四十九日追善願文 朝綱」による。『和漢朗詠集』七九三に「生者必滅 釈尊未免梅檀之煙 楽尽哀来 天人猶逢五衰之日」（旧大系二三五頁）とある。〈延〉卷二「成親卿ノ北方君達等出家事」に、「若君闕伽ノ水ヲ結び給ケル日ハ、姫君ハ櫛ヲツミ、姫君水ヲ取給日ハ若君花ヲタリナムドシテ、父ノ後世ヲ訪給モ哀也。時移リ事定テ、楽尽キ悲来ル、只天人ノ五衰トゾミヘシ」（二〇五ウ）とある。〈盛〉卷八「同北方出家」にも、成親北の方は、雲林院の菩提講に忍び参り出家したとして、続けて「若君闕伽ラムスブ日ハ姫君花ヲ摘、姫君灯ヲ挑タル折ハ若君香ヲ燒、明テモ暮テモ両共ニ、父ノ菩提ヲ弔給フモ哀也。昔皇門鳳城ニ仕ヘテ、恣ニ槐門ノ春ノ花ヲ詠ゼシニ、今ハ民烟蝸屋ヲ遷テ、望郷ノ暁ノ露ニ埋レケリ。楽尽テ悲来ルナル、天人ノ五衰モ角ヤト覺エテ無慙也」（1—四九四頁）と記す。

## 【引用参考文献】

- \* 阿部泰郎 『「正法輪蔵」東大寺図書館本—聖徳太子伝給解き台本についての一考察—』《芸史研究》八二号、一九八三・七）
- \* 海野泰男 『今鏡全釈 下』（福武書店一九八三・七）
- \* 大曾根章介 『「澄憲作文集」—《中世文学の研究》東京大学出版会一九七二・七）
- \* 櫻井陽子 「藤原成親の妻子たち」（駒澤国文四七号、二〇一〇・二。『平家物語』本文考』汲古書院二〇一三・二再録。引用は後者による）
- \* 竹鼻績 『今鏡（下） 全訳注』（講談社一九八四・六）
- \* 戸田秀典 「平安後期における京内縉紳の第宅」（『末永先生米壽記念獻呈論文集 坤』奈良明新社一九八五・六）

\* 渡辺達郎「新大納言藤原成親北の方の謎―『平家物語』成親北の方物語の位相―」(解釈六八〇集、二〇一四・10)

此大納言ハ余ニ<sup>1</sup>誇テ、<sup>2</sup>戯レ事ニモ<sup>3</sup>無<sup>レ</sup>由<sup>4</sup>言スゴス事モ有ケリ。<sup>5</sup>後白川<sup>6</sup>院ノ近習者ニ坊門中納言親信ト云人<sup>6</sup>御坐ケリ。<sup>7</sup>右京大夫<sup>8</sup>信輔朝臣ノ子也。彼信輔<sup>9</sup>武蔵守タリシ時、当国ニ<sup>9</sup>下リテ儲タリケルガ、元服シテ叙爵シ給タリケレバ、異名ニ<sup>10</sup>坂東大夫ト申ケルガ、兵衛佐ニ成タリケルニモ猶坂東兵衛ナド申ケルヲ、新大納言法皇ノ<sup>11</sup>御前ニテ<sup>12</sup>戯テ、「ヤ、イカニ親信、坂東ニハ<sup>13</sup>何事共カアル」ト被<sup>レ</sup>申タリケルニ、兵衛佐取敢ズ、<sup>14</sup>「繩目ノ色革コソ多候ヘ」ト答タリケレバ、大納言顔<sup>15</sup>ノケシキ少替テ、又物モ宣ザリケリ。此大納言ハ、平治ノ<sup>16</sup>乱逆ノ時、信頼卿ニ同心トテ六波羅ヘ被<sup>レ</sup>召シニ、島摺ノ直垂著テ、<sup>17</sup>高<sup>17</sup>手<sup>17</sup>ニ縛ラレテ、恥ヲサラシタリケル事ヲ<sup>18</sup>思出テ、繩目ニソヘテ申タリケルニコソ。<sup>19</sup>御前ニ人々アアマタ候ハレケル中ニ、<sup>20</sup>按察使大納言資賢ノ後ニ<sup>21</sup>常ニ宣ヒケル<sup>22</sup>ハ、「兵衛佐ハユ、シク返答シタリシモノカナ。成親。卿ハ事ノ外ニ<sup>22</sup>苦リタリシ事様也」トゾ被<sup>レ</sup>申ケル。サレバ人ハ聊ノ<sup>23</sup>戯言ニモ、人ノ疵ヲバ云マジキ事也<sup>24</sup>ケリ。

【校異】 1〈近〉「ほこつて、〈蓬〉「誇て」。 2〈近〉「たはふれことにも、〈蓬〉「戯事にも」。 3〈近〉「よしなく、〈蓬〉「よしなき」。 4〈近〉「ものいひすこす、〈蓬〉「言すこす」。 5〈蓬〉「後白河院の」。 6〈近・蓬〉「おはしけり」。 7〈近〉「うきやうの大夫、〈蓬〉「右京大夫」。 8〈近〉「のぶすけあそんの」。〈蓬〉「信輔朝臣の」とし、右に「経忠卿子」を傍記。 9〈近〉「くくだりて」。丁替わりによる。 10〈近〉「ばんとう大夫と」、〈蓬〉「坂東大夫と」。 11〈近〉「御まへにて、〈蓬〉「御所にて」。 12〈近・蓬〉「たはふれて」。 13〈近〉「なにこともか」とし、「とも」の右に「と」を傍記。 14〈蓬〉「繩目色革こそ」。 15〈蓬〉「ノ」なし。 16〈近〉「らんげきの」、〈蓬〉「乱逆の」。 17〈蓬〉「高<sup>17</sup>手<sup>17</sup>小手<sup>17</sup>に」。 18〈近〉「おもひて」。 19〈蓬〉「御前に」。 20〈近〉「あぜちの大なごん」。〈蓬〉「按察使大納言」とし、右に「宮内卿有資子」を傍記。 21〈近〉「常ニ」なし。 22〈近〉「くるしかりたりし」、〈蓬〉「にかりたりし」。 23〈近〉「たはふれことにも」、〈蓬〉「戯事にも」。 24〈蓬〉「ケリ」なし。

【注解】 ○此大納言ハ余ニ誇テ、戯レ事ニモ無由言スゴス事モ有ケリ

今は零落してしまつた成親ではあるが、かつての「官位ト云捧禄ト云、身ニ余ル程ニ成給ヘル」(1―三七四頁)驕り高ぶつた成親のエピソードを綴つたもの。本話は、〈闘・延・長〉にも見られる。〈闘〉「此大納言余掲沛文聊戲事有言過事」(二下―一三三オ)、〈延・長〉「大方此大納言ハ、オ、ケナク思慮ナキ心シタル人ニテ、人ノ聞トガメヌベキ事ヲモ顧、ミ給ハズ、常ニ戯レニガキ人ニテ、無墓<sup>ハカ</sup>一事共ヲモ宣ヒ過ゴス事モ有ケリ」(延)卷二一三〇オ。〈闘〉の「掲沛文」は、

気がが激しいこと。〈延・長〉が記す成親の「オ、ケナク思慮」の無さが、鹿谷謀叛の首謀者たらしめたとするのであろう(小林美和①二八頁、山下宏明一九九頁)。「無<sup>レ</sup>由言スゴス」を〈近〉「よしなくものいひすこす」、〈蓬〉「よしなき言すこす」。つまりない物言いが過ぎることがあつたの意。 ○後白川院ノ近習者ニ坊門中納言親信ト云人御坐ケリ 〈闘・延・長〉同。親信は、信輔の子。〈尊卑〉(1―三七七頁)。「補任」(1―四八六頁)によれば、本名実輔、その後親房から親信に改名。「故権中納言経忠卿孫。入道前右京大夫信輔朝臣

四男。母故伯耆守橘家光朝臣女」。治承元年（一一七七）当時、親信四十一歳。成親より一歳年長であった。任権中納言は、文治五年（一一八九）七月十日。藤原道隆流の内、坊門・水無瀬家からは、親信の他子の定輔、親信の兄信隆も院司となっている。親信で言えば、応保二年（一一六二）・仁安二年（一一六七）の二度院御給で加階されておき、すでに院司であったものと思われる。親信の官途は、受領↓大式↓内蔵頭↓修理大夫と昇進、これは近臣としての典型的な昇進である（菊池紳一、八〇頁）。○右京大夫信輔朝臣ノ子也〈闕・延〉同、〈長〉「父左京大夫信輔朝臣」（一一一五四頁）。中納言経忠の子。〈尊卑〉「正四下、右京大夫 信輔」（一一三三三頁）。保元元年の鳥羽院崩御に際しては、当時左少将であった十九歳の成親とともに、入棺の役を務めている（『兵範記』保元元年七月二日条「入夜御入棺、役人八人〈右京大夫信輔朝臣、上総守資賢朝臣、伊予守盛章朝臣、右馬頭信輔朝臣、出雲守光保、左少将成親、右衛門権佐惟方、（辞）春宮大進ニ云々〉、入道信西等也、件八人存日御定云々」）。○彼信輔武蔵守タリシ時、当国ニ下リテ儲タリケルガ 〈闕・延・長〉同。信輔が武蔵守であったのは、〈延全注釈〉が指摘するように、保延元年（一一三五）四月二十一日（見任『中右記』以前 康治元年（一一四二）十二月三十日（『本朝世紀』）であるので、保延三年（一一三七）生の親信は、正に父が武蔵守の時に武蔵で生まれたのである。○元服シテ叙爵シ給タリケレバ、異名ニ坂東大夫ト申ケルガ 〈闕・延〉同、〈長〉「元服シテ」欠く。叙爵は、久安四年（一一四八）正月七日。親信十一歳の時（〈補任〉治承元年）。五位に昇って官を去った者は、式部大夫・民部大夫あるいは衛門大夫など、官名十大夫の形をもって称さ

れるが、これは逆に現任の官職に就いていないことの表れでもあり、その意味では一段低く受け取られた可能性はある。さらに○○大夫の○○が官職ではなく、地方の地名であればさらに低い感覚があったかもしれないが、それを具体的に示す実例は欠く。参考として掲げれば、「兵庫大夫正頼」（文治二年八月日『鎌倉遺文』一六三）・「神埼郡住人海六大夫重実」（文治二年九月二十七日『鎌倉遺文』一七九）・「高木大夫宗家」（文治三年五月二日『鎌倉遺文』二三一）などを挙げられる。○兵衛佐ニ成タリケルニモ猶坂東兵衛ナド申ケルヲ 〈闕・延・長〉同じだが、冒頭に「院ニ候給ケレバ」（〈延〉卷二一三〇ウ）と記す。右兵衛佐任官は、永暦元年（一一六〇）二月二十八日のこと（〈補任〉治承元年）。兵衛佐は「有力院近臣家の子息を遇する、権威ある官職」（元木泰雄①二四頁）、「公達これに任ず、諸大夫においては規模（名譽）也」（『官職秘抄』）といわれるように、主に親土・撰関家・清華家など上流貴族の子弟が任ぜられる職で、侍従とならんで殿上人となるための最短コース」（高橋昌明一八五頁）。なお、親信に対するこうした蔑視は、平安期の中央貴族の持つ坂東に対する蔑視と密接に関わろう。加藤友康によれば、坂東は「亡弊国」、治安の著しく悪い地域、疫病のはびこる地などとして見られていたとする（一六三～一六四頁）。さらに、川尻秋生によれば、そうした坂東に対する蔑視の生成には、将門の乱が大きく関係していると考えられ、内乱が勃発した時、中世になっても将門の乱は想起され、その対処方法が宮廷の先例となり、政務・儀礼を通して繰り返し擦り込まれた結果、世代を越えて貴族の中に再生産され続け、坂東が荒廃と兵乱の地であるというイメージが増幅されたとする（一〇〇～一一頁。木村茂光九一～九二

頁)。○新大納言法皇ノ御前ニテ戯テ：成親が親信を擲掄したという出来事が実際にあったかは不明であるが、エピソードが成り立つとすれば、次のような推定が可能か。親信が右兵衛佐に任じられた永暦元年（一一六〇）から右馬頭に転じた永万二年（一一六六）六月二十二日までの間が第一の候補となろう。一方、成親の立場を見ると、平治の乱に際して解官された成親が右中將に還任したのが永暦二年（一一六一）四月一日、平時忠らによる憲仁（高倉帝）立太子の陰謀に連座して同年十一月二十八日には再び解官されている（『山槐記』同年十一月二十九日条「今夜被行解官ニ云々、右馬頭兼因幡守信隆、右中將成親」〈補任〉『百練抄』は九月とする）。成親が政界で存在を示すようになるのは、永万二年正月十二日に左中將に任じられて政界復帰をたして以降である。元木泰雄②は、「他の後白河近臣らとともに再び解官の憂き目を見ることになる。その後、二条親政段階に成親の活動はすっかりなりを潜めている。しかし、二条天皇は永万元年（一一六五）に二十三歳の若さで死去し、幼い六条天皇が即位すると、政界はにわかに憲仁を擁立する後白河の院政に向けて加速してゆくことになる。そして翌年正月、後白河の支援を受けた成親は左中將に就任し再度の政界復帰を果たすや、六月には末茂流では初の藏人頭に就任、そして八月には参議に昇進して従三位に叙されるに至った」（二二一～二二三頁）と指摘する。つまり、このエピソードが成り立ちうるのは、永暦二年四月から十一月までの期間、ないしは永万二年正月から六月までの期間ということになろう。○兵衛佐取敢ズ、「繩目ノ色革コソ多候へ」ト答タリケレバ 〈鬪・延・長〉同。「繩目ノ色革」は、伏繩目の革の意。伏繩目は、「染革の文様の一つ。色変りの縹縹うんげんで、斜

めまたは波頭なみざらに染めだした文様。繩目ともいう」（日国大）。表の意味は、坂東には、伏繩目の鎧や腹巻を着た者達が多うございましたの意。ここは、この後に、「繩目ニソヘテ申タリケルニコソ」とあるように、平治の乱の折に、藤原信頼に加担して、成親が繩目にかかったことを親信が当て擦ったもの。なお、信頼は、道隆流の本流には属するが、親信の親族であり、四歳年長の信頼を、親信は熟知しているはずで、その信頼に加担して醜態を皆の前に晒した成親の姿もまたすっかりと見届けていたはずである。○大納言顔ノケシキ少替テ、又物毛宣ザリケリ 〈鬪・延・長〉同。同様の場面としては、「鹿谷」で、後白河法皇が皆の前で平家打倒の企てを話した所、静憲が憚ることなく「何ヲ以、清盛ヲバ失ハセ給候ベキ」と申し上げたところ、それを聞いていた成親が、「気色替テ立レケルガ」（〈延〉巻一―六八ウ）が想起される。○此大納言ハ、平治ノ乱逆ノ時、信頼卿ニ同心トテ六波羅へ被召シニ、鳥摺ノ直垂著テ、高小手ニ縛ラレテ、恥ヲサラシタリケル事ヲ思出テ、繩目ニソヘテ申タリケルニコソ 〈鬪・延〉は、話末に「平治ノ逆乱之時、此大納言ノ事ニ合レシ事ヲ被申タリケリ」（〈延〉巻一―三一オ）とし、〈長〉も話末に、「これと申は、新大納言、いまだ官もあさく殿上人にて、越後中將と申し時、しのぶずりのひたゝれをきせ、おり烏帽子のひきたてたるをきせさせて、六はらのむまやの前にひかへられたりし事を思出テ、『なはめの色かわ』とは返答せられたりけり」（一―一五五頁）とするが、この記事は、同じく〈長〉で、清盛が成親を尋問する場面で平治の乱を回想する記事にほぼ一致する（一―一三八頁。但し、傍線部は、「しませずり」。同記事は、〈延〉にも「一年平治ノ逆乱之時、信頼、義朝等ニ御同心アテ、朝敵トナリ

給タリシ時、越後中將トテ、島摺ノ直垂小袴キテ、折烏帽子引立テ、六波羅ノ馬屋ノ前ニ引スヘラレテオワセシカバ、罪ニ定テ既ニ被誅<sup>一</sup>給ベキニテオハセシヲ（巻一一二ウ）とあるが、〈盛〉は欠く。陽明本『平治物語』に「越後中將成親、六波羅へめし渡されてけり。島摺の直垂に折烏帽子引たてて、六波羅の厩の前にすへられてぞ有ける」とあり。「高平小手ニ縛ラレテ、恥ヲサラシタリケル事ヲ思出テ」は、〈盛〉の独自異文。「〔小手〕は手首から肘までをいう」両手を背のうしろに回し、首から肘、手首にかけて嚴重に縛り上げること。また、そのさま」（日国大）。妙本寺本『曾我物語』「鎌倉殿誠<sup>二</sup>のたりける高平小手<sup>一</sup>に御讒<sup>三</sup>」（貴重古典籍叢刊一八四頁）。成親が信頼とともに六波羅に引き据えられたことは、『愚管抄』巻五にも、「信頼ハ仁和寺ノ五ノ宮ノ御室ヘ参リタリケルヲ……清盛ハ一家者ドモアツメテ、六原ノウシロニ清水アル所ニ平バリウチテオリ居タリケル所ヘ、成親中將ト二人ヲグシテ前ニ引スヘタリケルニ」（旧大系二三六頁）と記される。元木泰雄<sup>②</sup>は、「武装して出撃したとされる成親も、信頼とともに捕らえられた」「降伏した成親は、武装蜂起をしたことから武人として扱われ、信頼と同様に清盛に身柄を委ねられており、清盛に生殺与奪の権を握られていたことになる」（二二頁）と指摘する。なお、このたびの拘禁においても、成親は「殆及<sup>一</sup>面縛<sup>二</sup>」〔玉葉〕六月一日条、すなわち「両手を後ろ手に縛り、顔を前にさし出しさらす」（日

## 【引用参考文献】

\* 加藤友康「平安貴族の「坂東」像」（日本歴史六〇〇号、一九九八・5）

\* 川尻秋生「平安貴族がみた坂東—平将門の乱の影響を中心として—」（日本歴史六三五号、二〇〇一・4。『古代東国史の基礎的研究』塙書房二〇〇三・6再録。引用は前者による）

国大）という状態であったことが知られており、こうした共通性が本エピソードの背景にあるか。○御前二人々アマタ候ハレケル中二、按察使大納言資賢ノ後ニ常ニ宣ヒケルハ 源資賢は、「此卿ハ今様朗詠ノ上手ニテ、院ノ近習、当時ノ寵臣ニテオワセシカバ、法皇モ諸事無内外被仰合ケル間」（延）巻三二八九オ）とあるように、後白河院の寵臣。ここでは、「後白河院の近臣として発言の証人」（延全注釈）巻二一四二頁）として登場する。本全釈「山僧燒清水寺」の注解「疎又近臣按察使入道資賢」（七一五—五二頁）に見るように、その場面にも、〈延・盛〉が、「資賢」の名前をわざわざ出すことについて、小林美和<sup>②</sup>は、〈延〉がこの一族に好意的であるためで、この家系に発する後白河院周辺説話の存在が想定されるとする。これに対して〈盛〉にはそういった意識は見られず、側近の一例として名があげられているのみとする（八一—八二頁）。○サレバ人ハ聊ノ戯言ニモ、人ノ疵ヲバ云マジキ事也ケリ 成親が、坂東生まれの親信に「戯テ」〔坂東ニハ何事共カアル〕と言ったことを指す。坂東生まれを「疵」としていることにも、坂東蔑視が見て取れる。この話をこうした箴言で締め括るのは、〈盛〉の独自本文。最後を「…事也ケリ」とする箴言形式のものとしては、他に次の様なものがある。「宛如憑威踐鋒之虎ト云本文アリ、最慎ベキ事也ケリ」（三一四〇二頁）、「忠盛大ニ畏リ、女ノ袖ヲ引テ罷出ヌ。歌ヲバ人ノ読習ベキ事也ケリ」（四一一一四頁）。

\* 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向―その一―」(学習院史学一四号、一九七八・1)

\* 木村茂光「黄瀬川と流人頼朝―初期頼朝政権の一齣―」(沼津市史研究一一号、二〇〇二・3。『初期鎌倉政権の政治史』同成社二〇一一・10再録。引用は後者による)

\* 小林美和①「平家物語卷一の構想をめぐって―延慶本を中心として―」(青須我波良三四号、一九八七・12。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による)

\* 小林美和②「後白河院説話の周辺―延慶本平家物語における―」(伝承文学研究三五号、一九八八・5。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による)

\* 高橋昌明『増補改訂』清盛以前 伊勢平氏の興隆」(平凡社一九八四・5。増補改訂版平凡社二〇一一・12。引用は後者による)

\* 元木泰雄①『平清盛と後白河院』(角川学芸出版、二〇一一・3)

\* 元木泰雄②「藤原成親と平氏」(立命館文学主八〇五号、二〇〇八・3)

\* 山下宏明「延慶本平家物語の展開法―『平家物語』成立論のために―」(文学五七卷一号、一九八九・1。『平家物語の成立』名古屋大学出版会一九九三・6再録。引用は後者による)

本稿の分担は次のとおりである。

村井が本文・校異の礎稿を作成、早川・志立・橋本・森田が注解の礎稿を作成した上で、特に国語学的事項については村井が、歴史学的事項については曾我が、中国文学的事項については近藤が中心となって、共著者七名で相互に検討を加えた。